

令和7年度（2025年度）

学生便覧

神戸大学医学部医療創成工学科

目次

沿革略史	1
I. 全学教学関係	
1. 神戸大学教学規則	2
2. 神戸大学共通細則	34
3. 神戸大学全学共通授業科目実施に関する規則・内規等.....	40
(1) 神戸大学全学共通履修規則	40
(2) 全学共通授業科目に係る大学以外の教育施設等における学修等に関する内規..	47
(3) 全学共通授業科目の再試験制度に関する内規.....	52
(4) 教養教育院開講科目の追試験に関する内規	53
(5) 交通機関の運休, 気象警報の発表, 避難指示・緊急安全確保の発令時における授 業, 定期試験の休講措置について	54
(6) 英語選抜上級クラスの編成についての申合せ	57
(7) 教養教育院開講科目の定期試験等における不正行為に関する申合せ	59
(8) 学生からの成績評価に対する申し立て手続きに関する申合せ	61
(9) 神戸大学数理・データサイエンス・AI 教育プログラム実施要領.....	62
4. 神戸大学学位規則	64
II. 医学部医療創成工学科教学関係	
1. 神戸大学医学部規則	77
2. 神戸大学医学部医療創成工学科授業科目のナンバリング	90
3. 神戸大学医学部医療創成工学科成績評価基準等に関する内規.....	93
4. 神戸大学医学部医療創成工学科における編入学者に関する内規	94
5. 神戸大学医学部医療創成工学科における卒業研究の履修に関する内規.....	95
6. 神戸大学医学部医療創成工学科の試験等における不正行為に対する成績の措置につ いての申合せ	96
7. 令和7年度入学者授業配当表.....	97
8. 神戸大学医学部医療創成工学科において開講する授業科目に係る学生からの成績評 価に対する申し立て手続きについての申合せ	100
III. 医学部医療創成工学科の授業について	
1. 学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）	102

2.	教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）	102
3.	医療創成工学専攻の教育・研究体制	103
4.	授業科目の履修等について	104
(1)	カリキュラムの全体像	104
(2)	授業科目，授業科目の区分及び履修について	104
(3)	履修科目一覧	105
(4)	臨床工学技士受験資格を取得するための必要科目一覧	105
(5)	カリキュラム・マップ	108
(6)	履修要件	109
(7)	履修登録・確認の手続きについて	109
(8)	定期試験等について	109
(9)	授業教室について	110
(10)	学業成績について	110
(11)	GPA について	111
(12)	履修上の注意	111
IV.	学内諸規則等	
1.	神戸大学学生表彰規程	112
2.	神戸大学学生懲戒規則	114
3.	神戸大学学生健康診断規程	118
	付録	
1.	校舎配置図	120
(1)	楠キャンパス配置図	120
(2)	工学部キャンパス配置図	124
(3)	鶴甲第1キャンパス配置図	130
2.	神戸大学医学部楠自治会会則	136

沿革略史

明治	2年	4月	神戸病院が開院した。 同院に医師養成場（医学伝習所）が設置された。
	9年		医学伝習所を神戸病院附属医学所に改称された。
	15年	4月	神戸病院附属医学所を兵庫県立神戸医学校に改称された。
	21年	3月	兵庫県立神戸医学校が廃止された。
昭和	19年	4月	兵庫県立医学専門学校が設置された。
	21年	4月	兵庫県立医科大学が設置された
	26年	3月	兵庫県立医学専門学校が廃止された。 兵庫県立医科大学予科が閉科された。（学制改革）
	27年	2月	兵庫県立神戸医科大学が設置された。
		4月	兵庫県立神戸医科大学の開校式を挙行了した。
	33年	3月	兵庫県立神戸医科大学に大学院医学研究科が設置された。
	39年	4月	兵庫県立神戸医科大学の国立移管により、神戸大学に医学部が設置された。
	42年	4月	兵庫県立神戸医科大学大学院の国立移管により、神戸大学大学院に医学研究科が設置された。
平成	6年	10月	医学部に保健学科が設置された。
	11年	4月	大学院医学研究科を大学院医学系研究科に改称された。 大学院医学系研究科保健学専攻（修士課程）が設置された。
	13年	4月	大学院医学系研究科保健学専攻（博士後期課程）が設置された。
	14年	4月	大学院医学系研究科バイオメディカルサイエンス専攻（修士課程）が設置された。
	16年	4月	国立大学法人法の施行に伴い、国立大学法人神戸大学に医学部、大学院医学研究科が設置された。
	20年	4月	大学院医学系研究科を大学医学研究科に改称された。 大学院保健学研究科保健学専攻が設置された。
令和	5年	4月	大学院医学研究科に医療創成工学専攻（博士課程前期課程・後期課程）が設置された。 博士課程前期課程の学生入学定員 15人 博士課程後期課程の学生入学定員 8人
	7年	4月	医学部に医療創成工学科が設置された。 学生入学定員 25人

I. 全学教学関係

1. 神戸大学教学規則

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

目次

第 1 章 総則(第 1 条－第 9 条)

第 2 章 学部

第 1 節 入学(第 10 条－第 21 条)

第 2 節 修業年限, 教育課程, 課程の履修等(第 22 条－第 39 条)

第 3 節 留学及び休学(第 40 条－第 44 条)

第 4 節 退学及び除籍(第 45 条－第 47 条)

第 5 節 卒業要件及び学士の学位(第 48 条・第 49 条)

第 6 節 授業料(第 50 条－第 54 条)

第 7 節 賞罰(第 55 条・第 55 条の 2)

第 3 章 大学院

第 1 節 入学(第 56 条－第 62 条)

第 2 節 修業年限, 教育方法, 修了要件等(第 63 条－第 71 条)

第 3 節 準用規定(第 72 条－第 77 条)

第 4 章 学位プログラム(第 77 条の 2)

第 5 章 特別聴講学生, 特別研究学生, 科目等履修生, 聴講生, 研究生, 専攻生及び外国人特別学生(第 78 条－第 83 条)

第 6 章 特別の課程(第 83 条の 2)

第 7 章 授業料, 入学料及び検定料の額(第 84 条・第 84 条の 2)

第 8 章 教育職員免許状(第 85 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は, 国立大学法人神戸大学学則(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「学則」という。)第 29 条の規定に基づき, 学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育憲章)

第 2 条 本学の教育は, 神戸大学教育憲章(平成 14 年 5 月 16 日制定)に則り, 行うものとする。

(学部)

第 3 条 本学の学部に置く学科は, 次のとおりとする。

文学部 人文学科

国際人間科学部 グローバル文化学科，発達コミュニティ学科，環境共生学科，子ども教育学科

法学部 法律学科

経済学部 経済学科

経営学部 経営学科

理学部 数学科，物理学科，化学科，生物学科，惑星学科

医学部 医学科，医療創成工学科，保健学科

工学部 建築学科，市民工学科，電気電子工学科，機械工学科，応用化学科

システム情報学部 システム情報学科

農学部 食料環境システム学科，資源生命科学科，生命機能科学科

海洋政策科学部 海洋政策科学科

(大学院)

第4条 本学の大学院研究科に置く専攻及びその課程は，次の表に掲げるとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別
人文学研究科	文化構造専攻，社会動態専攻	博士課程
国際文化学研究科	文化関連専攻，グローバル文化専攻	博士課程
人間発達環境学研究科	人間発達専攻，人間環境学専攻	博士課程
法学研究科	法学政治学専攻	博士課程
	実務法律専攻	専門職学位課程
経済学研究科	経済学専攻	博士課程
経営学研究科	経営学専攻	博士課程
	現代経営学専攻	専門職学位課程
理学研究科	数学専攻，物理学専攻，化学専攻，生物学専攻，惑星学専攻	博士課程
医学研究科	バイオメディカルサイエンス専攻	修士課程
	医科学専攻	博士課程
	医療創成工学専攻	博士課程
保健学研究科	保健学専攻	博士課程
工学研究科	建築学専攻，市民工学専攻，電気電子工学専攻，機械工学専攻，応用化学専攻	博士課程
システム情報学研究科	システム情報学専攻	博士課程

農学研究科	食料共生システム学専攻，資源生命科学専攻，生命機能科学専攻	博士課程
海事科学研究科	海事科学専攻	博士課程
国際協力研究科	国際開発政策専攻，国際協力政策専攻，地域協力政策専攻	博士課程
科学技術イノベーション研究科	科学技術イノベーション専攻	博士課程

2 人文学研究科，国際文化学研究科，人間発達環境学研究科，法学研究科，経済学研究科，経営学研究科，理学研究科，医学研究科医療創成工学専攻，保健学研究科，工学研究科，システム情報学研究科，農学研究科，海事科学研究科，国際協力研究科及び科学技術イノベーション研究科の博士課程は，これを前期2年の課程（以下「前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「後期課程」という。）に区分し，前期課程は，これを修士課程として取り扱うものとする。

3 法学研究科実務法律専攻及び経営学研究科現代経営学専攻の専門職学位課程は，学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第99条第2項に規定する専門職大学院の課程とし，法学研究科の専門職学位課程は，専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第1項に規定する法科大学院とする。

（乗船実習科）

第5条 本学に置く乗船実習科に関することは，神戸大学乗船実習科規則（平成16年4月1日制定）で定める。

（収容定員）

第6条 本学の収容定員は，別表のとおりとする。

（学年）

第7条 学年は，4月1日に始まり，翌年3月31日に終る。

（学期・クォーター）

第8条 学年を分けて，次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項に定める各学期に二つの期間（以下「クォーター」という。）を置くことができる。

3 各クォーターの始期及び終期については，別に定める。

（休業日）

第9条 定期の休業日は，次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

夏季休業 8月8日から9月30日まで

冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

- 2 臨時の休業日は、学長が定める。
- 3 教育上必要と認めるときは、第1項の規定にかかわらず、夏季及び冬季休業の期間は、各学部及び各研究科において学長の承認を得て変更することができる。
- 4 教育上必要と認めるときは、第1項から前項までの規定にかかわらず、休業日において授業等を行うことができる。

第2章 学部

第1節 入学

(入学許可)

第10条 学長は、次の各号のいずれかに該当し、入学試験に合格した者で、第17条に規定する入学手続を完了した者(第18条の規定により入学料の免除を申請している者及び第19条の規定により入学料の徴収猶予を申請している者を含む。)に対し、入学を許可する。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、前号に相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者(昭和23年文部省告示第47号)
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号。以下「旧規程」という。)による大学入学資格検定(以下「旧検定」という。)に合格した者を含む。)
- (8) 法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、高等学校卒業程度認定審査規則(令和4年文部科学省令第18号)による高等学校卒業程度認定審査に合格したもの
- (9) 法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けさせるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(早期入学)

第 11 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学ので定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

- (1) 高等学校に 2 年以上在学した者
- (2) 中等教育学校の後期課程、高等専門学校又は特別支援学校の高等部に 2 年以上在学した者
- (3) 外国において、学校教育における 9 年の課程に引き続く学校教育の課程に 2 年以上在学した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設(高等学校の課程に相当する課程を有する者として指定したものを含む。)の当該課程に 2 年以上在学した者
- (5) 学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号。以下「施行規則」という。)第 150 条第 3 号の規定により文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程に同号に規定する文部科学大臣が定める日以後において 2 年以上在学した者
- (6) 文部科学大臣が指定した者(平成 13 年文部科学省告示第 167 号)
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則第 4 条に定める試験科目の全部(試験の免除を受けた試験科目を除く。)について合格点を得た者(旧規程第 4 条に規定する受検科目の全部(旧検定の一部免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。))について合格点を得た者を含む。)で、17 歳に達したもの

2 前項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(入学期)

第 12 条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

(編入学)

第 13 条 次の各号のいずれかに該当する者で、本学に編入学を志望する者があるときは、第 10 条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 法第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 施行規則附則第 7 条に定める従前の規定による学校の課程を修了し、又は卒業した者

2 前項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で法学部、経済学部、経営学部又は工学部電気電子工学科に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

- (1) 大学に 2 年以上在学し、所定の単位を修得した者

- (2) 短期大学を卒業した者
 - (3) 高等専門学校を卒業した者
 - (4) 外国において、前3号と同程度の課程を修了した者
- 3 第1項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で国際人間科学部、理学部、医学部医療創成工学科、農学部又は海洋政策科学部に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することがある。
- (1) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
 - (2) 短期大学を卒業した者
 - (3) 高等専門学校を卒業した者
 - (4) 外国において、前3号と同程度の課程を修了した者
 - (5) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(第10条各号のいずれかに該当する者に限る。)
 - (6) 高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)の専攻科の課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(第10条各号のいずれかに該当する者に限る。)
- 4 第1項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で工学部建築学科、市民工学科、機械工学科又は応用化学科に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することがある。
- (1) 高等専門学校を卒業した者
 - (2) 外国において、前号と同程度の課程を修了した者
- 第13条の2 高等専門学校を卒業した者で、システム情報学部編入学を志望する者があるときは、第10条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することがある。
- (転入学)
- 第14条 他の大学に現に在学する者で、本学に転入学を志望する者があるときは、第10条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することがある。
- (再入学)
- 第15条 本学を第45条の規定により中途退学した者又は除籍された者で、再び同一の学部編入学を志望する者があるときは、第10条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することがある。
- (入学志願)
- 第16条 入学を志願する者は、所定の日までに、検定料を納付したうえ、入学願書、検定料払込証明書及び別に指定する書類を提出しなければならない。

2 既納の検定料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該額に相当する額を還付するものとする。

- (1) 学部の入学試験において出願書類等により第一段階目の選抜を行い、その合格者に限り学力検査その他により第二段階目の選抜を行う場合において、第一段階目の選抜で不合格となった者が第二段階目の選抜に係る額の返還を申し出たとき。
- (2) 学部の入学試験において入学の出願を受理した後に本学が大学入学共通テストにおいて受験することを課した教科・科目を受験していないことにより、出願の資格がないことが判明した者が第二段階目の選抜に係る額の返還を申し出たとき。
- (3) 検定料を納付した者が、所定の日までに入学願書を提出しなかった場合において、返還を申し出たとき。
- (4) 検定料を納付し、入学願書を提出した者が、受験を認められなかった場合において、返還を申し出たとき。

(入学者選抜)

第 16 条の 2 入学者の選抜は、学則第 27 条の 2 第 3 号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

(入学手続)

第 17 条 入学試験に合格した者は、所定の期日までに、入学料を添えて入学手続を行わなければならない。

2 既納の入学料は、還付しない。

(入学料の免除)

第 18 条 入学料の納付が困難な者に対しては、本人の申請により入学料の全部又は一部を免除することがある。

2 入学料の免除の取扱いについては、別に定める。

(入学料の徴収猶予等)

第 19 条 入学料の納付期限までに納付が困難な者に対しては、本人の申請により入学料の徴収を猶予することがある。

2 前条第 1 項の入学料の免除又は前項の入学料の徴収猶予を申請した者に係る入学料は、免除又は徴収猶予を許可し、又は不許可とするまでの間は、徴収を猶予する。

3 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は一部免除の許可をされた者(次項により徴収猶予の申請をした者を除く。)は、免除若しくは徴収猶予の不許可又は一部免除の許可を告知した日から起算して 14 日以内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

4 入学料の免除を不許可とされた者又は一部免除の許可をされた者が、第 1 項に規定する徴収猶予を受けようとする場合は、免除の不許可又は一部免除の許可を告知した日から起算して 14 日以内に徴収猶予の申請を行わなければならない。

5 大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号。以下「修学支援法」という。)第12条第1項の規定により入学料減免の認定を取り消された者は、取消しを告知した日から起算して14日以内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

6 入学料の徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

(死亡等による入学料の免除)

第20条 前条第1項又は前条第2項の規定により入学料の徴収を猶予されている者が、その期間内において死亡したことにより除籍された場合は、未納の入学料の全部を免除する。

2 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は一部免除を許可された者が、前条第3項に規定する入学料の納付期間内において死亡したことにより除籍された場合又は第47条第1項第1号の規定により除籍された場合は、その者に係る未納の入学料の全部を免除する。

3 修学支援法第12条第1項の規定により入学料減免の認定を取り消された者が、前条第5項に規定する入学料の納付期間内において死亡したことにより除籍された場合又は第47条第2項の規定により除籍された場合は、その者に係る未納の入学料の全部を免除する。

(宣誓)

第21条 入学者は、所定の方法により宣誓を行わなければならない。

第2節 修業年限、教育課程、課程の履修等

(修業年限)

第22条 学部の修業年限は、4年とする。ただし、本学に3年以上在学した者(施行規則第149条に規定する者を含む。)が、卒業の要件として学部規則に定める単位を優秀な成績で修得したものと認められ、かつ、学生が卒業を希望する場合には卒業することができる。

2 前項ただし書に規定する卒業の認定の基準は、学部規則において定め、公表するものとする。

3 医学部医学科については、第1項の規定にかかわらず、その修業年限は6年とする。

4 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、教授会の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。

5 前項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(修業年限の通算)

第23条 大学の学生以外の者のうち科目等履修生又は第83条の2に規定する特別の課程の履修生(以下「特別の課程履修生」という。)として本学において一定の単位を修得した者が本学に入学する場合においては、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を

履修したと認められるときは、教授会の議を経て、修得した単位数その他の事項を勘案して前条の修業年限の2分の1を超えない期間を修業年限に通算することができる。

(在学年限)

第24条 学生は、修業年限の2倍を超えて在学することはできない。

2 第22条第4項の規定により履修を認められた学生(以下「長期履修学生」という。)の在学年限については、関係の学部規則で定める。

(教育課程)

第25条 学部は、学則第27条の2第1号及び第2号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を次条第1項に定める区分に従って開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

(授業科目の区分)

第26条 授業科目の区分は、次のとおりとする。

教養科目

専門科目(専門基礎科目及び共通専門基礎科目を含む。)

資格免許のための科目

その他必要と認める科目

2 前項に規定するもののほか、外国人留学生のための授業科目として、日本語及び日本事情に関する科目を置くことができる。

(授業の方法)

第27条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項に規定する授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項に規定する授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 第1項に規定する授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

5 前4項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(履修方法及び試験)

第28条 第26条第1項の区分に従って開設される授業科目及びその履修方法並びに試験に関することは、各学部規則及び神戸大学全学共通授業科目履修規則(平成16年4月1日制定。以下「履修規則」という。)で定める。

2 第26条第2項の規定により開設される授業科目(以下「日本語等授業科目」という。)及びその履修方法並びに試験に関することは、各学部規則及び神戸大学日本語等授業科目履修規則(平成16年4月1日制定)で定める。

(履修科目の登録の上限)

第 29 条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が 1 年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は各学部規則において定めるものとする。

2 各学部規則の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(成績評価基準)

第 30 条 各学部は、各授業における学修目標や目標達成のための授業の方法及び計画を明示するとともに、学生の授業への取組状況等を考慮した多面的な成績評価基準を定め、公表するものとする。

(単位の授与)

第 31 条 一の授業科目を履修した者に対しては、試験その他の適切な方法により学修の成果を評価して、単位を与える。

(単位の基準)

第 32 条 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第 27 条第 1 項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね 15 時間から 45 時間までの範囲で各学部規則で定める時間の授業をもって 1 単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、当該学部規則で定める時間の授業をもって 1 単位とすることができる。

2 全学共通授業科目(履修規則で定める全学に共通する授業科目をいう。)については、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 演習、実験、実習及び実技については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

(3) 一の授業について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち 2 以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前 2 号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって 1 単位とする。

3 日本語等授業科目については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

4 第 1 項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を各学部規則で定めることができる。

(他学部の授業科目の履修)

第 33 条 学生は、他の学部の授業科目を履修することができる。この場合は、所属学部長を経て、当該学部長の許可を受けなければならない。

(大学院授業科目の履修)

第 33 条の 2 教育上有益と認めるときは、学生に本学の大学院(博士課程後期課程及び医学研究科医科学専攻の博士課程を除く。)の授業科目を履修させることがある。

2 前項の履修は、大学院の科目等履修生として行うものとする。

3 前 2 項に関して必要な事項は、神戸大学における大学院授業科目の先行履修に関する規程(令和 5 年 9 月 26 日制定)で定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第 34 条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)との協定に基づき、学生に当該大学又は短期大学の授業科目を履修させることがある。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、教授会の議を経て、協定に基づかず学生に外国の大学又は短期大学の授業科目を履修させることがある。

3 前 2 項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、60 単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことがある。

4 前 3 項の規定は、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修させる場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修させる場合について準用する。

5 前 4 項に関して必要な事項は、協定に定めるもののほか、関係の学部規則で定める。

(休学期間中に外国の大学又は短期大学において履修した授業科目の単位の取扱い)

第 34 条の 2 教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に本学と協定を締結している外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学において修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、教授会の議を経て、学生が休学期間中に協定に基づかず外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学において修得したものとみなすことができる。

3 前 2 項により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第 3 項及び第 4 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

4 前 3 項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 35 条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、第34条第3項及び第4項並びに前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 前2項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第36条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生又は特別の課程履修生として修得した単位を含む。以下「既修得単位」という。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第34条第3項及び第4項、第34条の2第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 前3項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(編入学、転入学、再入学者の修業年数等)

第37条 第13条から第15条までの規定により入学する者の修業すべき年数、履修すべき科目及びその単位については、教授会の議を経て、これを定める。

(転学部)

第38条 学長は、学生で所属学部長の承認を得て転学部を希望する者があるときは、志望学部の教授会の議を経て、許可することができる。

(転学科)

第39条 学長は、学生で転学科を希望する者があるときは、教授会の議を経て、許可することができる。

第3節 留学及び休学

(留学)

第40条 第34条第1項又は第2項の規定に基づき、外国の大学又は短期大学に留学しようとする者は、所属学部長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第22条の修業年限に算入するものとする。

(休学の許可)

第41条 学生が、疾病その他の理由により、3か月以上修学を休止しようとするときは、所属学部長の許可を得て休学することができる。

2 前項の休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、学部長は、更に1年を超えない範囲内において休学期間の延長を認めることができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

第41条の2 前条の規定にかかわらず、医学部医学科の学生であって、第60条第1項の規定により医学研究科医科学専攻の博士課程に早期入学するときは、医学部長の許可を得て、休学することができる。

2 前項の休学期間は、4年以内とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、医学部長は、更に1年を超えない範囲内において休学期間の延長を認めることができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

(休学の解除)

第42条 前条の休学期間中にその理由が消滅したときは、所属学部長の許可を得て、復学することができる。

(休学の命令)

第43条 学生で、疾病により3か月以上修学を休止させることが適当と認められる者があるときは、学部長の申請により、学長が休学を命ずる。

(休学期間の取扱い)

第44条 休学の期間は、通算して3年を超えることはできない。ただし、第41条の2に規定する学生の休学期間の通算については、8年を限度として、医学部において別に定める。

2 休学期間は、在学年数に算入しない。

第4節 退学及び除籍

(退学)

第45条 学生が、退学しようとするときは、その理由を具し、所属学部長に願い出て許可を受けなければならない。

(疾病等による除籍)

第46条 学生が、疾病その他の理由により、成業の見込みがないと認められるときは、学部長の申請により、学長がこれを除籍する。

(入学金等未納による除籍)

第47条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学部長がこれを除籍する。

(1) 第18条又は第19条の規定により入学金の免除又は徴収猶予を申請した者で、免除若しくは徴収猶予が不許可になったもの又は一部免除若しくは徴収猶予が許可になったものが、その者に係る納付すべき入学金を納付期限内に納付しないとき。

(2) 授業料の納付を怠り、督促を受けても、納付期限の属する学期の末日までに納付しないとき。

- 2 修学支援法第 12 条第 1 項の規定により入学料又は授業料の減免の認定を取り消された者が、その者に係る納付すべき入学料又は授業料を納付期限内に納付しないときは、当該認定に係る年度末をもって学部長がこれを除籍するものとする。

第 5 節 卒業要件及び学士の学位

(卒業要件)

- 第 48 条 卒業の要件は、第 22 条に定める期間在学し、124 単位(医学部医学科にあっては、188 単位。以下同じ。)以上を各学部規則の定めるところにより修得することとする。
- 2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき 124 単位のうち、第 27 条第 2 項の授業の方法により修得する単位数は 60 単位を超えないものとする。ただし、124 単位を超える単位数を卒業の要件としている場合においては、同条第 1 項に規定する授業により 64 単位(医学部医学科にあっては、128 単位)以上を修得しているときは、60 単位を超えることができることとする。

(学士の学位授与)

- 第 49 条 前条の規定により、学部所定の課程を修めて本学を卒業した者に対しては、学士の学位を授与する。

第 6 節 授業料

(授業料の納期)

- 第 50 条 授業料は、次の 2 期に分け、年額の 2 分の 1 に相当する額をそれぞれその納付期間中に納付しなければならない。

期別	納付期間
前期 (4 月から 9 月まで)	4 月 1 日から 4 月 30 日まで
後期 (10 月から 3 月まで)	10 月 1 日から 10 月 31 日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。
- 3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第 1 項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付することができる。
- 4 第 1 項の納付期間を経過した後において入学した者のその期の授業料は、入学の日の属する月に納付しなければならない。
- 5 学年の中途において卒業する者の授業料は、その卒業の月までの分を、月割をもって在学する期の納付期間内に納付しなければならない。
- 6 修学支援法第 12 条第 1 項の規定により授業料減免の認定を取り消された者の授業料は、取消しを告知した日から起算して 14 日以内に納付しなければならない。
- 7 既納の授業料は、還付しない。ただし、第 2 項又は第 3 項の規定により授業料を納付した者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、納付した者の申出により当該各号に定める授業料相当額を還付するものとする。

- (1) 第2項の規定により授業料を納付した者が、後期に係る授業料の納付期間前に休学又は第45条の規定により退学した場合 後期分の授業料に相当する額
- (2) 第3項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の末日までに入学を辞退した場合 入学年度の前期分又は前期分及び後期分の授業料に相当する額
- (3) 第3項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の末日までに入学年度の初日からの休学を申し出、第41条第1項の規定により休学を許可された場合 入学年度の前期分又は前期分及び後期分の授業料に相当する額
(授業料の免除)

第51条 経済的理由により授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優秀である者その他特別な事情がある者に対しては、本人の申請により授業料の全部又は一部を免除することがある。

- 2 前項に規定する授業料の免除の取扱いについては、別に定める。

(授業料の徴収猶予及び月割分納)

第52条 経済的理由により授業料の納付期限までに授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優秀である者その他特別な事情がある者に対しては、本人の申請により授業料の徴収猶予又は月割分納を許可することがある。

- 2 前項に規定する授業料の徴収猶予及び月割分納の取扱いについては、別に定める。

(休学者の授業料)

第53条 学生が授業料の納付期限までに休学を許可された場合又は授業料の徴収猶予を受けていた者が休学を許可された場合は、月割計算により休学当月の翌月(休学を開始する日が月の初日に当たる場合は、その月)から復学当月の前月までの授業料を免除する。

- 2 休学中の者が復学した場合は、復学当月以後のその期の授業料を月割をもって復学の際に納付しなければならない。

(退学者等の授業料)

第54条 第50条に定める期中途において、第45条の規定により退学し、第55条の2第1項の規定により停学若しくは懲戒退学を命ぜられ、又は除籍された者は、その期の授業料を納付しなければならない。ただし、死亡し、若しくは行方不明となったことにより除籍された場合又は第47条の規定により除籍された場合は、その者に係る未納の授業料の全額を免除することがある。

- 2 授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されている者が退学を許可された場合は、月割計算により退学の翌月以後に納付すべき授業料の全額を免除することがある。

第7節 賞罰

(表彰)

第55条 学生として表彰に値する行為があったときは、所属学部長等の推薦により、学長は、これを表彰することがある。

2 前項に関し必要な事項は、神戸大学学生表彰規程(平成 17 年 2 月 17 日制定)で定める。

(懲戒)

第 55 条の 2 本学の規定に違背し、学生の本分を守らない者があるときは、所定の手続により学長が懲戒する。

2 懲戒は、訓告、停学及び懲戒退学とする。

3 停学 3 か月以上にわたるときは、その期間は、第 22 条の修業年限に算入しない。

4 前 3 項に関し必要な事項は、神戸大学学生懲戒規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)で定める。

第 3 章 大学院

第 1 節 入学

(修士課程、前期課程及び専門職学位課程の入学資格)

第 56 条 修士課程、前期課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 法第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(7) 専修学校の専門課程(修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(8) 文部科学大臣の指定した者(昭和 28 年文部省告示第 5 号)

(9) 法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、本学において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(10) 本学において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの

(修士課程、前期課程及び専門職学位課程への早期入学)

第57条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学が定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

- (1) 大学に3年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

2 前項に関して必要な事項は、関係の研究科規則で定める。

(後期課程の入学資格)

第58条 後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位(法第104条第3項の規定に基づき学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。)を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(第74条において「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号)

(8) 本学において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

(医学研究科医科学専攻の博士課程の入学資格)

第59条 医学研究科医科学専攻の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学の医学、歯学、薬学（修業年限が6年であるものに限る。以下同じ。）又は獣医学（修業年限が6年であるものに限る。以下同じ。）を履修する課程を卒業した者

(2) 外国において、学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者

(4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(5) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が5年以上である課程(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。)を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 文部科学大臣の指定した者(昭和30年文部省告示第39号)

(7) 法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの

(8) 本学において、個別の入学資格審査により、大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

(医学研究科医科学専攻の博士課程への早期入学)

第60条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学が定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

(1) 大学(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。)に4年以上在学した者

- (2) 外国において学校教育における16年の課程(医学, 歯学, 薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)を修了した者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程(医学, 歯学, 薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)を修了した者
 - (4) 我が国において, 外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程(最終の課程は, 医学, 歯学, 薬学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって, 文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 2 前項に関して必要な事項は, 関係の研究科規則で定める。

(進学)

第61条 本学大学院の修士課程, 前期課程又は専門職学位課程を修了し, 引き続き後期課程又は医学研究科医科学専攻の博士課程に進学を志望する者については, 当該研究科の定めるところにより, 選考の上, 進学を許可する。

(入学者選抜)

第62条 大学院の入学者の選抜は, 学則第27条の2第3号の規定により定める方針に基づき, 公正かつ妥当な方法により, 適切な体制を整えて行うものとする。

2 大学院の入学志願者に対する選考方法は, 各研究科において別に定める。

第2節 修業年限, 教育方法, 修了要件等

(標準修業年限)

第63条 修士課程の標準修業年限は, 2年とする。

2 前項の規定にかかわらず, 修士課程においては, 主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって, 教育研究上の必要があり, かつ, 昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは, 各研究科の定めるところにより, 専攻又は学生の履修上の区分に応じ, 標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

3 前項に規定する修士課程を置く研究科, 専攻又は学生の履修上の区分及びその標準修業年限は, 次のとおりとする。

人間発達環境学研究科 人間発達専攻(1年履修コース)1年

4 人文学研究科, 国際文化学研究科, 人間発達環境学研究科, 法学研究科, 経済学研究科, 経営学研究科, 理学研究科, 医学研究科医療創成工学専攻, 保健学研究科, 工学研究科, システム情報学研究科, 農学研究科, 海事科学研究科, 国際協力研究科及び科学技術イノベーション研究科の博士課程の標準修業年限は, 前期課程2年, 後期課程3年の5年とする。

5 医学研究科医科学専攻の博士課程の標準修業年限は, 4年とする。

- 6 経営学研究科現代経営学専攻の専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められるときは、研究科の定めるところにより、学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。
- 7 法学研究科実務法律専攻の専門職学位課程(以下「法科大学院」という。)の標準修業年限は、3年とする。

(教育課程)

第63条の2 大学院(専門職大学院を除く。)は、学則第27条の2第1号及び第2号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 専門職大学院は、学則第27条の2第1号及び第2号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を、産業界等と連携しつつ、自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

(教育方法等)

第64条 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

- 2 専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査、双方向又は多方向に行われる討論又は質疑応答その他の適切な方法により授業を行うものとする。
- 3 研究科において教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。
- 4 各研究科における授業科目、その単位数及び研究指導並びにそれらの履修方法については、当該研究科規則で定める。

(他大学大学院等の研究指導)

第65条 教育上有益と認めるときは、他大学(外国の大学を含む。)の大学院又は研究所等(外国の研究機関を含む。)との協定に基づき、学生に当該大学の大学院又は当該研究所等において必要な研究指導を受けさせることがある。ただし、修士課程及び前期課程の学生については、当該研究指導を受けさせる期間は、1年を超えないものとする。

- 2 教育上有益と認めるときは、外国の大学院又は研究所等との協定に基づき、後期課程の学生に、本学と当該外国の大学院又は研究所等において、共同の研究指導を受けさせることがある。

(研究指導のための留学)

第66条 前条の規定に基づき、外国の大学又は研究機関に留学しようとする者は、所属研究科長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けて留学した期間は、第63条の標準修業年限に算入する。

(修士課程及び前期課程の修了要件)

第 67 条 修士課程及び前期課程の修了要件は、当該課程に 2 年(人間発達環境学研究科人間発達専攻(1 年履修コース)にあっては、1 年)以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

2 第 75 条において読み替えて準用する第 36 条(第 2 項を除く。)の規定により本学に入学する前に修得した単位(第 56 条又は第 57 条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を本学において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本学の修士課程又は前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して 1 年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも 1 年以上在学するものとする。

(博士課程の修了要件)

第 68 条 博士課程(医学研究科医科学専攻の博士課程を除く。)の修了要件は、後期課程に 3 年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に 1 年(2 年未満の在学期間をもって修士課程又は前期課程を修了した者)にあっては、当該在学期間を含めて 3 年)以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、施行規則第 156 条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士課程の後期 3 年の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院(専門職大学院を除く。以下この項において同じ。)に 3 年(専門職大学院設置基準第 18 条第 1 項の法科大学院の課程を修了した者)にあっては、2 年)以上在学し、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に 1 年(標準修業年限が 1 年以上 2 年未満の専門職学位課程を修了した者)にあっては、3 年から当該 1 年以上 2 年未満の期間を減じた期間)以上在学すれば足りるものとする。

3 医学研究科医科学専攻の博士課程の修了要件は、当該課程に 4 年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に 3 年以上在学すれば足りるものとする。

4 第 75 条において読み替えて準用する第 36 条(第 2 項を除く。)の規定により医学研究科医科学専攻の博士課程に入学する前に修得した単位(第 59 条又は第 60 条の規定に

より入学資格を有した後、修得したものに限り。)を本学において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により医学研究科医科学専攻の博士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

(専門職学位課程の修了要件)

第69条 専門職学位課程(法科大学院を除く。以下この条において同じ。)の修了要件は、当該課程に2年(2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、所定の単位を修得することとする。

2 専門職学位課程の在学期間に関しては、第75条の規定により認定された入学前の既修得単位(法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限り。)を、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当該課程の標準修業年限の2分の1を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

3 法科大学院の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、所定の単位を修得することとする。

4 法科大学院の在学期間については、第75条の規定により認定された入学前の既修得単位(法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限り。)を、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

5 法科大学院は、法学の基礎的な学識を有すると認める者に関しては、第3項に規定する在学期間については、前項の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えない範囲で研究科が認める期間在学したものと、第3項に規定する単位については、第74条、第74条の2、第74条の3及び第75条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えない範囲で研究科が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、93単位を超える単位の修得を修了要件とする場合は、そのを超える部分の単位数に限り、研究科が認める範囲で、30単位を超えてみなすことができる。

6 認定連携法曹基礎課程(本学法科大学院以外の法科大学院のみと認定法曹養成連携協定を締結している大学の課程を含む。)を修了して法科大学院に入学した者又はこれらの者と同等の学識を有すると研究科が認める者に関する前項の規定の適用については、「30単位」とあるのは、「46単位」とする。

(学位論文及び最終試験)

第70条 学位論文及び最終試験に関することは、学位規程に定めるところによる。

(修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与)

第71条 各研究科において、所定の課程を修了した者に対しては、その課程に応じて修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

2 前項の学位に関することは、学位規程に定めるところによる。

第3節 準用規定

(準用規定)

第72条 第12条(入学期)、第14条(転入学)、第15条(再入学)、第16条(入学志願)、第17条(入学手続)、第18条(入学料の免除)(第2項を除く。)、第19条(入学料の徴収猶予等)、第20条(死亡等による入学料の免除)、第21条(宣誓)、第22条(修業年限)(第1項、第2項及び第3項を除く。)、第24条(在学年限)、第27条(授業の方法)、第31条(単位の授与)、第32条(単位の基準)(第2項及び第3項を除く。)、第33条(他学部の授業科目の履修)、第38条(転学部)、第39条(転学科)、第45条(退学)、第46条(疾病等による除籍)、第47条(入学料等未納による除籍)、第50条から第54条まで(授業料)、第55条(表彰)及び第55条の2(懲戒)の規定は、大学院に準用する。ただし、第24条を準用する場合において、医学研究科医科学専攻の博士課程以外の博士課程にあっては、標準修業年限を前期課程と後期課程に分ける。

(履修科目の登録の上限)

第73条 専門職大学院学生の履修科目の登録の上限に関しては、第29条第1項を準用する。この場合において、「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(成績評価基準)

第73条の2 大学院(専門職大学院を除く。)の成績評価基準に関しては、第30条を準用する。この場合において、「各学部」とあるのは「各研究科」と、「授業の方法及び計画」とあるのは「授業及び研究指導の方法及び計画」と読み替えるものとする。

2 専門職大学院の成績評価基準に関しては、第30条を準用する。この場合において、「各学部」とあるのは「専門職大学院」と読み替えるものとする。

(他大学大学院の授業科目の履修)

第74条 大学院学生その他大学(外国の大学を含む。)の大学院の授業科目の履修に関しては、第34条を準用する。この場合において、同条第3項中「60単位」とあるのは、「15単位(法科大学院学生にあっては30単位(ただし、93単位を超える単位の修得を修了要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り、研究科が認める範囲で、30単位を超えてみなすことができる。))」と、同条第4項中「及び外国の」とあるのは、「外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修させる場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を」と、同条第5項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(休学期間中に外国の大学の大学院において履修した授業科目の単位の取扱い)

第74条の2 大学院学生が休学期間中に外国の大学において履修した授業科目について修得した単位に関しては、第34条の2を準用する。この場合において、同条第1項及び

第2項中「外国の大学又は短期大学」とあるのは「外国の大学の大学院」と、同条第3項中「60単位」とあるのは、「15単位(法科大学院学生にあつては30単位(ただし、93単位を超える単位の修得を修了要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り、研究科が認める範囲で、30単位を超えてみなすことができる。))」と、同条第4項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(大学院が編成する特別の課程における学修)

第74条の3 第83条の2の規定により大学院が編成する特別の課程における学修については、第35条を準用する。この場合において、同条第1項中「短期大学又は高等専門学校」の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修」とあるのは「第83条の2の規定により大学院が編成する特別の課程(履修資格を有する者が、第56条の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。)における学修」と、同条第2項中「第34条第3項及び第4項並びに前条第1項及び第2項」とあるのは「第74条の3において読み替えて準用する第34条第3項及び第4項並びに前条第1項及び第2項」と、「60単位」とあるのは「15単位(法科大学院学生にあつては30単位(ただし、93単位を超える単位の修得を修了要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り、研究科が認める範囲で、30単位を超えてみなすことができる。))」と、同条第3項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第75条 大学院学生の入学前の既修得単位の認定に関しては、第36条(第2項を除く。)を準用する。この場合において、同条第1項中「大学又は短期大学」とあるのは「大学院」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「第75条において読み替えて準用する第1項」と、「第34条第3項及び第4項、第34条の2第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数と合わせて60単位」とあるのは、「15単位を超えないものとし、かつ、第74条において読み替えて準用する第34条第3項及び第4項、第74条の2において読み替えて準用する第34条の2第1項及び第2項並びに第74条の3において読み替えて準用する前条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位(ただし、専門職大学院学生(法科大学院学生を除く。)にあつては15単位、法科大学院学生にあつては30単位(第74条、第74条の2及び第74条の3の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。))」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「第75条において読み替えて準用する第1項及び前項」と、「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(留学)

第76条 大学院学生の外国の大学への留学に関しては、第40条を準用する。この場合において、同条第1項中「第34条第1項又は第2項」とあるのは「第74条」と、「所属

学部長」とあるのは「所属研究科長」と、同条第2項中「第22条」とあるのは「第63条」と読み替えるものとする。

(休学)

第77条 大学院学生の休学に関しては、第41条第1項、第42条、第43条及び第44条第2項を準用するほか、各研究科規則で定める。

第4章 学位プログラム

(学位プログラム)

第77条の2 各学部及び各研究科において編成する教育課程のほか、明確な人材養成目的に基づき、学部又は研究科の枠を超えた組織的な指導体制で展開される体系性・一貫性ある教育を実施するため、学位の取得を目的とする学位プログラムを置くことができる。

2 学位プログラムの実施に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 特別聴講学生，特別研究学生，科目等履修生，聴講生，研究生，専攻生及び外国人特別学生

(特別聴講学生)

第78条 他の大学，短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)又は高等専門学校との協定に基づき，当該大学(大学院を含む。) ，短期大学又は高等専門学校の学生で，本学の授業科目又は別に定める教育プログラムを履修しようとする者があるときは，特別聴講学生として許可することがある。

2 特別聴講学生については，協定に定めるもののほか，関係の学部規則，研究科規則等で定める。

(特別研究学生)

第79条 他大学(外国の大学を含む。)の大学院との協定に基づき，当該大学院の学生で，本学において研究指導を受けようとする者があるときは，特別研究学生として許可することがある。

2 特別研究学生については，協定に定めるもののほか，関係の研究科規則で定める。

(科目等履修生)

第80条 本学が開設する1又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは，科目等履修生として許可することがある。

2 科目等履修生に対しては，単位を与えることができる。

3 科目等履修生については，関係の学部規則及び研究科規則で定める。

(聴講生，研究生及び専攻生)

第81条 本学が開設する1又は複数の授業科目を聴講しようとする者があるときは，聴講生として許可することがある。

2 特定の事項について研究しようとする者があるときは，研究生として許可することがある。

- 3 本学学部卒業者で、特定の専門事項について攻究しようとする者があるときは、専攻生として許可することがある。
- 4 聴講生、研究生及び専攻生については、それぞれ関係の学部規則、研究科規則及び専攻生規則で定める。

(授業料の納期)

第 82 条 特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、聴講生、研究生及び専攻生の授業料については、それぞれの在学予定期間に応じ、3 か月分又は 6 か月分に相当する額を当該期間における当初の月に納付するものとし、在学予定期間が 3 か月未満又は 6 か月未満であるときは、その期間分に相当する額を当該期間における当初の月に納付しなければならない。

(外国人特別学生)

第 83 条 外国人で、第 10 条、第 56 条、第 58 条又は第 59 条の規定によらないで、外国人特別学生として本学の学部又は大学院に入学を志願する者があるときは、教授会の議を経て許可する。

- 2 前項の学生で、学部又は大学院の課程を修了した者には、第 49 条又は第 71 条に定める学位を授与する。

第 6 章 特別の課程

(特別の課程)

第 83 条の 2 本学の学生以外の者を対象として、法第 105 条に規定する特別の課程（以下「特別の課程」という。）を編成することができる。

- 2 特別の課程の編成及び実施に関し必要な事項は、別に定める。

第 7 章 授業料、入学料及び検定料の額

(授業料、入学料及び検定料の額)

第 84 条 本学の授業料、入学料及び検定料(以下「授業料等」という。)の額は、神戸大学における授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額に関する規程(平成 16 年 4 月 1 日制定)に定められた額とする。

(授業料等の不徴収)

第 84 条の 2 国費外国人留学生制度実施要項(昭和 29 年 3 月 31 日文科大臣裁定)に基づく国費外国人留学生の授業料等については、前条の規定にかかわらず、不徴収とする。

- 2 特別聴講学生及び特別研究学生の授業料等については、第 82 条及び前条の規定にかかわらず、第 78 条第 1 項又は第 79 条第 1 項の協定に基づき、不徴収とすることができる。
- 3 科目等履修生のうち、教育公務員特例法(昭和 24 年法律第 1 号)第 22 条第 2 項又は第 3 項の規定に基づき本学に派遣された教育職員(以下「現職教育職員」という。)の入学料及び検定料については、前条の規定にかかわらず、不徴収とすることができる。

- 4 科目等履修生のうち、第 33 条の 2 第 2 項の規定に基づき大学院の授業科目を履修する者の授業料等については、第 82 条及び前条の規定にかかわらず、不徴収とする。
- 5 聴講生及び研究生のうち、現職教育職員の授業料等については、第 82 条及び前条の規定にかかわらず、不徴収とすることができる。
- 6 学長の承認に基づき現職のまま科目等履修生、聴講生又は研究生として入学した本学の附属学校教員の授業料等については、第 82 条及び前条の規定にかかわらず、不徴収とする。
- 7 外国人特別学生の授業料等については、学長が認めたときは、前条の規定にかかわらず、不徴収とすることができる。

第 8 章 教育職員免許状

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

- 第 85 条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)及び教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)に定める所要の単位を修得しなければならない。
- 2 前項の規定により所要資格を取得できる教員の免許状の種類等については、関係の学部規則及び研究科規則の定めるところによる。

附 則(令和 7 年 3 月 24 日)

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 13 条の改正規定中、文学部に係る部分は令和 8 年 4 月 1 日から、工学部及び医学部医療創成工学科に係る部分並びに第 13 条の 2 の改正規定は令和 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び令和 7 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の第 26 条及び第 28 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 工学部情報知能工学科は、改正後の第 3 条の規定にかかわらず、令和 7 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 令和 7 年度から令和 9 年度までのシステム情報学部及び医学部医療創成工学科並びに別表の改正規定により入学定員又は編入学定員を改める学科の総定員、令和 7 年度から令和 12 年度までの医学部医学科の入学定員及び総定員並びに全学部の総定員は、改正後の別表の規定にかかわらず、附則別表のとおりとする。

附則別表（附則第3項関係）

年度	区分		入学定員	総定員	
令和7年度	国際人間科学部	発達コミュニティ学科	100	410	
		子ども教育学科	50	204	
		学部計	370	1,500	
	医学部	医学科		113	698
		医療創成工学科		25	25
		保健学科	看護学専攻	70	—
			学科計	—	630
		学部計	288	1,353	
	工学部	建築学科		90	369
		市民工学科		60	249
		電気電子工学科		90	369
		機械工学科		100	409
		応用化学科		103	421
		情報知能工学科		—	321
		学部計	443	2,178	
	システム情報学部	システム情報学科		150	150
		学部計		150	150
全学部合計			2,574	10,683	
令和8年度	国際人間科学部	発達コミュニティ学科	100	410	
		子ども教育学科	50	204	
		学部計	370	1,500	
	医学部	医学科		100	686
		医療創成工学科		25	50
		保健学科	看護学専攻	70	—
			学科計	—	620
		学部計	275	1,356	
	工学部	建築学科		90	366
		市民工学科		60	246
		電気電子工学科		90	366
		機械工学科		100	406
		応用化学科		103	418
		情報知能工学科		—	214
		学部計	443	2,056	

	システム情報学部	システム情報学科	150	300	
		学部計	150	300	
	全学部合計		2,561	10,714	
令和9年度	国際人間科学部	発達コミュニティ学科	100	407	
		子ども教育学科	50	202	
		学部計	370	1,495	
	医学部	医学科	100	674	
		医療創成工学科	25	80	
		保健学科	看護学専攻	70	—
			学科計	—	610
		学部計	275	1,364	
	工学部	建築学科	90	363	
		市民工学科	60	243	
		電気電子工学科	90	363	
		機械工学科	100	403	
		応用化学科	103	415	
		情報知能工学科	—	107	
		学部計	443	1,931	
	システム情報学部	システム情報学科	150	453	
		学部計	150	453	
	全学部合計		2,561	10,745	
	令和10年度	医学部	医学科	100	662
学部計			275	1,372	
全学部合計		2,561	10,776		
令和11年度	医学部	医学科	100	650	
		学部計	275	1,360	
	全学部合計		2,561	10,764	
令和12年度	医学部	医学科	100	638	
		学部計	275	1,348	
	全学部合計		2,561	10,752	

別表

収容定員

1 学部

区分		入学定員		2年次 編入学定員		3年次 編入学定員		総定員		
		学科別	計	学科別	計	学科別	計	学科別	計	
文学部	人文学科	100	100					400	400	
国際人間科学部	グローバル文化学科	140	370					560	1,490	
	発達コミュニティ学科	100				2	2	404		
	環境共生学科	80				3	3	326		
	子ども教育学科	50						200		
法学部	法律学科	180	180			20	20	760	760	
経済学部	経済学科	270	270			20	20	1,120	1,120	
経営学部	経営学科	260	260			20	20	1,080	1,080	
理学部	数学科	28	153			学科共通 25	25	112	662	
	物理学科	35		140						
	化学科	30		120						
	生物学科	25		100						
	惑星学科	35		140						
医学部	医学科	100	275	5	5			625	1,335	
	医療創成工学科	25				5	5	110		
	保健学科	看護学専攻		70						600
		検査技術科学専攻		40						
		理学療法専攻		20						
		作業療法専攻		20						
工学部	建築学科	90	443			3	3	366	1,806	
	市民工学科	60				3	3	246		
	電気電子工学科	90				4	4	368		
	機械工学科	100				4	4	408		
	応用化学科	103				3	3	418		
システム情報学部	システム情報学科	150	150			3	3	606	606	
農学部	食料環境システム学科	36	160			学科共通 10	10	144	660	
	資源生命科学科	55						220		
	生命機能科学科	69						276		
海洋政策科学部	海洋政策科学科	200	200			10	10	820	820	
合計			2,561		5		135		10,739	

2 大学院

区分		入学定員										総定員									
		修士課程		博士課程						専門職学位 課程		修士課程		博士課程						専門職学位 課程	
				前期		後期		専攻別						前期		後期		専攻別			
		専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計		
人文学	文化構造専攻		17	44	8	20								34	88	24	60				

	社会動態専攻		27		12					54		36					
国際文化学研究科	文化関連専攻		18		6					36		18					
	グローバル文化専攻		29	47	9	15				58	94	27	45				
人間発達環境学研究所	人間発達専攻		51		11					102		33					
	(1年履修コース)		4	91		17				4	178		51				
	人間環境学専攻		36		6					72		18					
法学研究科	法学政治学専攻		37	37	18	18				74	74	54	54				
	実務法律専攻								80	80							240
経済学研究科	経済学専攻		83	83	20	20				166	166	60	60				
経営学研究科	経営学専攻		51	51	32	32				102	102	96	96				
	現代経営学専攻								69	69							138
理学研究科	数学専攻		22		4					44		12					
	物理学専攻		24		5					48		15					
	化学専攻		28	122	6	27				56	244	18	81				
	生物学専攻		24		6					48		18					
	惑星学専攻		24		6					48		18					
医学研究科	バイオメディカルサイエンス専攻	25	25							50	50						
	医科学専攻							120	120							480	480
	医療創成工学専攻		15	15	8	8				30	30	24	24				
保健学研究科	保健学専攻		79	79	25	25				158	158	75	75				
工学研究科	建築学専攻		64		8					128		24					
	市民工学専攻		42		6					84		18					
	電気電子工学専攻		64	316	8	42				128	632	24	126				
	機械工学専攻		76		10					152		30					
	応用化学専攻		70		10					140		30					
システム情報学研究科	システム情報学専攻		95	95	12	12				190	190	36	36				
農学研究科	食料共生システム学専攻		26		5					52		15					
	資源生命科学専攻		42	120	8	23				84	240	24	69				
	生命機能科学専攻		52		10					104		30					
海事研究科	海事科学専攻		75	75	11	11				150	150	33	33				

国際協力研究科	国際開発政策専攻		26		8				52		24					
	国際協力政策専攻		22	70	7	23			44	140	21	69				
	地域協力政策専攻		22		8				44		24					
科学技術イノベーション研究科	科学技術イノベーション専攻		40	40	10	10										
合計		25	1,285	303	120	149	50	2,566	909	480	378					

2. 神戸大学共通細則

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

(入学志願)

第 1 条 入学志願者は、所定の期日までに次の書類を提出しなければならない。

入学願書

出身学長の調査書又はこれに代わる書類

写真

その他の書類

(合否の判定)

第 2 条 入学試験の合否の判定は、学力試験及び出身学校長の調査書又はこれに代わる書類の成績等を総合して行う。

(宣誓)

第 3 条 入学者は、次の誓詞により学長に対し宣誓書を提出しなければならない。

私は、神戸大学の学生として学業に励み、本学の規律を守ることを誓います。

(成績)

第 4 条 授業科目の成績は、100 点を満点として次の区分により評価し、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

秀 (90 点以上)

優 (80 点以上 90 点未満)

良 (70 点以上 80 点未満)

可 (60 点以上 70 点未満)

不可 (60 点未満)

2 秀、優、良、可及び不可の評価基準は、次の各号のとおりとする。

(1) 秀 学修の目標を達成し、特に優れた成果を収めている。

(2) 優 学修の目標を達成し、優れた成果を収めている。

(3) 良 学修の目標を達成し、良好な成果を収めている。

(4) 可 学修の目標を達成している。

(5) 不可 学修の目標を達成していない。

(学生証)

第 5 条 学生は、学生証の交付を受け、これを携行し本学職員の請求があったときは、いつでも、これを提示しなければならない。

2 学生証は、入学したときに学長が発行する。

3 学生証を携帯しない場合には、教室、研究室、図書館その他学内施設の利用を許さないことがある。

4 学生証を紛失したとき若しくは使用に耐えなくなったとき、又は休学等によりその有効期間が経過したときは、速やかに発行者に届け出て再交付を受けなければならない。

5 学生は、卒業、退学等により学籍を離れた場合は、速やかに学生証を発行者に返納しなければならない。

6 学生証の再交付手続き及び返納は、学生の所属学部又は研究科において行うものとする。

(欠席届)

第6条 学生が、2週間以上欠席するときは、理由を具し、欠席届を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

(学生登録票)

第7条 学生は、入学したときは、速やかに学生登録票を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

(身上異動・住所変更届)

第8条 学生は、改姓、改名等、身上に異動があったとき、又は住所(保護者等の住所等を含む。)を変更したときは、速やかに身上異動・住所変更届を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

第9条 大学院における入学志願及び合否の判定については、第1条及び第2条の規定にかかわらず、各研究科において定めるものとする。

2 大学院における授業科目の成績については、第4条に定めるもののほか、必要があると認めるときは、各研究科において定めることができる。

(健康診断)

第10条 学生は、毎年本学で行う健康診断を受けなければならない。

(様式)

第11条 諸願届等の様式は、別紙のとおりとする。

附 則(令和3年9月15日)

この細則は、令和4年4月1日から施行し、様式8号の改正規定中生年月日に係る部分は、平成30年4月1日から適用する。

様式1号

入 学 許 可 書

受験番号 番
氏 名

神戸大学 学部に入学を許可する。

年 月 日

神戸大学長

A4 (297mm×210mm)

様式2号

宣 誓 書

私は、神戸大学の学生として学業に励み、本学の規律を守ることを誓います。

年 月 日

神戸大学長 殿

署名

A4 (297mm×210mm)

様式3号

年 月 日

神戸大学 殿

学部

学科
番

学籍番号
住 所
氏 名

休 学 願

下記のとおり休学したいので御許可願います。

記

1 理 由

2 期 間 自 年 月 日
至 年 月 日

注 病気の場合は診断書添付のこと。A4 (297mm×210mm)

様式4号

年 月 日

神戸大学 殿

学部

学科
番

学籍番号
住 所
氏 名

復 学 願

下記のとおり復学したいので御許可願います。

記

1 理 由

2 復学年月日 年 月 日

注 病気の場合は健康診断書(復学意見書)添付のこと。A4 (297mm×210mm)

様式5号

年 月 日

神戸大学 殿

学部

学科
番

学籍番号
本人住所
氏 名

退 学 願

下記のとおり退学したいので御許可願います。

記

1 理 由

2 退学年月日 年 月 日

注 病気の場合は診断書添付のこと。A4 (297mm×210mm)

様式7号

年 月 日

神戸大学 殿

学部
学科
番

学籍番号
住 所
氏 名

欠 席 届

下記のとおり欠席しますからお届けします。

記

1 理 由

2 期 間 自 年 月 日
至 年 月 日

注 疾病の場合は診断書添付のこと。A4 (297mm×210mm)

学 生 登 録 票

年 月 日提出

学 部 学 科	20 (令和)年 月 日入学・進学	学籍番号			
研究科	フリガナ	左詰で記入してください。(姓と名の間は1マス空け、濁音・半濁音文字は1マスに記入)			
課 程	ローマ字	左詰で記入してください。(姓の全て及び名の頭文字は大文字とし、姓と名の間は1マス空けて記入)			
専 攻	氏 名	戸籍どおり楷書で記入してください。(学籍及び学位記の字体として使用)			外国籍
指導教員 (該当者のみ)	生年月日	19 昭和 20 (平成)年 月 日生			
現 住 所 (入学後の住所)	自宅・下宿・寮・その他()	Eメールアドレス	携帯	大学が付与するアドレス以外を記入してください。	
	〒		P C		
	住 所	都道 府県			
	[固定電話]		※留学生のみ○を入れてください。 単身・夫婦・家族		
	[携帯電話]				
本人の勤務先等 (該当者のみ)	名称	電話			
履 学 歴	年 月	立	高等学校卒業		
	・				
	・				
認定試験等	・	高等学校卒業程度認定試験, 大学入学資格検定試験 年度 合格			
歴 職 歴 そ の 他	・				
	・				
保護者等の住所等	フリガナ	左詰で記入してください。(姓と名の間は1マス空け、濁音・半濁音文字は1マスに記入)			
※学生本人が 独立生計者の場 合は、世帯主の 氏名・住所等を 記入してくださ い。	氏 名	本人との続柄()			
	〒				
	住 所	都道 府県			
	[固定電話]				
	[携帯電話]				
緊急時の連絡先 ※該当する□に チェックしてく ださい。	<input type="checkbox"/>	上記(保護者等の住所等)と同じ。(以下の記入不要)			
	<input type="checkbox"/>	上記(保護者等の住所等)以外の連絡先がある。(以下に記入)			
	氏 名	本人との続柄()			
	[固定電話]		<input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> 自宅		
	[携帯電話]				

注 1 本人の氏名、生年月日は戸籍どおり(外国人は住民票どおり)正確に記入してください。
 2 高校卒業後の学歴を有する者は、最終出身学校名・学部・学科等(中退を含む。)まで記入してください。
 3 在学中に、改姓・改名、現住所変更、保護者等の住所変更等があった場合は、速やかに身上異動・住所変更届を、所属学部又は研究科の担当係に提出してください。
 4 この学生登録票に記載された個人情報については、個人情報保護法等を遵守の上、適切に取り扱うこととし、在学中において、授業料関係書類の送付、広報誌等資料の送付など本学から連絡(発信)する場合のほか、教学上の名簿作成、修学指導、大学運営や教育活動のために利用します。また、個人が特定されない形で学術研究のために提供することがあります。

様式9号

身上異動・住所変更届

年 月 日届出

神戸大学

学部長 殿
研究科長 殿

学部	学科	課程
研究科	専攻	課程
学術番号	フリガナ 氏名 戸籍どおり楷書で記入してください。(学籍及び学位記の字体として使用)	

下記のとおり身上異動・住所変更等がありましたのでお届けします。

記

改姓 改名 現住所等変更 保護者等の住所等変更 その他の変更()
(以下は、変更した事項のみ記入してください。)

身上異動 (改姓, 改名等) 現住所	ローマ字	[] 左詰めで記入してください。(姓の全て及び名の頭文字は大文字とし、姓と名の間は1マス空けて記入)	
	新	異動年月日	年 月 日
	旧	※証明書類を必ず添付してください。	
	自宅・学生寮・その他()	Eメールアドレス (<input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> PC) @ 大学が付与するアドレス以外を記入してください。	
	郵便番号	-	
	住所	都道府県	-
本人の勤務先等 (該当者のみ)	勤務先名	-	
	電話	-	
保護者等の住所等 ※ 学生本人が独立生計者の場合は、世帯主の氏名・住所等を記入してください。	フリガナ 氏名	本人との続柄	
	郵便番号	[固定電話]	-
		[携帯電話]	-
	住所	都道府県	-
緊急時の連絡先	<input type="checkbox"/> 保護者等の住所等と同じ。(以下の記入不要) <input type="checkbox"/> 保護者等の住所等以外の連絡先がある。(以下に記入)		
	フリガナ 氏名	本人との続柄	
	[固定電話]	-	- <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> 自宅
	[携帯電話]	-	-

注 この身上異動・住所変更届に記載された個人情報については、個人情報保護法等を遵守の上、適切に取り扱うこととし、在学中において、授業料関係書類の送付、広報紙等資料の送付など本学から連絡(発信)する場合のほか、教学上の名簿作成、修学指導、大学運営や教育活動のために利用します。また、個人が特定されない形で学術研究のために提供することがあります。

3. 神戸大学全学共通授業科目実施に関する規則・内規等

(1) 神戸大学全学共通履修規則

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、神戸大学教学規則(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「教学規則」という。)第 28 条第 1 項の規定に基づき、全学に共通する授業科目(以下「全学共通授業科目」という。)の履修方法、試験等に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 削除

(全学共通授業科目及び単位数)

第 3 条 全学共通授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

2 前項に規定するもののほか、臨時に全学共通授業科目を開設することがある。

3 前項の授業科目及び単位数は、開設の都度定める。

(全学共通授業科目の年次配当)

第 4 条 全学共通授業科目の各年次の配当は、各学部規則の定めるところによる。

(履修要件)

第 5 条 全学共通授業科目の履修要件は、各学部規則の定めるところによる。

(履修手続)

第 6 条 学生は、毎学期指定の期日までに、履修しようとする全学共通授業科目を所属学部長に届け出なければならない。

(試験)

第 7 条 試験は、授業が終了した学期末又はクォーター末に行う。ただし、必要がある場合は、学期末及びクォーター末以外の時期に行うことがある。

2 前項の規定にかかわらず、平常の成績をもって試験に代えることがある。

3 不合格となった全学共通授業科目については、再試験を行わない。ただし、別に定める条件を満たす場合は、この限りでない。

4 試験に欠席した者に対しては、追試験を行わない。ただし、神戸大学大学教育推進機構教養教育院において特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(成績評価基準)

第 8 条 教学規則第 30 条に規定する成績評価基準については、別に定める。

(雑則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、神戸大学大学教育推進機構教養教育院長が定める。

附 則(令和 年 月 日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

- 2 この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び令和7年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学, 転入学又は再入学する者については, なお従前の例による。

別表(第3条関係)
全学共通授業科目及び単位数

授業科目の区分等		授 業 科 目	単 位	備 考	
教養科目	基盤系	教養とは何か	1		
		多言語と多文化の世界	1		
		情報基礎	1		
		データサイエンス基礎学	1		
	人文系	哲学	1		
		論理学	1		
		倫理学	1		
		科学技術と倫理	1		
		心理学A	1		
		心理学B	1		
		教育学A	1		
		教育学B	1		
		教育と人間形成	1		
		言語科学A	1		
		言語科学B	1		
		文学A	1		
		文学B	1		
		芸術と文化A	1		
		芸術と文化B	1		
		芸術史A	1		
		芸術史B	1		
		美術史A	1		
		美術史B	1		
		科学史A	1		
		科学史B	1		
		日本史A	1		
		日本史B	1		
		東洋史A	1		
		東洋史B	1		
		アジア史A	1		
		アジア史B	1		
		西洋史A	1		
		西洋史B	1		
		考古学A	1		
		考古学B	1		
		社会系	法学A	1	
			法学B	1	
	社会生活と法		1		
	国家と法		1		
	政治学A		1		
	政治学B		1		
	政治と社会		1		
	経済学A		1		
	経済学B		1		
	現代の経済A		1		
	現代の経済B		1		
	経済社会の発展		1		
経営学	1				
社会学	1				
教育と社会	1				
地理学	1				
社会思想史	1				
文化人類学	1				
現代社会論A	1				
現代社会論B	1				
越境する文化	1				
生活環境と技術	1				
科学と技術	食と健康A	1			
	食と健康B	1			
	生物資源と農業A	1			
	生物資源と農業B	1			
	生物資源と農業C	1			
	生物資源と農業D	1			
	科学技術と社会A	1			
	科学技術と社会B	1			
	科学技術と社会C	1			
	科学技術と社会D	1			
	カタチの文化学	1			
	カタチの自然学A	1			

総合系		カタチの自然学B	1		
		カタチの科学	1		
		放射線科学	2		
		データサイエンス概論A	1		
		データサイエンス概論B	1		
		データサイエンス基礎演習	1		
		データサイエンスPBL演習	1		
	世界と日本		外国語セミナーA(英語)	1	
			外国語セミナーB(英語)	1	
			外国語セミナーC(英語)	1	
			外国語セミナーD(英語)	1	
			外国語セミナーA(ドイツ語)	1	
			外国語セミナーB(ドイツ語)	1	
			外国語セミナーC(ドイツ語)	1	
			外国語セミナーD(ドイツ語)	1	
			外国語セミナーE(ドイツ語)	1	
			外国語セミナーF(ドイツ語)	1	
			外国語セミナーA(フランス語)	1	
			外国語セミナーB(フランス語)	1	
			外国語セミナーC(フランス語)	1	
			外国語セミナーD(フランス語)	1	
			外国語セミナーE(フランス語)	1	
			外国語セミナーF(フランス語)	1	
			外国語セミナーA(中国語)	1	
			外国語セミナーB(中国語)	1	
		外国語セミナーC(中国語)	1		
		外国語セミナーD(中国語)	1		
		外国語セミナーE(中国語)	1		
		外国語セミナーF(中国語)	1		
		外国語セミナーA(ロシア語)	1		
		外国語セミナーB(ロシア語)	1		
		外国語セミナーC(ロシア語)	1		
		外国語セミナーD(ロシア語)	1		
		外国語セミナーE(ロシア語)	1		
		外国語セミナーF(ロシア語)	1		
		多言語セミナー1(スペイン語)	1		
		多言語セミナー2(スペイン語)	1		
		多言語セミナー3(スペイン語)	1		
		多言語セミナー4(スペイン語)	1		
		多言語セミナー1(イタリア語)	1		
		多言語セミナー2(イタリア語)	1		
		多言語セミナー3(イタリア語)	1		
		多言語セミナー4(イタリア語)	1		
		多言語セミナー1(韓国語)	1		
		多言語セミナー2(韓国語)	1		
		多言語セミナー3(韓国語)	1		
		多言語セミナー4(韓国語)	1		
		多言語セミナー1(ラテン語)	1		
		多言語セミナー2(ラテン語)	1		
外国語系	外国語第II	中国語初級A3	0.5		
		中国語初級A4	0.5		
		中国語初級B3	0.5		
		中国語初級B4	0.5		
		中国語初級SA3	0.5		
		中国語初級SA4	0.5		
		中国語初級SB3	0.5		
		中国語初級SB4	0.5		
		中国語中級C1	0.5		
		中国語中級C2	0.5		
	外国語第III	第三外国語(ドイツ語)T1	0.5		
		第三外国語(ドイツ語)T2	0.5		
		第三外国語(ドイツ語)T3	0.5		
		第三外国語(ドイツ語)T4	0.5		
		第三外国語(フランス語)T1	0.5		

		第三外国語(フランス語)T2	0.5		
		第三外国語(フランス語)T3	0.5		
		第三外国語(フランス語)T4	0.5		
	健康・スポーツ科学	健康・スポーツ科学講義A	1		
		健康・スポーツ科学講義B	1		
		健康・スポーツ科学実習基礎	1		
		健康・スポーツ科学実習1	0.5		
		健康・スポーツ科学実習2	0.5		
共通専門基礎科目		情報科学1	1		
		情報科学2	1		
		心と行動	2		
		線形代数入門1	1		
		線形代数入門2	1		
		線形代数1	1		
		線形代数2	1		
		線形代数3	1		
		線形代数4	1		
		微分積分入門1	1		
		微分積分入門2	1		
		微分積分1	1		
		微分積分2	1		
		微分積分3	1		
		微分積分4	1		
		数理統計1	1		
		数理統計2	1		
		物理学入門	1		
		力学基礎1	1		
		力学基礎2	1		
		電磁気学基礎1	1		
		電磁気学基礎2	1		
		連続体力学基礎	1		
		熱力学基礎	1		
		量子力学基礎	1		
		相対論基礎	1		
		物理学実験基礎	1		
		物理学実験	2		
	教養科目	自然系	数学A	1	
			数学B	1	
数学C			1		
数学D			1		
統計学A			1		
統計学B			1		
物理学A			1		
物理学B			1		
現代物理学が描く世界			1		
身近な物理法則			1		
化学A			1		
化学B			1		
生物学A			1		
生物学B			1		
生物学C			1		
生物学D			1		
生命科学A			1		
生命科学B			1		
医学A			1		
医学B			1		
保健学A		1			
保健学B		1			
健康科学A		1			
健康科学B		1			
惑星学A		1			
惑星学B		1			
情報学A		1			
情報学B		1			
		社会と環境	ESD論(持続可能な社会づくり)基礎	1	
			ESD論(持続可能な社会づくり)A	1	
	ESD論(持続可能な社会づくり)B		1		
	環境学入門A		1		
	環境学入門B		1		
	海への誘い		2		
	瀬戸内海学入門		2		
	社会と人権A		1		
	社会と人権B		1		
	社会と人権C		1		

総合系	価値と創造	ジェンダーとセクシュアリティA	1		
		ジェンダーとセクシュアリティB	1		
		阪神・淡路大震災と都市の安全	1		
		ボランティアと社会貢献活動A	1		
		ボランティアと社会貢献活動B	1		
		地域社会形成基礎論	1		
		ひょうご神戸学	1		
		日本酒学入門	1		
		神戸大学史	1		
		神戸大学研究最前線	1		
		社会基礎学	2		
		職業と学び-キャリアデザインを考えるA	1		
		職業と学び-キャリアデザインを考えるB	1		
		価値創造論基礎	1		
		価値創造論A	1		
		価値創造論B	1		
		価値創造論C	1		
		アントレプレナーシップ入門	1		
		世界と日本	多言語セミナー3(ラテン語)	1	
			多言語セミナー4(ラテン語)	1	
			複言語共修セミナー(タンデム)	1	
			複言語共修セミナー(外国語としての日本語)	1	
			グローバルリーダーシップ育成基礎演習	2	
			多文化共生のための日本語コミュニケーション	1	
			海外留学のすすめA	1	
			海外留学のすすめB	1	
グローバルラーニングスキルズ	1				
グローバルエキスパートセミナー	1				
グローバルチャレンジ実習	1又は2				
国際共修プロジェクト	1又は2				
国際協力の現状と課題A	1				
国際協力の現状と課題B	1				
国際協力アクティブ・ラーニングA	2				
国際協力アクティブ・ラーニングB	2				
国際協力アクティブ・ラーニングC	2				
外国語系	外国語第I	Academic English Communication A1	0.5		
		Academic English Communication A2	0.5		
		Academic English Communication B1	0.5		
		Academic English Communication B2	0.5		
		Academic English Communication B1 (ACE)	0.5		
		Academic English Communication B2 (ACE)	0.5		
		Academic English Literacy A1	0.5		
		Academic English Literacy A2	0.5		
		Academic English Literacy B1	0.5		
		Academic English Literacy B2	0.5		
		Academic English Literacy B1 (ACE)	0.5		
		Academic English Literacy B2 (ACE)	0.5		
		外国語第II	ドイツ語初級A1	0.5	
	ドイツ語初級A2		0.5		
	ドイツ語初級B1		0.5		
	ドイツ語初級B2		0.5		
	ドイツ語初級A3		0.5		
	ドイツ語初級A4		0.5		
	ドイツ語初級B3		0.5		
	ドイツ語初級B4		0.5		
	ドイツ語初級SA3		0.5		
	ドイツ語初級SA4		0.5		
	ドイツ語初級SB3		0.5		
	ドイツ語初級SB4		0.5		
	ドイツ語中級C1		0.5		
	ドイツ語中級C2		0.5		
フランス語初級A1	0.5				
フランス語初級A2	0.5				
フランス語初級B1	0.5				
フランス語初級B2	0.5				
フランス語初級A3	0.5				
フランス語初級A4	0.5				
フランス語初級B3	0.5				
フランス語初級B4	0.5				
フランス語初級SA3	0.5				
フランス語初級SA4	0.5				
フランス語初級SB3	0.5				
フランス語初級SB4	0.5				
フランス語中級C1	0.5				

		フランス語中級C2	0.5		
		中国語初級A1	0.5		
		中国語初級A2	0.5		
		中国語初級B1	0.5		
		中国語初級B2	0.5		
共通 専門 基礎 科目		基礎無機化学1	1		
		基礎無機化学2	1		
		基礎物理化学1	1		
		基礎物理化学2	1		
		基礎有機化学1	1		
		基礎有機化学2	1		
		化学実験1	1		
		化学実験2	1		
		生物学概論A1	1		
		生物学概論A2	1		
		生物学概論B1	1		
		生物学概論B2	1		
		生物学概論C1	1		
		生物学概論C2	1		
		生物学概論D1	1		
		生物学概論D2	1		
		生物学各論A1	1		
		生物学各論A2	1		
		生物学各論C1	1		
		生物学各論C2	1		
		生物学各論D1	1		
		生物学各論D2	1		
		生物学各論E1	1		
		生物学各論E2	1		
		生物学実験1	1		
		生物学実験2	1		
		基礎地学1	1		
		基礎地学2	1		
	資格免許のための科目		日本国憲法1	1	
			日本国憲法2	1	

(2) 全学共通授業科目に係る大学以外の教育施設等における学修等に関する内規
(平成 29 年 1 月 26 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この内規は、神戸大学教学規則（平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「規則」という。）
第 35 条第 1 項及び第 36 条第 2 項に規定する大学以外の教育施設等における学修及び入
学前の大学以外の教育施設等における学修について必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この内規において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに
よる。

- (1) ギャップターム 在学中に授業を履修せず、大学以外で学修する期間をいう。
- (2) 海外学修 ギャップタームにおいて、海外で、語学学校における研修、インターン
シップ及びボランティア活動等の学修を行うことをいう。

(単位授与を行う学修等)

第 3 条 規則第 35 条第 1 項及び第 36 条第 2 項により全学共通授業科目の履修とみなし、
単位授与を行うことができる学修等は、別表第 1 及び別表第 2 のとおりとする。

(申請手続等)

第 4 条 別表第 1 及び別表第 2 に定める学修について単位授与を受けようとする者は、全
学共通授業科目の単位授与申請書により、大学が定める期日までに所属学部長に申請す
るものとする。申請手続きは以下に示す。

- (1) 学生は、原則として海外学修開始の 2 月前までに、「海外渡航届」を提出のうえ
「ギャップタームにおける海外学修計画書」（別記様式第 1 号）に海外学修予定がわ
かる書面を添えて、所属学部長に事前に報告するものとする。
- (2) 所属学部長は、学生が行う活動を海外学修と認める場合には、「ギャップタームに
おける海外学修計画書」の写しを添えて、教養教育院長に報告するものとする。
- (3) 所属学部長からの報告を受け、教養教育院長は、当該クォーターに履修する科目の
事前履修登録は行わないものとする。
- (4) 学生は海外学修終了後定められた期限までに、英語外部試験のスコアを添付して
「海外学修実施報告書兼全学共通授業科目の単位授与申請書」（別記様式第 2 号）を、
所属学部長に提出するものとする。

2 休学中の者は、別表第 1 に定める科目の申請はできない。

(審査及び単位授与)

第 5 条 各学部長は、前条の規定による申請があった場合は、教授会の議を経て単位授与

を行い、所定の期日までに神戸大学大学教育推進機構教養教育院長（以下「教養教育院長」という。）へ報告するものとする。

- 2 既に単位を修得済みの授業科目について、重複して単位授与を行うことはできない。
- 3 この内規により全学共通授業科目の単位授与を受けた際の英語外部試験の成績をもって他の全学共通授業科目及び専門科目の単位授与を受けることはできない。
- 4 別表第2に定める学修に関する単位授与は、1回に限るものとする。

（申請者への通知）

第6条 単位授与の結果は、成績証明書への記載により申請者に通知するものとする。

（雑則）

第7条 この内規に定めるもののほか、この内規の実施に関し必要な事項は、教養教育院長が定める。

附 則

- 1 この内規は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この内規施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和7年4月1日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1(第3条関係) 単位授与の対象とする学修等

申請時期 ※1	対象とする英語外部試験の得点又は級	対象学部 (学科)	授業科目名	単位数	単位授与の時期 ※1	評価	受験年月日 ※1
入学年度の 6月中の 内、指定す る期日	TOEFL-ITP 560以上 TOEFL-iBT 83以上 TOEIC Listening & Reading Test(-IP) 800以上 IELTS 6.0以上 実用英語技能検定 1級	全学部	Academic English Literacy B1 Academic English Literacy B2 Academic English Communication B1 Academic English Communication B2	2	1年次前期	秀	入学前年度6月1日 以降に受験したもの

※1 入学月より休学し、在学期間のない学生が4月より復学する場合は、申請時期を「復学直後の6月中の内、指定する期日」、単位授与の時期を「復学年年度の前期」、受験年月日を「復学前年度6月1日以降に受験したもの」とする。

別表第2(第3条関係) 単位授与の対象とする学修等

配当 年次等	対象とする英語外部試験の 得点	対象 学部	授業科目名	単 位 数	単位授与の 時期	評 価	申請期限	受験年月日
1年次第 1クオー ター	TOEFL-ITP 480以上 TOEFL-iBT 55以上	全学部	Academic English Literacy A1 Academic English Communication A1	1	海外学修を 行った年度 の前期	合格	海外学修を 行った年度 の前期末	申請の1年前から、海外 学修を行った年度の前期 末までに受験したもの
1年次第 2クオー ター	TOEIC Listening & Reading Test(-IP) 650以上	全学部	Academic English Literacy A2 Academic English Communication A2	1	海外学修を 行った年度 の後期	合格	海外学修を 行った年度 の第3クオー ター末	申請の1年前から、海外 学修を行った年度の第3 クオーター末までに受験 したもの
1年次第 3クオー ター	TOEFL-ITP 490以上 TOEFL-iBT 58以上	全学部	Academic English Literacy B1 Academic English Communication B1	1	海外学修を 行った年度 の後期	合格	海外学修を 行った年度 の後期末	申請の1年前から、海外 学修を行った年度の後期 末までに受験したもの
1年次第 4クオー ター	TOEIC Listening & Reading Test(-IP) 680以上	全学部	Academic English Literacy B2 Academic English Communication B2	1	海外学修を 行った年度 の後期	合格	海外学修を 行った年度 の第1クオー ター末	申請の1年前から、海外 学修を行った翌年度の第 1クオーター末までに受 験したもの

別記様式第1号

令和 年 月 日

学部長 殿

学籍番号	
氏 名	
所属学部・学科	学部・ 学科
連絡先（携帯電話）	

ギャップタームにおける海外学修計画書

ギャップタームにおいて下記のとおり海外学修を行い、全学共通授業科目の単位授与申請を行う予定ですので、事前に報告します。

記

(1)活動期間・活動国：海外渡航届のとおり

(2)活 動 内 容：別添のとおり（活動予定内容を証明できる書類を添付すること。）

_____ 学部長 殿

学籍番号	
氏名	
所属学部・学科	学部・学科
連絡先（携帯電話）	

海外学修実施報告書兼全学共通授業科目の単位授与申請書

下記のとおり海外学修を行いましたので、英語外部試験の結果を添えて単位授与を申請します。

記

(1) 海外学修報告

活動内容（活動内容を証明できる書類を添付すること。）:

(2) 申請科目

科目名	配当クォーター
	第 四 クォーター

(3) 英語外部試験結果の状況 該当するものに○を付け、受験年月日及びスコアを記入してください。

英語外部試験の種類		受験年月日	スコア
*	TOEFL-ITP	年 月 日	
*	TOEIC L&R-IP		
*	TOEFL-iBT		
*	TOEIC L&R		

※申請日から過去一年以内に受験したものに限り。

(注) 成績証明書類の原本を持参してください。

単位授与申請チェック欄

(学部使用欄)

事前報告 申請科目 外部試験の種類及びスコア 証明書(写), 証明書原本

(3) 全学共通授業科目の再試験制度に関する内規

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

最終改正 令和 6 年 12 月 26 日

第 1 条 神戸大学全学共通授業科目履修規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 7 条第 3 項の規定に基づき、再試験制度に関する事項について定める。

第 2 条 再試験制度とは、別紙に掲げる再試験できる授業科目の定期試験を受験した者のうち、次条の条件を満たす場合に限り、同一科目の再試験を受験できる制度をいう。

第 3 条 再試験の受験資格は、次の各号の条件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 受験した科目の成績が、50 点(5 割)以上であること。
- (2) 科目への出席日数が、所定の 3 分の 2 以上であること。
- (3) 再試験実施時に休学していないこと。

第 4 条 再試験の実施時期及び実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 再試験は、当該授業科目が開講された学期中に実施する。
- (2) 再試験該当者の発表は、原則として当該定期試験終了後の 2 週間以内に掲示等により発表する。
- (3) 再試験は、当該授業科目の開講曜日・時限にかかわらず、別に行うことがある。
- (4) 試験時間は、原則として 45 分とする。
- (5) 再試験の問題作成及び採点は、原則として授業担当教員が行う。
- (6) 再試験の監督は、当該授業科目を担当する教育部会の教員が行う。

第 5 条 再試験で合格した場合の成績評価は 60 点とする。

附 則

1 この内規は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 この内規施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び令和 7 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学,転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

(2) 別紙 再試験できる授業科目 (学部別)

① 2025 年度以降入学者用

医 学 部	医学科	外国語第 I, 外国語第 II, 力学基礎 1, 力学基礎 2, 基礎物理化学 1, 基礎物理化学 2, 基礎有機化学 1, 基礎有機化学 2, 生物学各論 E 1, 生物学各論 E 2
	保健学科	外国語第 I, 外国語第 II
	医療創成工学科	外国語第 II

(4) 教養教育院開講科目の追試験に関する内規

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

最終改正 令和 6 年 11 月 28 日

第 1 条 神戸大学全学共通授業科目履修規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 7 条第 4 項の規定に基づき、追試験に関する事項について定める。

第 2 条 追試験は原則として行わないが、次の各号の一に該当する場合は、大学教育推進機構教養教育院教養教育委員会の議を経て行うことがある。

- (1) 急性の病気
- (2) 忌引(配偶者、二親等内の親族)
- (3) 不慮の事故(自損、他損を問わない。)
- (4) 公共交通機関の運休又は大幅な遅延
- (5) 大学の授業科目として行われる実習(教育実習、介護体験、学外での調査・見学等)
- (6) その他やむを得ない事由

2 前項第 1 号に規定する「急性の病気」については、医師の診断書(治療期間の明記されたものに限る)又は診断書に準ずるものが提出された場合、あるいは提出することを条件に、これを認めるものとする。

3 第 1 項第 2 号の忌引の期間は、次の各号に掲げる親族に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 配偶者又は父母 7 日以内
- (2) 子 5 日以内
- (3) 配偶者の父母 3 日以内
- (4) 二親等の親族 3 日以内

第 3 条 追試験受験の願い出は、事由を明記した追試験受験願(所定の用紙)に診断書又は証明書等を添付して教養教育院長に提出するものとする。

第 4 条 追試験受験願の提出期限は当該定期試験終了後 1 週間以内とする。

第 5 条 追試験の実施時期は原則として、許可後 1 週間以内とする。

第 6 条 定期試験期間以外に実施される期末試験についても取扱いを同じとする。

第 7 条 休学及び欠席届の期間中に実施された試験科目については、追試験を行わない。

附 則

この内規は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

- (5) 交通機関の運休、気象警報の発表、避難指示・緊急安全確保の発令時における授業、定期試験の休講措置について

平成 28 年 1 月 27 日 全学教務委員会 決定
令和 5 年 7 月 26 日 全学教務委員会 一部改正

交通機関の運休、気象警報の発表、避難指示・緊急安全確保の発令時の対応については、下記のとおり取り扱うものとする。

記

1. 交通機関の運休の場合

各地区において、次の<1>から<4>のとおり交通機関が運休した場合は、当日のその後に予定されている授業(定期試験を含む。以下同じ。)を休講とする。

ただし、交通機関が運行を再開した場合は、次のとおり授業を実施する。

- ① 午前6時までに、交通機関が運行を再開した場合は、1時限目の授業から実施する。
- ② 午前10時までに、交通機関が運行を再開した場合は、午後1時以降に開始する授業から実施する。
- ③ 午後2時までに、交通機関が運行を再開した場合は、午後5時以降に開始する授業から実施する。

<1> 六甲台地区

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合

- (1) JR西日本(神戸線(大阪駅～姫路駅))、阪急電鉄(神戸本線(大阪梅田駅～神戸三宮駅))及び阪神電気鉄道(阪神本線(大阪梅田駅～元町駅))のうち2線が同時に運休した場合
- (2) 神戸市バス16系統及び36系統が同時に運休した場合

<2> 楠地区

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合

- (1) JR西日本(神戸線(大阪駅～姫路駅))、阪急電鉄(神戸本線(大阪梅田駅～神戸三宮駅))、阪神電気鉄道(阪神本線(大阪梅田駅～元町駅))が全て同時に運休した場合
- (2) JR西日本(神戸線(大阪駅～姫路駅))、神戸市営地下鉄(西神・山手線(谷上駅～西神中央駅))が同時に運休した場合

<3> 名谷地区

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合

- (1) JR西日本(神戸線(大阪駅～姫路駅))、阪急電鉄(神戸本線(大阪梅田駅～神戸三宮駅))及び阪神電気鉄道(阪神本線(大阪梅田駅～元町駅))が全て同時に運休した場合
- (2) 神戸市営地下鉄(西神・山手線(谷上駅～西神中央駅))が運休した場合

< 4 > 深江地区

JR西日本（神戸線(大阪駅～姫路駅)）、阪急電鉄（神戸本線（大阪梅田駅～神戸三宮駅））、阪神電気鉄道（阪神本線（大阪梅田駅～元町駅））が全て同時に運休した場合

2. 気象警報の発表の場合

神戸市に警報（ただし暴風，大雪，暴風雪に限る）又は特別警報が発表された場合，当日のその後に予定されている授業を休講とする。

なお，気象警報が広域に発表された場合は，神戸市が含まれている場合にこの取扱いを適用する。

ただし，気象警報が解除された場合は，次のとおり授業を実施する。

- (1) 午前6時までに，気象警報が解除された場合は，1時限目の授業から実施する。
- (2) 午前10時までに，気象警報が解除された場合は，午後1時以降に開始する授業から実施する。
- (3) 午後2時までに，気象警報が解除された場合は，午後5時以降に開始する授業から実施する。

3. 避難指示・緊急安全確保の発令の場合

各地区（六甲台地区，楠地区，名谷地区，深江地区）の所在地に市町村等から避難指示・緊急安全確保が発令された場合，当該地区で当日のその後に予定されている全ての授業を休講とする。ただし，午前6時までに避難指示・緊急安全確保が解除された場合は，1時限目の授業から実施する。

4. 休講措置の特例

上記1～3の場合にかかわらず，授業開講部局の長が，学生の安全確保のため必要があると判断した場合は，当該部局の授業等について，休講等の措置をとることがある。

5. 休講の周知方法

交通機関の運休，気象警報の発表，避難指示・緊急安全確保の発令が事前に予想される場合は，学内掲示板，うりぼーネット，各部局のホームページ等により，あらかじめ周知する。

(注)

- ① 交通機関の運休とは，事故，気象現象，地震，その他の理由により交通機関が運行休止となる場合をいう。
- ② 気象警報は，「神戸地方気象台が発表する警報」による。
- ③ 気象警報の発表及び解除，避難指示・緊急安全確保の発令及び解除の確認は，テレビ・

ラジオ・インターネット等の報道による。

- ④ 演習又は研究指導等の少人数の授業については、授業を行うことがある。ただし、避難指示・緊急安全確保の発令の場合は除く。
- ⑤ このほか、必要な事項は各部局において別に定める。
- ⑥ この取扱いは、対面授業及び一部対面授業の実施にあたって適用する。
- ⑦ この取扱いは、令和5年7月26日から適用する。

(6) 英語選抜上級クラスの編成についての申合せ

平成 28 年 12 月 25 日 全学教務委員会決定

平成 28 年 12 月 26 日 国際教養教育委員会決定
(最終改正 令和 6 年 11 月 28 日教養教育委員会)

英語学修に積極的関心を持ち、英語外部試験において成績上位の学生を対象に、1 年次後期の必修科目の中に英語選抜上級クラス (Accelerated Course in English, ACE) を設ける。

1. 全学部を対象として実施し、対象科目は以下の表のとおりとする。

一般クラス科目名	英語選抜上級クラス科目名	備考
Academic English Literacy B1	Academic English Literacy B1 (ACE)	
Academic English Literacy B2	Academic English Literacy B2 (ACE)	
Academic English Communication B1	Academic English Communication B1 (ACE)	
Academic English Communication B2	Academic English Communication B2 (ACE)	

- 英語選抜上級クラスの履修が認められた学生は、一般クラスの代わりに、一般クラスと同じ曜日・時限に開講する英語選抜上級クラスの科目を履修する。
- 英語選抜上級クラスの各学部 (学科) の受講許可人数は、各学部 (学科) の定員の 10 ~ 15 % 程度を上限とする。
- 英語選抜上級クラス履修者は、希望する学生から、別表第 1 に定める期間に受験した英語外部試験の基準スコアを有する者を対象に、大学教育推進機構国際コミュニケーションセンターにおいて選抜し、教養教育院長に報告するものとする。
- 英語選抜上級クラス科目の成績評価は、「神戸大学における成績評価方針」における、「秀」を履修者の概ね 10% 程度を上限とすることを全学的な目安とする方針は適用しない。
- 英語選抜上級クラス履修者は、英語外部試験による単位授与を受けることができない。
- この申合せに定めるもののほか、英語選抜上級クラスの実施に関し必要な事項は、教養教育委員会が定める。

附 則

この申合せは、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1(第4条関係) 英語選抜上級クラスの基準スコア等

申請 時期 ※1	対象とする英語外部試 験の得点又は級の目安	対象学部 (学科)	授業科目名	単 位 数	受験年 月日 ※1
入 学 年 度 の 7 月 中 の 内、 指 定 す る 期 日	TOEFL-ITP 470 以上 TOEFL-iBT 52 以上 TOEIC Listening & Reading Test(-IP) 650 以上 IELTS 4.5 以上 実用英語技能検定 準1 級 GTEC 1000 以上	全学部	Academic English Literacy B1 (ACE) Academic English Literacy B2 (ACE) Academic English Communication B1 (ACE) Academic English Communication B2 (ACE)	2	入 学 前 年 度 7 月 1 日 以 降 に 受 験 し た も の

※1 入学月より休学し、在学期間のない学生が4月より復学する場合は、申請時期を「復学直後の7月中の内、指定する期日」、単位授与の時期を「復学年度の前期」、受験年月日を「復学前年度7月1日以降に受験したもの」とする。

(7) 教養教育院開講科目の定期試験等における不正行為に関する申合せ

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

最終改正 令和 5 年 1 月 26 日

1. 定義

この申合せにおいて「不正行為」とは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 定期試験または授業中における試験において、試験時間中に次の行為を実行した場合
 - ① 受験のために許可された物品以外（筆箱、下敷き、パソコン及び携帯電話等の通信機器を含む）を机上、または机の中に置いていた場合
 - ② 持ち込みが許可されていないノート、教科書、配付資料、参考書、メモ等を参照していた場合
 - ③ 他人の答案を写す、または他人に答案を写させた場合
 - ④ 受験者本人に代わって受験した、または他人に代理受験を依頼した場合
 - ⑤ 試験内容について私語を交わす、または試験の妨害をした場合
 - ⑥ 試験監督者の指示に従わなかった場合
 - ⑦ その他、試験の公正性を損なう行為や成績評価を妨げる行為を行った場合
- (2) 成績評価のために課すレポート等において、次の行為を実行した場合
 - ① 他人の作成したレポート等の内容を書き写す（内容の一部書き換えを含む）、または他人にレポート等の内容を作成させた場合
 - ② 故意に他人にレポート等の内容を書き写させる、または他人に作成したレポート等を提供した場合
 - ③ レポート等の作成において剽窃（他人の著作物の内容等について出典を明記せず、自分の作成した内容とする等）した場合
 - ④ レポート等の作成においてデータや画像の改ざん、捏造を行った場合
 - ⑤ その他、レポート等の公正性を損なう行為や成績評価を妨げる行為を行った場合

2. 不正行為の認定等

- (1) 授業・定期試験期間内に実施する定期試験については監督責任者が面談を行い、不正行為か否かの認定を行う。
- (2) 授業・定期試験期間以外に実施する定期試験並びに授業中における試験または成績評価のために課すレポート等については、授業担当教員及び教務専門委員会委員が面談を行い、不正行為か否かの認定を行う。
- (3) 授業担当教員が非常勤講師の場合は、当該授業科目を提供する教育部会構成員が代わって面談を行い、不正行為か否かの認定を行うことができる。
- (4) (1)(2)及び(3)において、不正行為を認定した場合は、当該学生に事実確認書を提出させ、反省を促す。
- (5) 大学教育推進機構教養教育院長は、不正行為者の事実確認書を添付の上、所属学部へ通知する。

(6) 不正行為があった学期の教養教育院の履修科目の成績を無効とする。その処置については、所属学部教授会が行う。

3. その他

この申合せに定めるもののほか、不正行為等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

1 この申合せは、令和5年4月1日から施行する。

2 教養教育院開講科目における不正行為について（平成29年4月1日制定）は、廃止する。

(8) 学生からの成績評価に対する申し立て手続きに関する申合せ

(平成 26 年 1 月 23 日制定)

最終改正 令和 4 年 1 月 27 日

この申合せは、学生から成績評価に対する申し立てがあった場合、成績評価の透明性、厳格性を確保するため、その手続きについて定める。

(申し立ての理由)

学生は受講した教養教育院開講科目に関する成績評価について、当該授業科目の成績評価基準に照らして疑義がある場合は、教養教育院長に申し立てを行い、成績評価について、担当教員に説明を求めることができるものとする。

(申し立ての手続き)

成績評価に対する申し立ては、所属学部での成績発表後 1 週間以内に行うこととし、申し立てを行う授業科目名、担当教員名、申し立ての内容及びその理由等を所定の用紙に記入し、学務課共通教育グループに提出することとする。

(申し立てへの対応)

申し立てを受けた当該授業科目の担当教員は、申し立てた学生に対し成績評価について速やかに学務課共通教育グループを通じ、回答を行うものとする。

また、その結果については、授業担当教員等は書面により、教養教育院長に報告することとする。

附 則

この申合せは、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(9) 神戸大学数理・データサイエンス・AI 教育プログラム実施要領

令和4年1月18日 神戸大学数理・データサイエンスセンター運営委員会決定

(趣旨)

第1条 この要領は、神戸大学の各学部規則の規定に基づき設置される神戸大学数理・データサイエンス・AI 教育プログラム（以下「プログラム」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 プログラムは、学士課程において、数理的思考、データ分析・活用力、AI 活用能力に関する基礎的素養を有する人材を育成することを目的とする。

(レベル)

第3条 プログラムは、リテラシーレベルと応用基礎レベルに区分する。

(授業科目名，単位数及び修了要件)

第4条 プログラムにおける授業科目名、単位数及び修了要件は、別表のとおりとする。

(修了認定)

第5条 プログラム修了については、当該プログラムを修了した学生が所属する学部の教授会の議を経て年度末ごとに認定を行い、修了を認定した者については、オープンバッジを発行する。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、プログラムの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から実施する。
- 2 この要領実施の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和7年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の要領にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

医学部 医療創成工学科				
	授業科目名	授業科目の区分	単位数	必要修得単位数
必修	データサイエンス概論A	教養科目（総合系）	1	2単位
	データサイエンス概論B	教養科目（総合系）	1	
選択必修	基礎数学Ⅰ	専門科目	1	2単位以上
	基礎数学Ⅱ	専門科目	1	
	応用数学Ⅰ	専門科目	1	
	応用数学Ⅱ	専門科目	1	
	応用数学Ⅲ	専門科目	1	
	応用数学Ⅳ	専門科目	1	
	データサイエンス基礎演習	教養科目（総合系）	1	2単位以上
	データサイエンスPBL演習	教養科目（総合系）	1	
	医療機器プログラム概論	専門科目	1	
	医療機器用プログラミング実習	専門科目	1	
必要修得単位数の合計				6単位以上

4. 神戸大学学位規則

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

最終改正 令和 7 年 3 月 24 日

(趣旨)

第 1 条 学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 13 条第 1 項の規定により、神戸大学(以下「本学」という。)が授与する学位については、神戸大学教学規則(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「教学規則」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(学位)

第 2 条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。

(学士の学位の授与の要件)

第 3 条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

(修士の学位の授与の要件)

第 4 条 修士の学位は、次の各号のいずれかに該当する者に授与する。

(1) 本学大学院研究科(以下「研究科」という。)の修士課程を修了した者

(2) 研究科の博士課程の前期課程を修了した者

(博士の学位の授与の要件)

第 5 条 博士の学位は、研究科の博士課程を修了した者に授与する。

2 博士の学位は、次の要件を満たす者にも授与する。

(1) 研究科において前項に該当する者と同等以上の学力があると確認されたこと。(この確認を以下「学力の確認」という。)

(2) 研究科において行う博士論文の審査及び試験に合格したこと。

(専門職学位の授与の要件)

第 6 条 専門職学位は、次の各号のいずれかに該当する者に授与する。

(1) 研究科の専門職大学院の課程(次号の課程を除く。)を修了した者

(2) 研究科の法科大学院の課程を修了した者

(研究科の在学者の論文等提出手続)

第 7 条 研究科に在学する者の学位論文又は教学規則第 67 条に規定する特定の課題についての研究の成果(以下「研究の成果」という。)は、当該研究科長に提出するものとする。

2 博士論文は、学位論文審査願、論文目録及び履歴書とともに提出しなければならない。

3 学位論文の提出は、1 編とする。ただし、参考として他の論文を付加して提出することを妨げない。

4 審査のため必要があるときは、提出論文の数を増加し、又は論文の訳本、模型若しくは標本等の資料その他を提出させることがある。

5 本条に定めるもののほか、学位論文及び研究の成果の提出に関することは、各研究科において別に定める。

(研究科の在学者の論文等審査)

第8条 研究科長は、前条の規定による博士論文の提出があったときは、教授会において当該研究科の教授のうちから2人以上の審査委員を選定して、博士論文の審査を行わせるものとする。

2 研究科長は、前条の規定による修士論文又は研究の成果の提出があったときは、教授会において当該研究科の教授及び准教授のうちから2人以上の審査委員を選定して、修士論文又は研究の成果の審査を行わせるものとする。ただし、少なくとも教授1人を含めなければならない。

3 教授会において審査のため必要があると認めるときは、博士論文の審査にあつては第1項の審査委員のほか、当該研究科の教授以外の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を、修士論文又は研究の成果の審査にあつては前項の審査委員のほか、当該研究科の教授及び准教授以外の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

4 教授会において審査のため必要があると認めるときは、当該研究科の教授以外の者(修士論文又は研究の成果の審査のため必要があると認めるときは、当該研究科の教授及び准教授以外の者)にも調査を委嘱することができる。

(研究科の在学者の最終試験)

第9条 審査委員及び前条第4項の規定により調査を委嘱された者は、学位論文又は研究の成果を中心として、これに関連ある科目について、筆答又は口頭により最終試験を行う。

2 最終試験の期日は、その都度公示する。

(博士課程を経ない者の学位論文の提出手続)

第10条 第5条第2項の規定による学位申請者の学位論文は、論文審査料57,000円を添え、学位申請書、論文目録及び履歴書とともに、その申請に応じた研究科長を経て学長に提出するものとする。

2 本条の規定による論文の提出については、第7条第3項及び第4項の規定を準用する。

(博士課程を経ない者の論文審査及び試験)

第11条 学長は、前条第1項の規定による学位論文の提出があったときは、当該研究科長にその論文の審査を付託し、研究科長は、第8条の規定に準じて論文の審査を、第9条の規定に準じて試験を行わせるものとする。

2 前項の学位論文は、それを受理した日から1年以内に審査を終了するものとする。ただし、特別の理由があるときは、研究科長は、教授会の議を経て審査期限を延長することができる。

(博士課程を経ない者の学力の確認)

第12条 研究科長は、前条第1項の規定により学長から論文審査を付託されたときは、教授会において学位申請者の学力の確認を行わせるものとする。

2 学力の確認は、筆答又は口頭による試問の結果に基づいて行う。ただし、学位申請者の学歴、業績等に基づいて学力の確認を行うことができる場合は、試問を省略することができる。

3 学力の確認のため必要があるときは、学位申請者にその著書、論文その他を提出させることがある。

4 教授会が学力の確認の議決をする場合には、第15条第2項の規定を準用する。

(退学者の学位論文の提出手続、論文審査、試験及び学力の確認)

第13条 研究科の博士課程において所定の期間在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な博士論文の作成等に対する指導を受けて退学した者が、再入学しないで学位の授与を受けようとするときは、前3条の規定による。

2 前項に該当する者が、退学後5年以内に学位論文を提出して審査を受けるときは、第5条第1項に該当する者と同等以上の学力を有するものとみなす。

(論文及び審査料の不返還)

第14条 提出された修士論文又は博士論文及び納入した審査料は、その理由のいかんを問わず返還しない。

2 提出された研究の成果の返還に関することは、各研究科において別に定める。

(修士及び博士の学位授与の審議)

第15条 研究科長は、研究科に在学する者については、論文審査及び最終試験の結果報告に基づいて、また第12条の規定により学力を確認された者及び第13条第2項に該当する者については、論文審査及び試験の結果報告に基づいて、教授会において学位を授与すべきか否かの審議を行わせるものとする。

2 前項の教授会は、当該教授会構成員の3分の2以上の出席があることを要し、学位を授与すべきものと議決するには、無記名投票の方法により、出席者の3分の2以上の賛成があることを要する。

(学位授与の申請)

第16条 研究科長は、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与すべき者について、教授会の議を経て、学長に申請するものとする。

2 前項の申請に当たっては、次に掲げる事項を記載した書類を添えるものとする。

(1) 授与しようとする学位(専攻分野の名称を付記したもの)

(2) 授与しようとする年月日

- (3) 博士の場合は、第5条第1項又は第2項のいずれの規定によるかの別
 - (4) 博士の場合は、論文審査及び最終試験又は試験の結果の要旨
 - (5) 博士の場合は、論文審査及び最終試験又は試験を担当した機関に関する事項
 - (6) 第5条第2項による博士の場合は、学力の確認の結果及び学力の確認を担当した機関に関する事項
- 3 研究科長は、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与すべきでない者については、教授会の議を経て、その旨を学長に申請するものとする。
- (学位の授与)

第17条 学長は、第3条に規定する者に対しては、学位記を交付して学士の学位を授与する。

- 2 学長は、前条に規定する申請に基づき、修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与をすべきか否かを決定し、当該学位を授与すべきものと決定した者に対しては、学位記を交付して当該学位を授与し、当該学位を授与できないと決定した者に対しては、その旨を通知する。
 - 3 前項の規定により博士の学位を授与したときは、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告する。
- (審査要旨の公表)

第18条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

(学位論文の公表)

- 第19条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。
- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、当該教授会の議を経て、やむを得ない理由があると認められた場合は、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
 - 3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、原則として神戸大学学術成果リポジトリの利用により行うものとする。
- (専攻分野等の名称等)

第20条 学士の学位を授与するに当たっては、別表第1に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

- 2 修士又は博士の学位を授与するに当たっては、別表第2に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。
- 3 専門職学位の名称は、別表第3に掲げるとおりとする。

4 教学規則第 65 条第 2 項の規定に基づき、共同の研究指導を受けた者に博士の学位を授与するに当たっては、博士論文共同指導により授与する旨を付記するものとする。

(学位の名称)

第 21 条 本学において学位の授与を受けた者が、学位の名称を用いるときは、神戸大学の文字を付記するものとする。

(修士及び博士の学位並びに専門職学位の取消し)

第 22 条 修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、不正の方法により当該学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、当該教授会及び教育研究評議会の議を経て、その学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

2 修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、その名誉を汚す行為があったときは、前項の規定に準じてその学位を取り消すことができる。

3 教授会が前 2 項の規定による議決をする場合には、第 15 条第 2 項の規定を準用する。

(様式)

第 23 条 学位記、学位簿その他の様式は、別記様式のとおりとする。

(補則)

第 24 条 この規程の施行に必要な事項は、各学部又は各研究科においてこれを定める。

附 則(令和7年3月24日)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 20 条第 1 項関係)

学士の学位に付記する専攻分野の名称

学部名等	専攻分野の名称
文学部	文学
国際人間科学部	学術又は教育学
法学部	法学
経済学部	経済学
経営学部	経営学又は商学
理学部	理学
医学部医学科	医学
医学部医療創成工学科	医工学
医学部保健学科	看護学、保健衛生学又は保健学
工学部	工学
システム情報学部	システム情報学
農学部	農学

海洋政策科学部	海洋政策科学又は商船学
---------	-------------

別表第2（第20条第2校関係）

修士又は博士の学位に付記する専攻分野の名称

研究科名	専攻分野の名称	
	修士	博士
人文学研究科	文学	文学又は学術
国際文化学研究科	学術	学術
人間発達環境学研究科	学術，教育学又は理学	学術，教育学又は理学
法学研究科	法学又は政治学	法学又は政治学
経済学研究科	経済学	経済学
経営学研究科	経営学又は商学	経営学又は商学
理学研究科	理学	理学又は学術
医学研究科	バイオメディカルサイエンス 又は医工学	医学又は医工学
保健学研究科	保健学	保健学
工学研究科	工学	工学又は学術
システム情報学研究科	システム情報学又は工学	システム情報学，工学，学術又は 計算科学
農学研究科	農学	農学又は学術
海事科学研究科	海事科学	海事科学，工学又は学術
国際協力研究科	国際学，経済学，法学又は政治学	学術，法学，政治学又は経済学
科学技術イノベーション 研究科	科学技術イノベーション	科学技術イノベーション

別表第3（第20条第3項関係）

専門職学位の名称

研究科名	学位の名称
法学研究科	法務博士(専門職)
経営学研究科	経営学修士(専門職)

別記様式第1(第3条により学位を授与する場合)

	○第	号
学位記		
大学印	氏	名
	年	月 日生
本学○○学部○○○○所定の課程を修め本学を卒業したので学士(○○)の学位を授与する		
年 月 日		
神戸大学長氏 名 印		

別記様式第2(第4条第1号により学位を授与する場合)

	修	第
	学	号
	位	
	記	
年	氏	
月	年	
日	月	
神戸大学	日生	名
本学大学院○○研究科○○専攻の修士課程を修了したので 修士(○○)の学位を授与する		

別記様式第6(第5条第1項により学位を授与する場合で、外国の大学院等との博士論文共同指導により学位を授与する旨を付記するもの)

博士 号	博 い 第	学 位 記	大学印	氏 年 月 日生 名
			本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程を修了した ので博士(○○)の学位を授与する	
			この学位は ものである	
			との博士論文共同指導による	
			年 月 日	
			神戸大学	

別記様式第7(第5条第2項により学位を授与する場合)

博士 号	博 ろ 第	学 位 記	大学印	氏 年 月 日生 名
			本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したの で博士(○○)の学位を授与する	
			年 月 日	
			神戸大学	

別記様式第8(第6条第1号により学位を授与する場合)

専 第 号	学 位 記	大学 印	氏 年 月 日 生 名	本学大学院○○研究科○○専攻の専門職大学院の課程を 修了したので○○修士(専門職)の学位を授与する	年 月 日	神 戸 大 学
-------------	-------------	---------	----------------------------	------------------------------------------------------	-------------	------------------

別記様式第9(第6条第2号により学位を授与する場合)

法 第 号	学 位 記	大学 印	氏 年 月 日 生 名	本学大学院○○研究科○○専攻の法科大学院の課程を 修了したので法務博士(専門職)の学位を授与する	年 月 日	神 戸 大 学
-------------	-------------	---------	----------------------------	-----------------------------------------------------	-------------	------------------

別記様式第10(第4条から第6条により学位を授与する場合(英文学位記))

<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">学章</div>		
KOBE UNIVERSITY HEREBY CONFERS THE DEGREE OF ○○○○○○○○ of ○○○○○○○○ UPON ○○○○ ○○○○		
FOR HAVING SUCCESSFULLY COMPLETED THE ○○○○ PROGRAM IN THE FIELD OF ○○○○○○○○ ADMINISTERED BY THE GRADUATE SCHOOL OF ○○○○○○○○○ ON THIS ○○○○ DAY OF ○○○○ IN THE YEAR ○○○○		
○○○○ ○○○○ President of Kobe University	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">大学印</div>	○○○○ ○○○○ Dean of Graduate School of ○○○○○○○○○

別記様式第12(第5条第1項により学位を授与する場合で、外国の大学院等との博士論文共同指導により学位を授与する旨を付記するもの(英文学位記))

<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">学章</div>		
KOBE UNIVERSITY HEREBY CONFERS THE DEGREE OF ○○○○○○○○ of ○○○○○○○○ UPON ○○○○ ○○○○		
FOR HAVING SUCCESSFULLY COMPLETED THE ○○○○ PROGRAM IN THE FIELD OF ○○○○○○○○ ADMINISTERED BY THE GRADUATE SCHOOL OF ○○○○○○○○○ THIS DEGREE IS THE RESULT OF JOINT SUPERVISION WITH ○○○○ ON THIS ○○○○ DAY OF ○○○○ IN THE YEAR ○○○○		
○○○○ ○○○○ President of Kobe University	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">大学印</div>	○○○○ ○○○○ Dean of Graduate School of ○○○○○○○○○

別記様式第13

	年 月 日
○○研究科長 殿	
	学籍番号
	氏 名
学 位 論 文 審 査 願	
神戸大学学位規程第7条の規定により下記の書類を提出いたしますから審査をお願いします。	
記	
学 位 論 文	通
論 文 目 録	通

別記様式第14

	年 月 日
神戸大学長 殿	
	氏 名
学 位 申 請 書	
神戸大学学位規程第10条の規定により学位論文に論文目録及び履歴書を添え博士(○)の学位の授与を申請いたします。	
備考 退学者が再入学しないで学位を申請する場合には「第10条」を「第13条」に読み替えるものとする。	

別記様式第15

論 文 目 録	年 月 日
氏 名	
論 文	
1 題 目	
2 公表の方法及び時期	
方 法	
時 期	
3 冊 数	冊
参考論文	
1 題 目	
2 冊 数	冊

別記様式第16

備考 学位簿の表紙には、学位簿と標記し、博士の専攻分野の名称の順に登録する。

				契印
				番号
				年 授 月 日 与
				氏 名
				論 文 題 目

博士(〇〇)学 位 簿

II. 医学部医療創成工学科教学関係

1. 神戸大学医学部規則

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、神戸大学教学規則(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「教学規則」という。)に基づき、神戸大学医学部(以下「本学部」という。)に関する必要な事項について定めるものとする。

(学科及び専攻)

第 2 条 本学部に次の表に掲げる学科及び学科目を置く。

学科	学科目
医学科	生理学・細胞生物学
	生化学・分子生物学
	病理学
	微生物感染症学
	地域社会医学・健康科学
	未来医学
	内科学
	内科系
	外科学
	外科系
医療創成工学科	医療機器学
保健学科	基礎看護学
	臨床看護学
	母性看護学
	地域看護学
	基礎検査技術科学
	病態解析学
	基礎理学療法学

	運動・代謝障害理学療法学
	基礎作業療法学
	身体・精神障害作業療法学
	医療基礎学

2 保健学科に次の専攻を置く。

看護学専攻

検査技術科学専攻

理学療法学専攻

作業療法学専攻

(教育研究上の目的)

第2条の2 各学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) 医学科

広い知識を授けるとともに、医学・生命科学分野の教育研究を行い、高度な専門的知識・技術を身に付けさせ、高い倫理観並びに旺盛な探究心と想像力を有する「科学者」としての視点を持つ医師及び医学・生命科学における先端的・学際的研究を推進する研究者を養成することを目的とする。

(2) 医療創成工学科

広い知識を授けるとともに、医療機器開発に必要な高度な知識に加え、医療機器開発を題材として問題解決に必要な未来思考と基本的な素養を有し、自ら課題を設定し解決策を見出す能力を有する創造的開発人材を養成することを目的とする。

(3) 保健学科

広い知識を授けるとともに、総合保健医療の創造及び実践に向けた研究を行い、保健医療福祉チームの中で協働して人々の健康を支え、国内外の医療及び人類の幸福に貢献することのできる高度な専門的知識、技術及び豊かな人間性を有する医療人並びに問題を発見し解決していくために必要な科学的・論理的思考、創造的探求心及び研究志向性を有する医療人の養成を目的とする。

(授業科目及び単位数)

第3条 本学部における授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。

2 前項の授業科目の各年次の配当は、別に定める。

3 第1項に規定するもののほか、臨時に授業科目を開設することがある。

4 前項の授業科目及び単位数並びに授業科目の各年次の配当は、開設の都度定める。

5 教学規則第27条第2項の規定により開設する授業科目については、別に定める。

(単位の基準)

第4条 各授業科目の単位の計算は、次の基準による。

- (1) 講義については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 実験及び実習については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。
 - (4) 医療創成工学科における卒業研究については、卒業論文等をもって10単位とする。
- (履修要件)

第5条 学生は、別表第2に定めるところに従い、所属する学科の所定の単位を修得しなければならない。

- 2 医学科においては、前項の規定により卒業の要件として修得すべき所定の単位のうち、第3条第5項の授業科目の履修により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。ただし、第3条第5項の授業科目を除く授業科目の履修により128単位以上を修得しているときは、76単位を超えないものとする。
- 3 医療創成工学科及び保健学科においては、第1項の規定により卒業の要件として修得すべき所定の単位のうち、第3条第5項の授業科目の履修により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。
- 4 外国人留学生在が教学規則第26条第2項の規定により開設された授業科目の単位を修得したときは、別に定めるところによりこれらの単位数を別表第2の必要修得単位数に算入することができる。

(履修科目の登録の上限)

第6条 教学規則第29条第1項の規定に基づく履修科目の登録の上限は、55単位とする。

- 2 前条の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることがある。
- 3 前項に規定する履修科目の登録の上限を超える者の基準については、別に定める。

(授業科目の履修)

第7条 学生は、每学期指定の期日までに、履修しようとする授業科目について所定の履修届を提出し、神戸大学医学部長(以下「学部長」という。)の許可を受けなければならない。ただし、医学科の学生が、医学科の専門科目(共通専門基礎科目を除く。次条から第9条までにおいて同じ。)の授業科目を履修する場合は、この限りでない。

- 2 他学部の授業科目の履修については、学部長を経て、当該学部長の許可を受けなければならない。
- 3 医学科及び保健学科においては、各学期末において所定の単位を修得していない場合には、次学期の履修を許可しないことがある。
- 4 医療創成工学科においては、卒業研究を履修しようとする者は、別に定める要件を満たさなければならない。

(他大学の授業科目の履修)

第8条 学生は、神戸大学医学部教授会(以下「教授会」という。)の議を経て、本学部と協定している他大学(外国の大学を含む。以下同じ。)の授業科目を履修することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、教授会の議を経て、協定に基づかずに外国の大学の授業科目を履修することができる。
- 3 前2項の規定により修得した単位は、60単位を限度として本学部において修得したものとみなし、別表第2の必要修得単位数に算入することができる。

(休学期間中の外国の大学における授業科目の履修)

第8条の2 学生は、教授会の議を経て、休学期間中に本学部と協定を締結している外国の大学において履修した授業科目について修得した単位を本学部において修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、学生が休学期間中に協定に基づかずに外国の大学において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議を経て、本学部において修得したものとみなすことができる。
- 3 前2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第3項により本学部において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を限度として、別表第2の必要修得単位数に算入することができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第8条の3 教学規則第35条第3項の規定に基づく単位の認定は、教授会の議を経て行う。

- 2 前項の規定により認定することができる単位数は、第8条第3項並びに前条第1項及び第2項により本学部において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 3 前2項の規定により認定された単位数は、別表第2の必要修得単位数に算入することができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第9条 教学規則第36条第1項に規定する既修得単位の認定は、教授会の議を経て行う。

- 2 既修得単位の認定を受けようとする者は、指定の期日までに必要な書類を学部長に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により認定された単位数は、編入学、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第8条第3項、第8条の2第1項及び第2項並びに前条第1項により本学部において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を限度として、別表第2の必要修得単位数に算入することができる。

(試験)

第 10 条 試験は、授業が終了した学期末又はクォーター末に行う。ただし、必要がある場合は、学期末及びクォーター末以外の時期に行うことがある。

- 2 前項の規定にかかわらず、平常の成績をもって試験に代えることがある。
- 3 不合格となった授業科目については、再試験を行わない。ただし、別に定める条件を満たす場合は、この限りでない。
- 4 試験に欠席した者に対しては、追試験を行わない。ただし、別に定める条件を満たす場合は、この限りでない。
- 5 医療創成工学科における卒業研究については、指定の期日までに卒業論文等を提出した者に卒業論文等試験を行い、合格した者には、10 単位を与える。
- 6 前項において、指定の期日までに卒業論文等を提出しない者又は不合格となった者は、次学期以後の学期末に卒業論文等を提出し、卒業論文等試験を受けることができる。

(成績評価基準)

第 11 条 教学規則第 30 条に規定する成績評価基準については、別に定める。

(卒業)

第 12 条 所定の期間在学し、第 5 条に規定する要件を満たした者について、教授会の議を経て、卒業を認定する。

- 2 前項に定めるほか、医学科の学生にあっては、別に定める卒業試験に合格することを卒業の要件とする。

(特別聴講学生)

第 13 条 本学部と協定している他大学の学生で、本学部の特別聴講学生を志願する者は、別に定めるところにより、所属大学を經由して学部長に願い出るものとする。

- 2 特別聴講学生の在学期間は、その履修する授業科目が開講される期間とする。

(科目等履修生及び聴講生)

第 14 条 科目等履修生及び聴講生に関する事項は、別に定める。

(研究生)

第 15 条 研究生に関する事項は、別に定める。

(数理・データサイエンス・AI 教育プログラム)

第 16 条 数理的思考、データ分析・活用力及び AI 活用能力に関する基礎的素養を有する人材を育成するため、本学部に数理・データサイエンス・AI 教育プログラムを置く。

- 2 数理・データサイエンス・AI 教育プログラムに関し、必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第 17 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が定める。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現在在学する者(以下「在学者」という。)及び令和7年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の第10条第3項及び第4項、第16条、別表第1イ及びハからトまで並びに別表第2イ-1、イ-2及びハからヘまでの規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1（別紙のとおり）

別表第2（別紙のとおり）

別表第1

ロ 医療創成工学科（必修・選択必修等の別欄の◎印は必修科目を，○印は選択必修科目を，空白は選択科目を示す。

授業科目の区分等		授業科目	単位	必修・選択必修・選択の別	備考
教養科目	基盤系	教養とは何か	1	◎	
		多言語と多文化の世界	1	◎	
		情報基礎	1	◎	
		データサイエンス基礎学	1	◎	
	人文系	哲学	1	○	
		論理学	1	○	
		倫理学	1	○	
		科学技術と倫理	1	○	
		心理学A	1	○	
		心理学B	1	○	
		教育学A	1	○	
		教育学B	1	○	
		教育と人間形成	1	○	
		言語科学A	1	○	
		言語科学B	1	○	
		文学A	1	○	
		文学B	1	○	
		芸術と文化A	1	○	
		芸術と文化B	1	○	
		芸術史A	1	○	
		芸術史B	1	○	
		美術史A	1	○	
		美術史B	1	○	
		科学史A	1	○	
		科学史B	1	○	
		日本史A	1	○	
		日本史B	1	○	
		東洋史A	1	○	
		東洋史B	1	○	
		アジア史A	1	○	
		アジア史B	1	○	
		西洋史A	1	○	
		西洋史B	1	○	
		考古学A	1	○	
		考古学B	1	○	
		社会系	法学A	1	○
	法学B		1	○	
	社会生活と法		1	○	
	国家と法		1	○	
	政治学A		1	○	
	政治学B		1	○	
	政治と社会		1	○	
	経済学A		1	○	
	経済学B		1	○	
現代の経済A	1		○		
現代の経済B	1		○		
経済社会の発展	1		○		
経営学	1		○		
社会学	1		○		
教育と社会	1		○		
地理学	1		○		
社会思想史	1		○		
文化人類学	1		○		
現代社会論A	1		○		
現代社会論B	1		○		
越境する文化	1	○			

総合系	社会と環境	生活環境と技術	1	○	
		E S D論 (持続可能な社会づくり) 基礎	1	○	
		E S D論 (持続可能な社会づくり) A	1	○	
		E S D論 (持続可能な社会づくり) B	1	○	
		環境学入門A	1	○	
		環境学入門B	1	○	
		海への誘い	2	○	
		瀬戸内海学入門	2	○	
		社会と人権A	1	○	
		社会と人権B	1	○	
		社会と人権C	1	○	
		ジェンダーとセクシュアリティA	1	○	
		ジェンダーとセクシュアリティB	1	○	
		価値と創造	阪神・淡路大震災と都市の安全	1	○
	ボランティアと社会貢献活動A		1	○	
	ボランティアと社会貢献活動B		1	○	
	地域社会形成基礎論		1	○	
	ひょうご神戸学		1	○	
	日本酒学入門		1	○	
	神戸大学史		1	○	
	神戸大学研究最前線		1	○	
	社会基礎学		2	○	
	職業と学び-キャリアデザインを考えるA		1	○	
	職業と学び-キャリアデザインを考えるB		1	○	
	価値創造論基礎		1	○	
	価値創造論A		1	○	
	価値創造論B		1	○	
	価値創造論C		1	○	
	アントレプレナーシップ入門		1	○	
	科学と技術		食と健康A	1	○
		食と健康B	1	○	
		生物資源と農業A	1	○	
		生物資源と農業B	1	○	
		生物資源と農業C	1	○	
		生物資源と農業D	1	○	
		科学技術と社会A	1	○	
		科学技術と社会B	1	○	
		科学技術と社会C	1	○	
		科学技術と社会D	1	○	
		カタチの文化学	1	○	
		カタチの自然学A	1	○	
		カタチの自然学B	1	○	
		カタチの科学	1	○	
放射線科学		2	○		
データサイエンス概論A		1	○		
データサイエンス概論B		1	○		
データサイエンス基礎演習		1	○		
データサイエンスPBL演習		1	○		
総合系	外国語セミナーA (英語)	1	○		
	外国語セミナーB (英語)	1	○		
	外国語セミナーC (英語)	1	○		
	外国語セミナーD (英語)	1	○		
	外国語セミナーA (ドイツ語)	1	○		
	外国語セミナーB (ドイツ語)	1	○		
	外国語セミナーC (ドイツ語)	1	○		
	外国語セミナーD (ドイツ語)	1	○		
	外国語セミナーE (ドイツ語)	1	○		
	外国語セミナーF (ドイツ語)	1	○		
	外国語セミナーA (フランス語)	1	○		
	外国語セミナーB (フランス語)	1	○		

世界と日本	外国語セミナーC (フランス語)	1	○	
	外国語セミナーD (フランス語)	1	○	
	外国語セミナーE (フランス語)	1	○	
	外国語セミナーF (フランス語)	1	○	
	外国語セミナーA (中国語)	1	○	
	外国語セミナーB (中国語)	1	○	
	外国語セミナーC (中国語)	1	○	
	外国語セミナーD (中国語)	1	○	
	外国語セミナーE (中国語)	1	○	
	外国語セミナーF (中国語)	1	○	
	外国語セミナーA (ロシア語)	1	○	
	外国語セミナーB (ロシア語)	1	○	
	外国語セミナーC (ロシア語)	1	○	
	外国語セミナーD (ロシア語)	1	○	
	外国語セミナーE (ロシア語)	1	○	
	外国語セミナーF (ロシア語)	1	○	
	多言語セミナー1 (スペイン語)	1	○	
	多言語セミナー2 (スペイン語)	1	○	
	多言語セミナー3 (スペイン語)	1	○	
	多言語セミナー4 (スペイン語)	1	○	
	多言語セミナー1 (イタリア語)	1	○	
	多言語セミナー2 (イタリア語)	1	○	
	多言語セミナー3 (イタリア語)	1	○	
	多言語セミナー4 (イタリア語)	1	○	
	多言語セミナー1 (韓国語)	1	○	
	多言語セミナー2 (韓国語)	1	○	
	多言語セミナー3 (韓国語)	1	○	
	多言語セミナー4 (韓国語)	1	○	
	多言語セミナー1 (ラテン語)	1	○	
	多言語セミナー2 (ラテン語)	1	○	
	多言語セミナー3 (ラテン語)	1	○	
	多言語セミナー4 (ラテン語)	1	○	
	複言語共修セミナー (タンデム)	1	○	
	複言語共修セミナー (外国語としての日本語)	1	○	
	グローバルリーダーシップ育成基礎演習	2	○	
	多文化共生のための日本語コミュニケーション	1	○	
	海外留学のすすめA	1	○	
	海外留学のすすめB	1	○	
	グローバルラーニングスキルズ	1	○	
	グローバルエキスパートセミナー	1	○	
	グローバルチャレンジ実習	1又は2	○	
	国際共修プロジェクト	1又は2	○	
	国際協力の現状と課題A	1	○	
国際協力の現状と課題B	1	○		
国際協力アクティブ・ラーニングA	2	○		
国際協力アクティブ・ラーニングB	2	○		
国際協力アクティブ・ラーニングC	2	○		
外国語第 I	Academic English Communication A1	0.5	◎	Academic English Communication B1 (ACE), B2 (ACE), Academic English Literacy B1 (ACE), B2 (ACE) を修得した場合は、それぞれAcademic English Communication B1, B2, Academic English Literacy B1, B2に代えることができる。
	Academic English Communication A2	0.5	◎	
	Academic English Communication B1	0.5	◎	
	Academic English Communication B2	0.5	◎	
	Academic English Communication B1 (ACE)	0.5	(◎)	
	Academic English Communication B2 (ACE)	0.5	(◎)	
	Academic English Literacy A1	0.5	◎	
	Academic English Literacy A2	0.5	◎	
	Academic English Literacy B1	0.5	◎	
	Academic English Literacy B2	0.5	◎	
	Academic English Literacy B1 (ACE)	0.5	(◎)	
	Academic English Literacy B2 (ACE)	0.5	(◎)	
ドイツ語初級A 1	0.5	○		

教養科目	外国語系	外国語第Ⅱ	ドイツ語初級A 2	0.5	○			
			ドイツ語初級B 1	0.5	○			
			ドイツ語初級B 2	0.5	○			
			ドイツ語初級A 3	0.5	○			
			ドイツ語初級A 4	0.5	○			
			ドイツ語初級B 3	0.5	○			
			ドイツ語初級B 4	0.5	○			
			フランス語初級A 1	0.5	○			
			フランス語初級A 2	0.5	○			
			フランス語初級B 1	0.5	○			
			フランス語初級B 2	0.5	○			
			フランス語初級A 3	0.5	○			
			フランス語初級A 4	0.5	○			
			フランス語初級B 3	0.5	○			
			フランス語初級B 4	0.5	○			
			中国語初級A 1	0.5	○			
			中国語初級A 2	0.5	○			
			中国語初級B 1	0.5	○			
			中国語初級B 2	0.5	○			
			中国語初級A 3	0.5	○			
			中国語初級A 4	0.5	○			
			中国語初級B 3	0.5	○			
			中国語初級B 4	0.5	○			
			ロシア語初級A 1	0.5	○			
			ロシア語初級A 2	0.5	○			
			ロシア語初級B 1	0.5	○			
			ロシア語初級B 2	0.5	○			
			ロシア語初級A 3	0.5	○			
			ロシア語初級A 4	0.5	○			
			ロシア語初級B 3	0.5	○			
			ロシア語初級B 4	0.5	○			
			健康・スポーツ科学系	健康・スポーツ科学実習基礎	1			
			専門基礎科	医学基礎	臨床実習Ⅰ	1	◎	
					解剖学	2	◎	
					臨床医学総論Ⅰ	2	○	
					生化学	2	◎	
					公衆衛生学	2	◎	
					生理学	2	◎	
					免疫学	1	◎	
					病理学	1	◎	
臨床医学総論(内科学・外科学)	1	◎						
臨床医学総論Ⅱ	2	○						
生物統計学	1	◎						
物理化学A	1.5	○						
機械基礎数学Ⅰ	2	○						
基礎数学Ⅰ	1	○						
電気回路論Ⅰ	2	○						
物理化学B	1.5	○						
物理化学C	1.5	○						
基礎力学Ⅰ	2	○						
機械基礎数学Ⅱ	2	○						
基礎数学Ⅱ	1	○						
基礎力学Ⅱ	2	○						
応用数学Ⅰ	1	○						
電気回路論Ⅱ	2	○						
基礎高分子化学	1	○						
材料力学Ⅰ	2	○						
応用数学Ⅱ	1	○						
高分子化学Ⅰ	1.5	○						
物理化学D	1.5	○						

専門科目	目	工学基礎	物理化学F	1.5	○	
			熱力学I	2	○	
	流体力学	2	○			
	材料力学II	2	○			
	応用数学III	1	○			
	信号処理I	2	○			
	設計工学	2	○			
	高分子化学2	1.5	○			
	熱力学II	2	○			
	電気工学概論	2	○			
	機構学	2	○			
	応用数学IV	1	○			
	高分子化学3	1.5	○			
	物理化学E	1.5	○			
	機械力学	2	○			
	製造プロセス工学	2	○			
	信号処理II	2	○			
	化学実験安全指導	1	◎			
	物理化学G	1.5	○			
	流体力学	2	○			
	制御工学	2	○			
	機械材料学	2	○			
	計測工学（システム情報学）	2	○			
	高分子化学4	1.5	○			
	計測工学（機械工学）	2	○			
	医療機器学 科目目	医療機器学基礎	医用機器学概論	1	◎	
			医用生物学概論	1	○	
			医療機器学概論	1	◎	
			生体機能代行技術学I	2	○	
			医用工学総論	2	○	
			生体機能代行技術学II	4	○	
			医療機器モデリング実験	1	◎	
			医療機器プログラム概論	1	◎	
			ロボット工学I	1	○	
			画像診断解析学	1	○	
			生体機能代行技術学III	4	○	
			生体物性工学	2	○	
			医療機器用プログラミング実習	1	◎	
			ロボット工学II	1	○	
			バイオメカニクス	2	○	
			生体計測工学	2	○	
			生体機能代行技術学実習I	1	○	
バイオマテリアル			2	○		
機械学習・深層学習			1	○		
再生医療工学			1	○		
各種医療機器の人体適用（臓器系/血管系/管腔系）			1	◎		
総合画像診断学			1	○		
医療A I			2	○		
医用治療機器学I			2	◎		
医用治療機器学II			1	◎		
生体機能代行技術学実習II			1	○		
医療リスク学			1	◎		
医療機器学社会実装		レギュラトリーサイエンスと臨床研究の倫理	1	◎		
		医療機器の社会実装・ビジネス論	1	◎		
		品質管理と設計開発プロセス	1	◎		
		アントレプレナーシップと医療イノベーションデザイン	1	◎		
		初年次セミナー（学習法ガイダンス）	1	◎		
		創造的思考1：未来洞察	1	◎		
	問題探索思考（批判的思考）	1	◎			
	問題解決アプローチ 演習	1	◎			

創造性科目	創造性教育	創造的思考2：システム思考	1	◎	
		問題解決フィールドワーク 実習	1	◎	
		創造的思考3：デザイン思考	1	◎	
		創造的ものづくり実習Ⅰ	1	◎	
		医療機器コンセプト創造学 基礎編	1	◎	
		医療機器コンセプト創造学基礎 演習	1	◎	
		創造的ものづくり実習Ⅱ	1	◎	
		創造的ものづくり実習Ⅲ	1	◎	
		医療機器コンセプト創造学基礎 実習	1	◎	
		創造的ものづくり実習Ⅳ	1	◎	
		卒業研究	卒業研究	10	◎
その他	資格免許のための科目	チーム医療と関連法規Ⅰ	1		卒業要件に含まず
		チーム医療と関連法規Ⅱ	1		
		生体情報計測学	1		
		臨床支援技術学Ⅰ	2		
		臨床支援技術学Ⅱ	1		
		薬と生体反応	1		
		医療リスク学実習	1		
		臨床実習Ⅱ	7		

別表2

ロ 医療創成工学科

授業科目の区分等		授業科目等	必要修得	備考	
教養科目	基盤系	別表第1のロに掲げる教養科目(基盤系)の授業科目	4		
	人文系・社会系	別表第1のロに掲げる教養科目(人文系・社会系)の授業科目	8		
	総合系	別表第1のロに掲げる教養科目(総合系)の授業科目	4		
	外国語系	外国語第Ⅰ	別表第1のロに掲げる教養科目(外国語第Ⅰ)の授業科目	4	Academic English Communication B1(ACE), B2(ACE), Academic English Literacy B1(ACE), B2(ACE)を修得した場合は、それぞれAcademic English Communication B1, B2, Academic English Literacy B1, B2に代えることができる。
		外国語第Ⅱ	別表第1のロに掲げる教養科目(外国語第Ⅱ)の授業科目	4	ドイツ語, フランス語, 中国語及びロシア語のうちから1つの言語を選択すること。
健康・スポーツ科学系		健康・スポーツ科学実習基礎	0~1		
専門科目	専門基礎科目	医学基礎	別表第1のロに掲げる専門科目(医学基礎)の授業科目	15以上	
		工学基礎	別表第1のロに掲げる専門科目(工学基礎)の授業科目	17以上	
	医療機器学科目	医療機器学基礎	別表第1のロに掲げる専門科目(医療機器学基礎)の授業科目	17以上	
		医療機器学社会実装	別表第1のロに掲げる専門科目(医療機器学社会実装)の授業科目	4	
	創造性科目	創造性教育	別表第1のロに掲げる専門科目(創造性教育)の授業科目	14	
	卒業研究		卒業研究	10	
合 計			124		

2. 神戸大学医学部医療創成工学科授業科目のナンバリング

神戸大学では各学部及び研究科における教育課程の系統性、順次性及び科目の水準を明らかにし、学生の学修活動に資するために、ナンバリングを導入しています。医学部医療創成工学科授業科目のナンバリングは以下のとおりです。

1桁目	2桁目	3・4桁目	5桁目	6・7桁目	授業科目名
学部	課程	学科	科目のカテゴリー	科目のナンバー	
M	1	ME	1	01	臨床実習Ⅰ
M	1	ME	2	01	解剖学
M	1	ME	2	01	臨床医学総論Ⅰ
M	1	ME	2	01	生化学
M	1	ME	2	01	公衆衛生学
M	1	ME	2	01	生理学
M	1	ME	2	01	免疫学
M	1	ME	2	01	病理学
M	1	ME	3	01	臨床医学総論（内科学・外科学）
M	1	ME	3	01	臨床医学総論Ⅱ
M	1	ME	3	01	生物統計学
M	1	ME	1	02	物理化学A
M	1	ME	1	02	機械基礎数学Ⅰ
M	1	ME	1	02	基礎数学Ⅰ
M	1	ME	1	02	電気回路論Ⅰ
M	1	ME	1	02	物理化学B
M	1	ME	1	02	物理化学C
M	1	ME	1	02	基礎力学Ⅰ
M	1	ME	1	02	機械基礎数学Ⅱ
M	1	ME	1	02	基礎数学Ⅱ
M	1	ME	1	02	基礎力学Ⅱ
M	1	ME	1	02	応用数学Ⅰ
M	1	ME	1	02	電気回路論Ⅱ
M	1	ME	1	02	基礎高分子化学
M	1	ME	1	02	材料力学Ⅰ
M	1	ME	1	02	応用数学Ⅱ
M	1	ME	2	02	高分子化学1
M	1	ME	2	02	物理化学D
M	1	ME	2	02	物理化学F
M	1	ME	2	02	熱力学Ⅰ
M	1	ME	2	02	流体工学
M	1	ME	2	02	材料力学Ⅱ
M	1	ME	2	02	応用数学Ⅲ
M	1	ME	2	02	信号処理Ⅰ
M	1	ME	2	02	設計工学
M	1	ME	2	02	高分子化学2
M	1	ME	2	02	熱力学Ⅱ
M	1	ME	2	02	電気工学概論
M	1	ME	2	02	機構学
M	1	ME	2	02	応用数学Ⅳ
M	1	ME	2	02	高分子化学3
M	1	ME	2	02	物理化学E
M	1	ME	2	02	機械力学
M	1	ME	2	02	製造プロセス工学
M	1	ME	2	02	信号処理Ⅱ
M	1	ME	2	02	化学実験安全指導
M	1	ME	2	02	物理化学G
M	1	ME	2	02	流体力学
M	1	ME	2	02	制御工学
M	1	ME	3	02	機械材料学

1桁目	2桁目	3・4桁目	5桁目	6・7桁目	授業科目名
学部	課程	学科	科目のカテゴリー	科目のナンバー	
M	1	ME	3	02	計測工学（システム情報学）
M	1	ME	3	02	高分子化学4
M	1	ME	3	02	計測工学（機械工学）
M	1	ME	1	03	医用機器学概論
M	1	ME	1	03	医用生物学概論
M	1	ME	1	03	医療機器学概論
M	1	ME	1	03	生体機能代行技術学Ⅰ
M	1	ME	2	03	医用工学総論
M	1	ME	2	03	生体機能代行技術学Ⅱ
M	1	ME	2	03	医療機器モデリング実験
M	1	ME	2	03	医療機器プログラム概論
M	1	ME	2	03	ロボット工学Ⅰ
M	1	ME	2	03	画像診断解析学
M	1	ME	2	03	生体機能代行技術学Ⅲ
M	1	ME	2	03	生体物性工学
M	1	ME	2	03	医療機器用プログラミング実習
M	1	ME	2	03	ロボット工学Ⅱ
M	1	ME	3	03	バイオメカニクス
M	1	ME	3	03	生体計測工学
M	1	ME	3	03	生体機能代行技術学実習Ⅰ
M	1	ME	3	03	バイオマテリアル
M	1	ME	3	03	機械学習・深層学習
M	1	ME	3	03	再生医療工学
M	1	ME	3	03	各種医療機器の人体適用（臓器系/血管系/管腔系）
M	1	ME	3	03	総合画像診断学
M	1	ME	3	03	医療AⅠ
M	1	ME	3	03	医用治療機器学Ⅰ
M	1	ME	3	03	医用治療機器学Ⅱ
M	1	ME	3	03	生体機能代行技術学実習Ⅱ
M	1	ME	3	03	医療リスク学
M	1	ME	3	04	レギュラトリーサイエンスと臨床研究の倫理
M	1	ME	3	04	医療機器の社会実装・ビジネス論
M	1	ME	3	04	品質管理と設計開発プロセス
M	1	ME	3	04	アントレプレナーシップと医療イノベーションデザイン
M	1	ME	1	05	初年次セミナー（学習法ガイダンス）
M	1	ME	1	05	創造的思考1：未来洞察
M	1	ME	1	05	問題探索思考（批判的思考）
M	1	ME	2	05	問題解決アプローチ 演習
M	1	ME	2	05	創造的思考2：システム思考
M	1	ME	2	05	問題解決フィールドワーク 実習
M	1	ME	2	05	創造的思考3：デザイン思考
M	1	ME	3	05	創造的ものづくり実習Ⅰ
M	1	ME	3	05	医療機器コンセプト創造学基礎編
M	1	ME	3	05	医療機器コンセプト創造学基礎 演習
M	1	ME	3	05	創造的ものづくり実習Ⅱ
M	1	ME	3	05	創造的ものづくり実習Ⅲ
M	1	ME	3	05	医療機器コンセプト創造学基礎 実習
M	1	ME	3	05	創造的ものづくり実習Ⅳ
M	1	ME	4	06	卒業研究
M	1	ME	0	00	チーム医療と関連法規Ⅰ
M	1	ME	0	00	チーム医療と関連法規Ⅱ
M	1	ME	0	00	生体情報計測学
M	1	ME	0	00	臨床支援技術学Ⅰ
M	1	ME	0	00	臨床支援技術学Ⅱ
M	1	ME	0	00	薬と生体反応

1桁目	2桁目	3・4桁目	5桁目	6・7桁目	授業科目名
学部	課程	学科	科目のカテゴリー	科目のナンバー	
M	1	ME	0	00	医療リスク学実習
M	1	ME	0	00	臨床実習 II

科目のカテゴリー（5桁目）について

- 1 初級レベルの科目（1年次配当科目）
- 2 中級レベルの科目（2年次配当科目）
- 3 上級レベルの科目（3年次配当科目）
- 4 最上級レベルの科目（卒業研究）
- 0 卒業要件外の科目（資格取得のためだけの科目）

科目のナンバー（6・7桁目） 授業科目の小区分

- 01 医学基礎
- 02 工学基礎
- 03 医療機器学基礎
- 04 医療機器学社会実装
- 05 創造性教育
- 06 卒業研究
- 00 資格取得のためだけの科目

3. 神戸大学医学部医療創成工学科成績評価基準等に関する内規

この内規は、神戸大学医学部規則第 11 条により神戸大学医学部医療創成工学科(以下「本学科」という。)における成績評価基準等について以下に定める。

1. 成績評価基準

判定	評価区分	成績	GP	評価基準
合格	秀(S)	90 点～100 点	4.3	学修の目標を達成し、特に優れた成果を収めている。
	優(A)	80 点～90 点未満	4	学修の目標を達成し、優れた成果を収めている。
	良(B)	70 点～80 点未満	3	学修の目標を達成し、良好な成果を収めている。
	可(C)	60 点～70 点未満	2	学修の目標を達成している。
不合格	不可(F)	60 点未満	0	学修の目標を達成していない。

2. 成績評価方法

成績評価の方法は、各授業科目を担当する教員がシラバスにおいて明示するものとする。

3. GPA

1) GPA について

GPA とは、上記「成績評価基準」に基づいて評価した成績の単位数に、それぞれの GP(Grade Point)を掛けて合計したものを、履修登録を行った単位数の合計で割って計算した、1 単位あたりの GP 平均値(Average)である。

2) GPA 計算について

$$\text{GPA} = \frac{[\text{履修登録した科目の単位数} \times \text{当該科目の GP}] \text{の合計}}{\text{履修登録した科目の単位数合計(不可を含む)}}$$

※履修登録した科目のうち、GPA 計算式に入らない科目

- ・成績を「合格」で評価する科目
- ・他大学等で単位修得し、本学科で「認定」とした科目
- ・履修取り消しをした科目
- ・本学科で指定した科目

※「不可」(不合格)と成績評価された科目を、再び履修登録した場合、再履修した時の「不可～秀」(GP=0～4.3)の成績が GPA 計算式に入り、当該科目について過去に付いた「不可」(GP=0)の成績を、再履修した学期以降の GPA 計算式から除外する。ただし、過去に計算された GPA(学期)の値は変更しない。

4. 神戸大学医学部医療創成工学科における編入学者に関する内規

令和6年2月14日 医工融合型新学科設置準備室会議決定

(趣旨)

神戸大学教学規則第37条の規定により、神戸大学医学部医療創成工学科における編入学者に関して次のとおり定める。

(修業年限)

編入学者の修業年限は、2年とする。

(在学年限)

編入学者は、4年を超えて在学することはできない。

(休学期間)

編入学者の休学期間は通算して3年を超えることはできない。なお、休学期間は、在学年限に算入しない。

(既修得単位認定)

編入学者の既修得単位の認定については、81単位を限度として認定する。なお、授業科目区分ごとの内訳は次のとおりとする。

科目区分		認定単位数
教養科目	基盤系科目	4単位を認定
	人文系・社会系科目	8単位を認定
	総合系科目	4単位を認定
	外国語系科目	8単位を認定
	健康・スポーツ科学系科目	1単位を限度として認定
専門科目		56単位を限度として認定

2 専門科目の認定においては、授業要目やシラバス等で授業内容を確認し、時間数・単位数に留意のうえ、単位認定を行う。

3 高等専門学校授業科目については、原則として4年生及び5年生の科目を認定対象とする。

(履修制限)

編入学者は、教養科目を履修することはできない。

5. 神戸大学医学部医療創成工学科における卒業研究の履修に関する内規

神戸大学医学部規則第7条第4項に基づき、神戸大学医学部医療創成工学科における4年次配当の卒業研究を履修するための条件について、次のとおり定める。

卒業研究を履修するための条件（4年次への進級条件）

3年次終了までに以下の条件を全て満たしたうえで、卒業要件単位を104単位以上修得していること。

(1) 教養科目を24単位修得していること。

(内訳)

- 人文・社会系科目：8単位
- 総合系科目：4単位
- 基盤系科目：4単位
- 外国語第I科目：4単位
- 外国語第II科目：4単位

(2) 専門科目を80単位以上修得していること。

(内訳)

- 医学基礎科目：13単位以上（必修科目11単位含む）
臨床実習Iは修得済であること
- 工学基礎科目：17単位以上（必修科目1単位含む）
- 医療機器学基礎科目：15単位以上（必修科目8単位含む）
以下の必修科目（実験および実習科目）は修得済であること
 - ・医療機器モデリング実験
 - ・医療機器用プログラミング実習
 - ・医用治療機器学II
- 医療機器学社会実装科目：2単位以上
- 創造性教育科目：14単位

6. 神戸大学医学部医療創成工学科の試験等における不正行為に対する成績の措置についての申合せ

神戸大学医学部医療創成工学科（以下「本学科」という。）の学生が試験及びレポート等において不正行為をしたときは、次のとおり取り扱うものとする。

- 1.本学科の授業に関する試験において不正行為を行ったときは、試験監督者は試験を直ちに中止させ、当該学生と面談を行い、事実確認書を提出させるとともに、反省を促すものとする。
- 2.本学科の授業に関するレポート等において不正行為を行ったときは、授業担当教員は当該学生と面談を行い、事実確認書を提出させるとともに、反省を促すものとする。
- 3.前2項の不正行為を行った本学科の学生に対しては、神戸大学医学部医学創成工学科会議の議を経て、当該学期のすべての授業科目の成績を無効とする。
- 4.大学教育推進機構及び他学部から不正行為の通知があった場合も、前項と同じ処置をとるものとする。

7. 令和7年度入学者授業配当表

授業科目の区分等		授業科目	授業形態	単位		1年		2年		3年		4年		
				必修	選択	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
教養科目	基盤系	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
	人文系													
	社会系													
	総合系													
	外国語系 (外国語第Ⅰ)													
	外国語系 (外国語第Ⅱ)													
	健康・スポーツ科学系													
専門基礎科目 (医学基礎)	臨床実習Ⅰ	実習	1		2Q									
	解剖学	講義	2				1Q							
	臨床医学総論Ⅰ	講義		2			1Q							
	生化学	講義	2				2Q							
	公衆衛生学	講義	2				2Q							
	生理学	講義	2						3Q					
	免疫学	講義	1						4Q					
	病理学	講義	1						4Q					
	臨床医学総論 (内科学・外科学)	講義	1							1Q				
	臨床医学総論Ⅱ	講義		2						1Q				
	生物統計学	講義	1								3Q			
	専門基礎科目 (工学基礎)	物理化学A	講義		1.5	1Q								
		機械基礎数学Ⅰ	講義		2	1Q								
		基礎数学Ⅰ	講義		1	1Q								
		電気回路論Ⅰ	講義		2	1・2Q								
		物理化学B	講義		1.5	2Q								
		物理化学C	講義		1.5	2Q								
		基礎力学Ⅰ	講義		2	2Q								
		機械基礎数学Ⅱ	講義		2	2Q								
		基礎数学Ⅱ	講義		1	2Q								
		基礎力学Ⅱ	講義		2		3Q							
		応用数学Ⅰ	講義		1		3Q							
		電気回路論Ⅱ	講義		2		3・4Q							
		基礎高分子化学	講義		1		4Q							
		材料力学Ⅰ	講義		2		4Q							
		応用数学Ⅱ	講義		1		4Q							
		高分子化学Ⅰ	講義		1.5			1Q						
		物理化学D	講義		1.5			1Q						
		物理化学F	講義		1.5			1Q						
		熱力学Ⅰ	講義		2			1Q						
		流体力学	講義		2			1Q						
		材料力学Ⅱ	講義		2			1Q						
		応用数学Ⅲ	講義		1			1Q						
		信号処理Ⅰ	講義		2			1・2Q						
		設計工学	講義		2			1・2Q						
高分子化学Ⅱ		講義		1.5			2Q							
熱力学Ⅱ		講義		2			2Q							
電気工学概論		講義		2			2Q							
機構学		講義		2			2Q							
応用数学Ⅳ		講義		1			2Q							
高分子化学Ⅲ		講義		1.5				3Q						
物理化学E	講義		1.5				3Q							
機械力学	講義		2				3Q							
製造プロセス工学	講義		2				3Q							

授業科目の区分等	授業科目	授業形態	単位		1年		2年		3年		4年		
			必修	選択	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
専門科目	信号処理Ⅱ	講義		2					3・4Q				
	化学実験安全指導	講義	1						4Q				
	物理化学G	講義		1.5					4Q				
	流体力学	講義		2					4Q				
	制御工学	講義		2					4Q				
	機械材料学	講義		2						1Q			
	計測工学（システム情報学）	講義		2						1・2Q			
	高分子化学4	講義		1.5						2Q			
	計測工学（機械工学）	講義		2						2Q			
	医療機器学科目 (医療機器学基礎)	医用機器学概論	講義	1		1Q							
		医用生物学概論	講義		1	1Q							
		医療機器学概論	講義	1			3Q						
		生体機能代行技術学Ⅰ	講義		2		3・4Q						
		医用工学総論	講義		2			1・2Q					
		生体機能代行技術学Ⅱ	講義		4			1・2Q					
		医療機器モデリング実験	実験	1				2Q					
		医療機器プログラム概論	講義	1					3Q				
		ロボット工学Ⅰ	講義		1				3Q				
		画像診断解析学	講義		1				3Q				
		生体機能代行技術学Ⅲ	講義		4				3・4Q				
		生体物性工学	講義		2				3・4Q				
		医療機器用プログラミング実習	実習	1					4Q				
		ロボット工学Ⅱ	講義		1				4Q				
		バイオメカニクス	講義		2					1Q			
		生体計測工学	講義		2					1Q			
		生体機能代行技術学実習Ⅰ	実習		1					1・2Q			
		バイオマテリアル	講義		2					2Q			
		機械学習・深層学習	講義		1					2Q			
		再生医療工学	講義		1						3Q		
		各種医療機器の人体適用（臓器系/血管系/管腔系）	講義	1							3Q		
		総合画像診断学	講義		1						3Q		
		医療AⅠ	講義		2						3・4Q		
		医用治療機器学Ⅰ	講義	2							3・4Q		
		医用治療機器学Ⅱ	実習	1							3・4Q		
		生体機能代行技術学実習Ⅱ	実習		1						3・4Q		
		医療リスク学	講義	1							4Q		
	医療機器学科目 (医療機器学社会実装)	レギュラトリーサイエンスと臨床研究の倫理	講義	1						1Q			
		医療機器の社会実装・ビジネス論	講義	1						2Q			
		品質管理と設計開発プロセス	講義	1							3Q		
		アントレプレナーシップと医療イノベーションデザイン	講義	1							4Q		
	創造性科目 (創造性教育)	初年次セミナー（学習法ガイダンス）	講義	1		1Q							
創造的思考1：未来洞察		講義	1			3Q							
問題探索思考（批判的思考）		講義	1			4Q							
問題解決アプローチ 演習		演習	1					4Q					
創造的思考2：システム思考		講義	1				1Q						
問題解決フィールドワーク実習		実習	1					4Q					
創造的思考3：デザイン思考		講義	1				2Q						
創造的ものづくり実習Ⅰ		実習	1						1Q				
医療機器コンセプト創造学基礎編		講義	1						2Q				

授業科目の区分等		授業科目	授業形態	単位		1年		2年		3年		4年	
				必修	選択	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
		医療機器コンセプト創造学基礎 演習	演習	1						2Q			
		創造的ものづくり実習Ⅱ	実習	1						2Q			
		創造的ものづくり実習Ⅲ	実習	1							3Q		
		医療機器コンセプト創造学基礎 実習	実習	1							3Q		
		創造的ものづくり実習Ⅳ	実習	1							4Q		
		卒業研究	実験・実習	10									1・2Q
その他	資格免許のための科目 (卒業要件に含まず)	チーム医療と関連法規Ⅰ	講義		1		3Q						
		チーム医療と関連法規Ⅱ	講義		1		4Q						
		生体情報計測学	講義		1					1Q			
		臨床支援技術学Ⅰ	講義		2					1・2Q			
		臨床支援技術学Ⅱ	実習		1						3Q		
		薬と生体反応	講義		1						3Q		
		医療リスク学実習	実習		1						4Q		
		臨床実習Ⅱ	実習		7								1・2Q

8. 神戸大学医学部医療創成工学科において開講する授業科目に係る学生からの成績評価に対する申し立て手続きについての申合せ

(目的)

1. この申合せは、学生から神戸大学医学部医療創成工学科において開講する授業科目に係る成績評価に対する申し立てがあった場合、成績評価の透明性、厳格性を確保するため、申し立て手続きについて定めるものとする。

(申し立ての理由)

2. 学生は受講した授業科目の成績評価について、当該授業科目の成績評価基準等に照らして疑義がある場合は、神戸大学医学部医療創成工学科長(以下「医療創成工学科長」という。)に申し立てを行い、授業担当教員に説明を求めることができるものとする。

(申し立ての手続き)

3. 成績評価に対する申し立ては、成績発表後原則として1週間以内に行うこととし、申し立てを行う授業科目名、担当教員名、申し立ての内容及びその理由等を所定の様式により、教務担当係に提出することとする。

(申し立てへの対応)

4. 申し立てを受けた授業科目の担当教員は、申し立てた学生に対し成績評価について速やかに教務担当係を通じ、回答を行うものとする。
また、その結果については、授業担当教員等が書面により医療創成工学科長に報告することとする。

年 月 日

医療創成工学科長 殿

成績評価に対する申立書

年度 期開講授業科目の成績評価について、下記のとおり申し立てを行いますので、よろしくお願いいたします。

記

所 属	学部	学科	年次
学 籍 番 号			
氏 名			
授 業 科 目 名			
担 当 教 員 名			
申し立ての内容			
申し立ての理由			

III. 医学部医療創成工学科の授業について

1. 学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

神戸大学医学部医療創成工学科は、神戸大学ディプロマ・ポリシーに定める人間性、創造性、国際性を備え、幅広い知識及び学際的視点を有する人材、特に医療機器開発を題材として問題解決に必要な未来思考と基本的な素養を有し、自ら課題を設定し、その解決策を見出す能力を持つ創造的開発人材を養成することを教育の目的としている。この教育の目的を達成するため本学科は、神戸大学が定める学位授与に関する方針に基づき、以下のように学位授与に関する方針を定める。

(1) 本学科は、神戸大学の学位授与に関する方針で定められた能力等に加え、以下の能力等を身につけることを学修の目標とする。

■ 人間性・倫理性

- 豊かな人間性と高い倫理性を備え、生命の尊さを重んじ、新たな医療の創成を通じて社会に貢献するための基礎的能力

■ 地域性・国際性

- 国内外の医療現場のニーズをとらえ、医療機器やシステムの社会実装により、地域や国際社会に貢献できる能力

■ 専門性・創造性

- 医学的基礎知識とものづくりの基礎となる工学的素養を併せ持ち、社会や医療現場のニーズに対して最も適切な医療機器やシステムを創出する能力
- 社会のニーズを見出し、それに応える方法を考え、実現や普及に向けての問題を解決し、未来社会を創造できる能力

(2) 本学科は、学士（医工学）の学位を授与するための卒業の要件を、本学に所定の期間在学し、学部規則に定められた単位を修得して、神戸大学及び本学部の定める学修の目標を達成することとする。

2. 教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

神戸大学医学部医療創成工学科は、本学部が定める学位授与に関する方針及び神戸大学が定める教育課程の編成及び実施に関する方針に基づき、以下の方針に則り教育課程を編成及び実施する。

(1) 幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養し、本学のすべての学生に共通する学修の目標を達成するため、教養科目を開設する。

(2) 深い学識と高度な専門技能を培い、本学のすべての学生に共通する学修の目標及び各

学部が定める学修の目標を達成するため、専門科目を開設する。

- 幅広い見識及び医学と工学の基礎的な学識を有し、医療ニーズに則した概念を創出する能力を身につけることを主な学修目標として、専門基礎科目群（医学基礎科目，工学基礎科目）及び医療機器学科目群（医療機器学基礎科目，医療機器学社会実装科目 Practical Application of Medical Devices）を開講する。
- 社会連携の視野を有し、実現や普及に向けての問題解決能力と未来社会を創造できる能力を身につけることを主な学修目標として、創造性科目群（創造性教育科目）及び卒業研究を開講する。

(3) 授業は、講義，演習，実験，実習，実技のいずれか(問題解決型学習，体験型学習などを含む)により又はこれらの併用により行う。

(4) 学修成果の評価は、筆記試験，レポート，参加度，発表内容等により，学修目標に即して多面的，包括的な方法で行う。

3. 医療創成工学専攻の教育・研究体制

学部	学科	分野
医学部	医療創成工学科	医療機器システム学分野 精密診断治療機器学分野 体内医療機器学分野

教員一覧

分野	氏名	職名	居室
医療機器システム学	(分野長) 保多 隆裕	特命教授	研究棟E 2階 教授室3
	菅野 公二	教授	研究棟E 2階 教授室5
	祇園 景子	特命教授	研究棟E 2階 教授室6
	鷹尾 俊達	特命准教授	研究棟E 2階 教員室1
	加藤 博史	特命准教授	研究棟E 2階 教員室1
	上野 秀貴	特命助教	研究棟E 2階 教員室2
精密診断治療機器学	(分野長) 村垣 善浩	教授	研究棟E 2階 教授室1
	木内 邦彦	教授	研究棟E 2階 教授室7
	森田 圭紀	特命教授	研究棟C 3階 教授室
	中楯 龍	准教授	研究棟E 2階 教員室1
	山口 智子	講師	研究棟E 2階 教員室1
体内医療機器学	(分野長) 向井 敏司	教授	研究棟E 2階 教授室2
	大谷 亨	教授	研究棟E 2階 教授室4
	富畑 賢司	特命教授	研究棟E 2階 教授室8
	和田 則仁	特命准教授	研究棟E 2階 教員室1
	レティフォエ	特命助教	研究棟E 2階 教員室2

4. 授業科目の履修等について

(1) カリキュラムの全体像

医学・工学・医療機器学の基礎から社会実装（事業化）までの医療機器開発に必要なカリキュラムと創造性を養うためのカリキュラムです。



(2) 授業科目、授業科目の区分及び履修について

本学科の授業科目は神戸大学医学部規則に定められています。各授業科目の年次配当については「履修科目一覧表」に掲載しています。なお、授業科目の区分は次のとおりです。

■ 教養科目

全学共通授業科目として開講されます。

- 基盤系

これに区分される授業は、全て必修科目です。1年次の1Q-2Qに開講します。

- 人文系・社会系・総合系

1年次に鶴甲第1キャンパスにて開講します。2年次以降の専門科目は楠キャンパスで開講されることが多くなるため、1年次に卒業要件単位を全て修得しておいてください。2年次以降に履修を希望する学生は、教養教育院が定める再履修のルールに従って抽選登録を行う必要があります。

- 外国語系

1年次に鶴甲第1キャンパスにて開講します。2年次以降の専門科目は楠キャンパス

で開講されることが多くなるため、1年次に卒業要件単位を全て修得しておいてください。2年次以降に履修を希望する学生は、教養教育院が定める再履修のルールに従って抽選登録を行う必要があります。

- 健康・スポーツ科学系

1年次に鶴甲第1キャンパスにて開講します。

■ 専門科目

専門科目は、必修科目及び選択科目からなります。

- 専門基礎科目

これには、医学基礎と工学基礎があります。前者の内容は医学部が開講する授業に基づいています。後者は工学部機械学科、応用化学科、電気電子工学科、システム情報学部が開講する授業です。

- 医療機器学科目

これには、医療機器学基礎と医療機器学社会実装があります。

- 創造性科目

これに区分される授業は、全て必修科目です。

- 卒業研究

神戸大学医学部医療創成工学科における卒業研究の履修に関する内規を参照してください。

■ その他

- 資格免許のための科目

これに区分される授業は、卒業要件に含みませんが、臨床工学技士国家試験受験に必要な授業です。

(3) 履修科目一覧

神戸大学医学部規則別表1を参照してください。

(4) 臨床工学技士受験資格を取得するための必要科目一覧

下記の科目を全て修得してください。卒業要件に含まれない科目があるので注意をしてください。

授業科目の区分等			授業科目名	単 位	卒業要件
専門科目	専門基礎 科目	医学基礎	解剖学	2	必修
			臨床医学総論 I	2	選択必修
			生化学	2	必修
			公衆衛生学	2	必修

			生理学	2	必修
			免疫学	1	必修
			病理学	1	必修
			臨床医学総論(内科学・外科学)	1	必修
			臨床医学総論Ⅱ	2	選択必修
		工学基礎	基礎数学Ⅰ	1	選択必修
			基礎数学Ⅱ	1	選択必修
			応用数学Ⅰ	1	選択必修
			応用数学Ⅱ	1	選択必修
			熱力学Ⅰ	2	選択必修
			電気工学概論	2	選択必修
			応用数学Ⅳ	1	選択必修
			機械力学	2	選択必修
			物理化学G	1.5	選択必修
	流体力学		2	選択必修	
	制御工学		2	選択必修	
	計測工学(機械工学)		2	選択必修	
	医療機器 学科目		医療機器学 基礎	医用機器学概論	1
		医用生物学概論		1	選択必修
		医療機器学概論		1	必修
		生体機能代行技術学Ⅰ		2	選択必修
		医用工学総論		2	選択必修
		生体機能代行技術学Ⅱ		4	選択必修
		医療機器モデリング実験		1	必修
		医療機器プログラム概論		1	必修
		ロボット工学Ⅰ		1	選択必修
		画像診断解析学		1	選択必修
生体機能代行技術学Ⅲ		4		選択必修	
生体物性工学		2		選択必修	
医療機器用プログラミング実 習		1		必修	
バイオメカニクス	2	選択必修			

			生体計測工学	2	選択必修
			生体機能代行技術学実習 I	1	選択必修
			バイオマテリアル	2	選択必修
			再生医療工学	1	選択必修
			各種医療機器の人体適用（臓器系/血管系/管腔系）	1	必修
			総合画像診断学	1	選択必修
			医療 A I	2	選択必修
			医用治療機器学 I	2	必修
			医用治療機器学 II	1	必修
			生体機能代行技術学実習 II	1	選択必修
			医療リスク学	1	必修
	医療機器学 社会実装	レギュラトリーサイエンスと 臨床研究の倫理	1	必修	
	創造性 科目	創造性教育	創造的ものづくり実習 I	1	必修
			創造的ものづくり実習 II	1	必修
創造的ものづくり実習 III			1	必修	
創造的ものづくり実習 IV			1	必修	
その他	資格免許のための科目	チーム医療と関連法規 I	1	卒業要件外	
		チーム医療と関連法規 II	1	卒業要件外	
		生体情報計測学	1	卒業要件外	
		臨床支援技術学 I	2	卒業要件外	
		臨床支援技術学 II	1	卒業要件外	
		薬と生体反応	1	卒業要件外	
		医療リスク学実習	1	卒業要件外	
		臨床実習 II	7	卒業要件外	
合計			92.5		

(6) 履修要件

神戸大学医学部規則別表2を参照してください。

(7) 履修登録・確認の手続きについて

科目の履修に際しては、「履修科目一覧表」及び毎学期始めに公表する「授業時間割表」を参考に、履修科目を十分に検討した上、毎学期指定された期間内にWEBにより履修登録・確認を行わなければなりません。(教養科目(人文系・社会系・自然系・総合系)については、抽選登録をしなければなりません。登録期間等詳細は時間割等を確認してください。)

なお、履修登録されていない授業科目は、たとえ履修・受験しても無効です。登録されている授業科目でも異なる教員の授業科目を履修・受験した場合も無効です。

(8) 定期試験等について

■ 定期試験

定期試験は各期又は各クォーターに設定されている定期試験実施期間に実施しますが、授業担当教員によっては授業の終了する前に行うこともあります。

また、定期試験を実施せずに、平常の成績、レポート等をもって定期試験の代わりとする場合もありますので、授業担当教員の指示に従ってください。

レポートをもって試験に代えるときは、提出期限を厳守してください。

試験は、あらかじめ履修登録をした授業科目のみ受験することができます。

定期試験時間割表及び試験室の指定は、その都度掲示等をしますので注意してください。

■ 試験に関する注意事項

オンラインでの授業でも試験は対面で実施されることがあります。授業担当教員あるいは医療創成工学教学委員等の指示に従ってください。

警報等の発令により試験が実施されなかった場合、代替日はその都度掲示します。

なお、全学共通授業科目の試験については、別途指示がありますので注意してください。

- ・ 試験の時間割及び試験室は、医療創成工学科のホームページに掲載する。
- ・ 試験は、指定された教室及び座席で受験すること。
- ・ 前の時限の試験監督教員が教室から退室するまでは入室しないこと。
- ・ 下敷の使用は許可しない。
- ・ 机の上には、鉛筆(シャープペン、ボールペンを含む。)、消しゴム、定規類、学生証(又は仮受験票)、時計及び特に受験に際し許可された携帯品以外の物は置かないこと。なお、筆箱、下敷、定規入れ等は鞆等の中にしまい、座席の下に置くこと。ただし、貴重品は各自保管すること。
- ・ パソコンや携帯電話等の通信機器(ウェアラブル型端末を含む)を使用することは一切認めないので、必ず電源を切った上で鞆の中へしまうこと。携帯電話等はアラームの設定を解除していない場合、電源を切っても鳴ることがあるので、試験室に

入る前に必ずアラームの設定を解除しておくこと。計時機能以外の機能が付いた時計の使用は認めない。試験中にこれらの機器に触れている場合もしくは机の上あるいは机の中に置かれてある場合は、不正行為とみなすことがある。(ただし、試験監督教員の指示がある場合を除く。)

- 不正行為と誤解を受けるような物が机の中にある場合あるいは机上及び周辺の壁に落書きがある場合は、試験監督教員に届け出ること。
- 受験中は、必ず学生証を机上左前におくこと。学生証がない場合は、受験できない。万一、学生証を忘れた場合は、「仮受験票」を自動発行機にて発行すること。パスワード忘れ等で発行できない場合は、教務学生係の窓口に行くこと。
- 答案用紙には、学籍番号、氏名を必ず記入すること。
- 試験開始 20 分間は退室を許さない。退室する場合は、答案用紙を試験監督教員に提出すること。試験終了後、試験監督教員が退室するまで再入室できない。また、20 分経過後は絶対に入室を認めないので、遅刻のないよう十分注意すること。
- 受験中の物品の貸借は一切禁止する。
- 受験中、いかがわしい態度や、不正行為は厳に慎むこと。不正行為が判明した場合には、その学期に履修した全ての科目の成績については無効にする等の措置をとる。なお、不正行為については、「神戸大学医学部医療創成工学科の試験等における不正行為に対する成績の措置についての申合せ」を参照のこと。
- 答案用紙は、絶対に持ち出さないこと。持ち出した場合は不正行為とみなすことがある。

■ 再履修について

単位を修得しようとする授業科目で不合格になったときは、次の学期以降に改めて履修登録の上、履修（再履修）することができます。全学共通授業科目の再履修については抽選登録を必要とする授業科目があるため教養教育院のホームページ等で必ず確認してください。

(9) 授業教室について

授業は、楠キャンパス、工学部キャンパス、鶴甲第 1 キャンパスの教室を使用します。教室配置図はこの冊子の「校舎配置図」を参照してください。

(10) 学業成績について

成績は、授業担当教員が授業科目の授業が終了した学期末に実施する試験の結果及び学修状況等を勘案して総合評価をします。なお、一度修得した単位を取り消すことはできません。成績評価の方法は、授業担当教員がシラバスに記載しているとおりです。成績評価基準については、「神戸大学医学部医療創成工学科成績評価基準に関する内規」を参照してください。

(11) GPA について

「神戸大学医学部医療創成工学科成績評価基準に関する内規」を参照してください。

(12) 履修上の注意

■ キャップ制

学生が1年間に履修登録可能な単位数は、神戸大学医学部規則第6条に規定されている単位数を上限とします。履修取消期間に「履修取消」を行っても、キャップ制からは除外されないため、計画的に履修登録を行ってください。

■ 卒業要件

学生は、卒業するためには神戸大学医学部規則別表第2に記載されている要件を全て満たさなければいけません。

IV. 学内諸規則等

1. 神戸大学学生表彰規程

(平成 17 年 2 月 17 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、神戸大学教学規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 55 条第 2 項の規定に基づき、神戸大学(以下「本学」という。)の学生及び学生団体の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第 2 条 表彰は、学生及び学生団体のうち、次の各号のいずれかに該当するものについて行うものとする。

(1) 学術研究活動において、次のいずれかに該当すると認められるもの

イ 国際的規模又は全国的規模の学会から賞を受けたもの

ロ その他これらに準ずる学会等から高い評価を受けたもの

(2) 本学公認課外活動団体の活動において、次のいずれかに該当すると認められるもの

イ 国際的規模の競技会、公演会、展覧会等(以下「競技会等」という。)において優秀な成績を修め、又は高い評価を受けたもの

ロ 全国的又は地区的規模の競技会等において優秀な成績を修めたもの

ハ 公的機関等から表彰を受ける等高い評価を受けたもの

ニ 卒業年度に当たる者で、在学中の課外活動において特に顕著な功労があったもの

(3) 社会活動において、次のいずれかに該当すると認められるもの

イ ボランティア活動等において、公的機関等から表彰を受ける等社会的に特に高い評価を受けたもの

ロ 人命救助、犯罪防止、災害救助等に貢献したことにより、公的機関等から表彰を受ける等社会的に特に高い評価を受けたもの

ハ その他社会活動において特に高い評価を受けたもの

(4) 前各号に掲げるもののほか、特に優れた業績、功績等があったと認められるもの

(表彰候補者の推薦)

第 3 条 各学部長、各研究科長、各課外活動団体の顧問教員等は、前条各号のいずれかに該当すると認められる学生又は学生団体(以下「表彰候補者」という。)がある場合は、別記様式第 1 により学長に推薦するものとする。

(被表彰者の選考及び決定)

第 4 条 学長は、前条の規定に基づき推薦された表彰候補者について、学生委員協議会の議を経て、表彰される者(以下「被表彰者」という。)を決定する。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、学長が別記様式第2の表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状に添えて、記念品を贈呈することができる。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、被表彰者が決定された後、速やかに行うものとする。ただし、第2条第2号に該当する表彰については、原則として毎年3月に行うものとする。

(事務)

第7条 表彰に関する事務は、学務部学生支援課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、学生及び学生団体の表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則(令和5年8月10日)

この規程は、令和5年8月10日から施行する。

別記様式 省略

2. 神戸大学学生懲戒規則

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、神戸大学教学規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 55 条の 2(第 72 条において準用する場合を含む。)に規定する学生の懲戒について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、「部局等」とは、学部、研究科その他学生の所属する組織をいう。

(学生懲戒の基本的な考え方)

第 3 条 懲戒は、学生による事件事故等に係る行為の悪質性、結果の重大性等を踏まえ、教育的指導の観点から慎重かつ総合的に勘案して決定するものとする。

(懲戒の対象となる行為)

第 4 条 懲戒の対象となりうる行為は、次の行為とする。

- (1) 刑罰法令に触れる行為
- (2) 本学の教育・研究活動及び管理運営に対する重大な妨害行為
- (3) 本学の名誉・信用を著しく失墜させる行為
- (4) その他前各号に準ずる不適切な行為

(試験等における不正行為)

第 5 条 試験等において不正行為を行った場合の取扱いについては、大学教育推進機構教養教育院及び部局等の定めるところによる。ただし、当該行為が懲戒の対象となりうる行為と判断された場合にこの規則を適用することを妨げない。

(懲戒の内容)

第 6 条 懲戒の内容は、次のとおりとする。

- (1) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒めること。
- (2) 停学 次のとおり登校を停止させること。

イ 有期の停学 期限を付すもの

ロ 無期の停学 期限を付さず、指導による効果等の状況を勘案しながらその解除の時期を決定するもの

- (3) 懲戒退学 命令により退学させ、再入学を認めないこと。

(停学期間中の措置)

第 7 条 停学期間中における次に掲げる事項は、認めない。

- (1) 授業科目の履修及び定期試験の受験
- (2) 学位論文審査の受審
- (3) 本学の施設及び設備の利用

(4) 課外活動団体での活動

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、停学期間中であっても認めるものとする。

- (1) 停学期間終了後の授業科目履修及び学位論文審査受審のために必要な手続
- (2) 特に退去を命ぜられない場合の本学の学生寮又は外国人留学生宿舎への居住
- (3) 部局等の長が特に必要と認める本学の施設及び設備の利用
- (4) 本学学生であることを資格要件としない課外活動団体での活動

3 当該学生が所属する部局等は、停学期間中の学生に対し、面談等により、更生に向けた指導を適宜行うものとする。

(無期の停学の解除)

第8条 無期の停学の処分を下された学生が所属する部局等の教授会(教授会としての運営委員会等を含む。以下同じ。)は、当該学生について、その発効日から起算して6月を経過した後、前条第3項の規定による指導の結果、停学の解除が妥当であると認めたときは、学長に停学の解除を発議することができる。

2 学長は、前項の発議に基づき、停学を解除する。

(登校の停止)

第9条 部局等の長は、学生の行為が懲戒対象行為に該当することが明白であり、かつ、懲戒処分がなされることが確実である場合は、懲戒処分の決定前に当該学生に対して登校の停止を命ずることができる。この場合において、登校停止の期間は、停学期間に算入することができる。

2 登校停止期間中の措置は、第7条の規定に準ずるものとする。

(部局等の長の指導)

第10条 学生による事件事故等が懲戒に至らない程度のものである場合は、部局等の長は、学生に対し、教育的措置として文書又は口頭により嚴重注意その他の指導を行うことができる。

(自主退学・休学)

第11条 部局等の長は、懲戒の対象となる行為を行ったとされる学生が、懲戒処分の決定前に退学を願い出た場合は、これを受理しないものとする。

2 部局等の長は、懲戒処分の決定後は、休学期間が停学期間と重複する休学の願い出は、受理しないものとする。

(懲戒の発議)

第12条 部局等の長は、懲戒の対象となりうる行為があったと認めるときは、速やかに学長に報告するものとする。

2 前項の行為を行った学生の所属する部局等の教授会は、当該行為に係る事実関係を調査し、懲戒処分の要否等について審議するものとする。

3 国立大学法人神戸大学におけるハラスメントの防止等に関する規程(平成18年1月24

日制定。以下「規程」という。)第2条第1号に規定する行為を行った場合は、規程第6条第8項に定める調査報告をもって事実関係の調査に代えるものとする。

- 4 学長が指名した理事は、第2項の調査及び審議に際し、必要に応じて、教授会に対し意見を述べることができる。
- 5 教授会は、懲戒処分の必要があると認めるときは、事実関係についての調査報告書及び懲戒処分案を作成し、学長に懲戒の発議を行わなければならない。

(複数の部局等に係わる場合の懲戒手続)

第13条 懲戒の対象となりうる行為が、異なる部局等に所属する複数の学生によって引き起こされた場合は、教授会は、事実関係の調査及び審議に際して、相互に連絡し、調整するものとする。

(弁明)

第14条 教授会は、第12条第2項の事実関係の調査を行うに当たり、当該学生にその旨を告知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。

- 2 当該学生は、弁明の際、必要な証拠を提出し、証人の喚問を求めることができるとともに、補佐人を指名し、その補佐を受けることができる。
- 3 弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由もなく当該学生が欠席し、又は弁明書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。

(懲戒処分の決定)

第15条 学長は、第12条第5項により教授会から発議があったときは、教育研究評議会(以下「評議会」という。)の議を経て、懲戒処分を決定する。

- 2 評議会は、前項の審議において必要があると認め、改めて事実関係の調査及び審議を行う場合においては、前条の規定を準用する。

(懲戒処分の通知)

第16条 学長は、懲戒処分を決定した場合は、当該学生に通知しなければならない。

- 2 懲戒処分の通知は、処分理由を記載した懲戒処分書を当該学生に交付することにより行う。ただし、交付の不可能な場合には、他の適当な方法により通知する。

(懲戒の発効)

第17条 懲戒の発効日は、懲戒処分書の交付日とする。ただし、やむをえない場合は、この限りでない。

(懲戒に関する記録)

第18条 懲戒を行った場合は、当該学生の学籍簿にその内容を記録するものとする。

- 2 証明書その他修学状況に関する文書については、原則として懲戒の内容を記載しないものとする。

(異議申立て)

第19条 懲戒処分を受けた者は、事実誤認、新事実の発見その他の正当な理由があるときは、懲戒の発効日から起算して14日以内に、文書により学長に異議申立てを行うことが

できる。

- 2 学長は、前項の異議申立てがあったときは、再審査の要否を評議会に付議するものとする。
- 3 評議会が再審査の必要があると認めたときは、学長は、教授会に再審査を要請するものとする。

(守秘義務)

第 20 条 学生の懲戒に関する事項に関わった職員は、その地位にあることから知り得た情報に関する守秘義務を負う。この義務は、その地位を解かれた後も継続する。

(雑則)

第 21 条 この規則に定めるもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

附 則(令和 6 年 3 月 25 日)

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行前に行われた学生の行為に対する懲戒処分の適用については、なお従前の例による。

3. 神戸大学学生健康診断規程

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、神戸大学の学生に対する健康診断及び事後措置等について定めるものとする。

(実施機関)

第 2 条 健康診断は、インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター保健管理部門(以下「保健管理部門」という。)が行う。

(健康診断の種類)

第 3 条 健康診断は、定期健康診断及び臨時健康診断とする。

2 定期健康診断は、毎学年定期に行うものとする。

3 臨時健康診断は、インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター保健管理部門長(以下「保健管理部門長」という。)が必要と認めたときに行うものとする。

(受診の義務)

第 4 条 学生は、健康診断を受けなければならない。

2 学生は、健康診断を受けなかったときは、保健管理部門長の定める期間内に、当該健康診断と同等の実施項目を含む健康診断証明書を保健管理部門に提出しなければならない。

3 前項の規定による健康診断証明書を提出できないときは、保健管理部門長に申し出て指示を受けなければならない。

(健康診断の結果の区分及び通知)

第 5 条 保健管理部門長は、健康診断の結果を別表により区分し、学部長等(各学部長及び各研究科長をいう。以下同じ。)に通知するとともに、学生に通知するものとする。ただし、疾病のない者については、学生への通知を省略することができる。

(事後措置)

第 6 条 学部長等は、健康診断の結果、疾病のため生活規正又は治療を要する者がいるときは、保健管理部門長と協議の上、当該学生の健康回復に必要な指導を行わなければならない。

2 健康診断の結果、疾病のある者は、前項の指導に従わなければならない。

(復学時の受診)

第 7 条 疾病のため休学中の者が復学しようとするときは、学部長等を経て、保健管理部門長に申し出て、健康診断を受けなければならない。

(証明書の発行)

第 8 条 第 3 条の健康診断を受けた者が、健康診断証明書を必要とするときは、これを発行することができる。

附 則(令和4年3月31日)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表

判定区分		
生活規正の面	A (要休業)	授業を休む必要のあるもの
	B (要軽業)	授業に制限を加える必要のあるもの
	C (要注意)	授業をほぼ平常に行ってもよいもの
	D (健康)	全く平常の生活でよいもの
医療の面	1 (要医療)	医師による直接の医療行為を必要とするもの
	2 (要観察)	医師による直接の医療行為を必要としないが、定期的に医師の観察指導を必要とするもの
	3 (健康)	医師による直接又は間接の医療行為を全く必要としないもの

【医学部管理棟】
（附属図書館分館）

【研究棟A】

【研究棟B】

【研究棟C】

【研究棟D】

【研究棟E】

西 東 西 東 西 東 西 東

6F	研究科長・医学部長室 病院長室 事務部長室 〔総務課〕 研究科総務係、病院総務係 秘書室、研修支援係	臨床研究推進センター 感染治療学、消化器内科学 病態病態解析学 乳癌内分泌外科学
5F	〔総務課〕 人事係、職員係、福利厚生係 施設管理課 施設企画係、施設係、設備係 〔管理課〕 会計総括係、総務係 研究科契約係、病院契約係 〔病院経営企画課〕 財務管理グループ 経営企画分析グループ 〔学務課〕	医療経済・病院経営学 放射線腫瘍学 肝胆膵外科学
4F	学務係、国際交流支援係 教務学生グループ 医療創成工学係 （研究支援課） 研究企画係、研究支援係	血液内科学 移植医療部
3F	附属図書館国際交流支援係 医学情報センター 医学情報センター カウンター	先端緩和医療学、呼吸器外科学 リハビリテーション機能回復学
2F	附属図書館医学分館 開架閲覧室	
1F	附属図書館医学分館 医学情報管理係 医学情報センター カウンター	
B1F	附属図書館医学分館 書庫	R施設 共同研究施設

渡り廊下

9F	消化器内科学 病態病態解析学	腫瘍・血液内科学 放射線腫瘍学 創薬科学 （科学技術イノベーション研究科）
8F	循環器内科学	皮膚科学 創薬科学 （科学技術イノベーション研究科）
7F	細胞生理学	分子脳科学
6F	臓動態学	幹細胞医学
5F	生化学シグナル統合学 （生化学）	生理学 研究推進支援室
4F	臨床ウイルス学	薬理学
3F	感染制御学	共同研究施設 第四実習室
2F	分子細胞生物学	共同会議室 第二講堂
1F	情報センター	大会議室 第一講堂
B1F	法医学	法医学

4F	動物実験施設	動物実験施設	動物実験施設
3F	動物実験施設	動物実験施設	動物実験施設
2F	動物実験施設	動物実験施設	生理学
1F	動物実験施設	動物実験施設	生理学

3F	
2F	医療創成工学専攻 医療創成工学科
1F	ラーニングコモンズ

【第一病棟】

RF	屋上ヘリポート
11F	11階北・11階南 スタッフステーション, 病室
10F	10階北・10階南 スタッフステーション, 病室
9F	9階北・9階南 スタッフステーション, 病室
8F	8階北・8階南 スタッフステーション, 病室
7F	7階北・7階南 スタッフステーション, 病室
6F	6階北・6階南 スタッフステーション, 病室
5F	5階北・5階南 スタッフステーション, 病室
4F	4階北・4階南 スタッフステーション, 病室
3F	救急・集中治療センター (ICU, HCU) 腎・血液浄化センター (人工透析室)
2F	〔外来〕 歯科口腔外科 口腔機能管理センター 緩和ケアセンター 院内学級 医療の質・安全管理部 栄養相談室 IMCC 〔医療支援課〕 患者支援センター事務室
1F	〔外来〕 整形外科, リハビリテーション科, 放射線診断科・IVR科 物流センター (医療材料・ME機器・リネン) 〔管理課〕 物流管理係 患者支援センター 防災センター, ホスピタルホール, ボランティア室 喫茶, コンビニ, 売店 (衛生材料), 宅配便, 図書コーナー
B1F	栄養管理部 物流センター (ベッド)

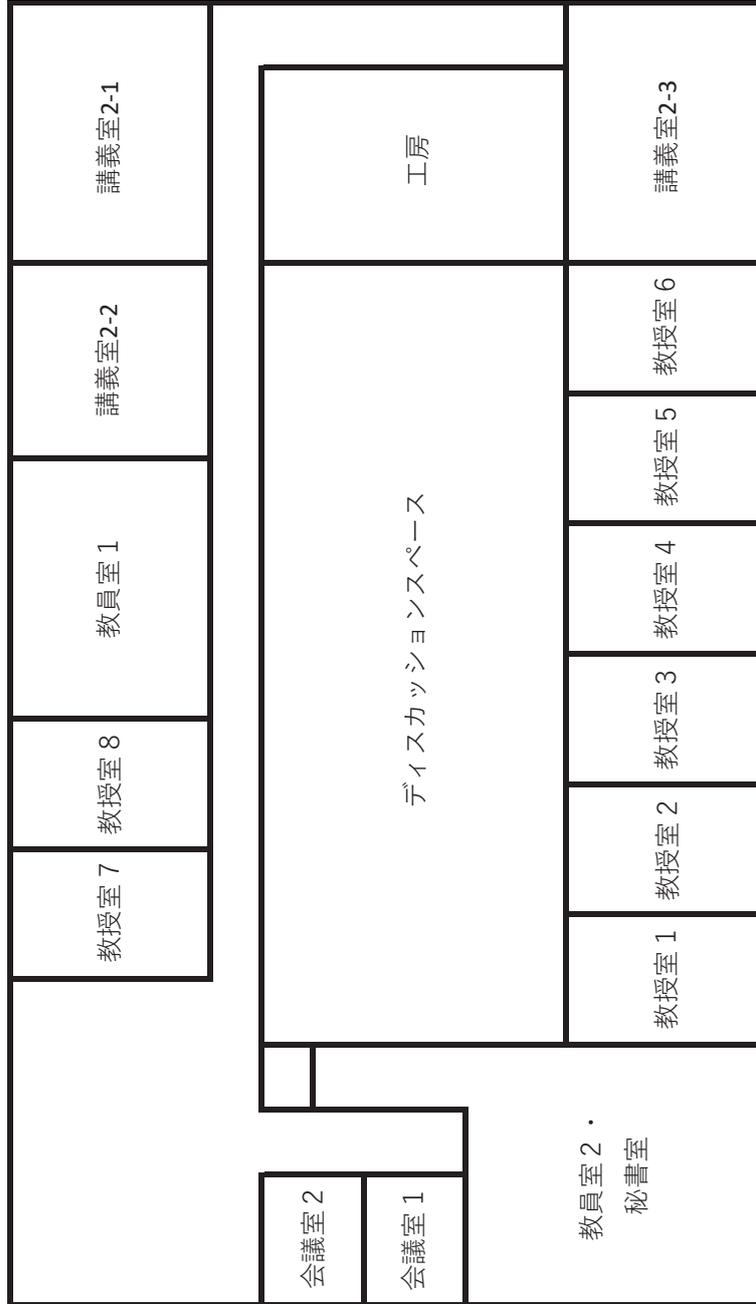
【中央診療棟】

【外来診療棟】

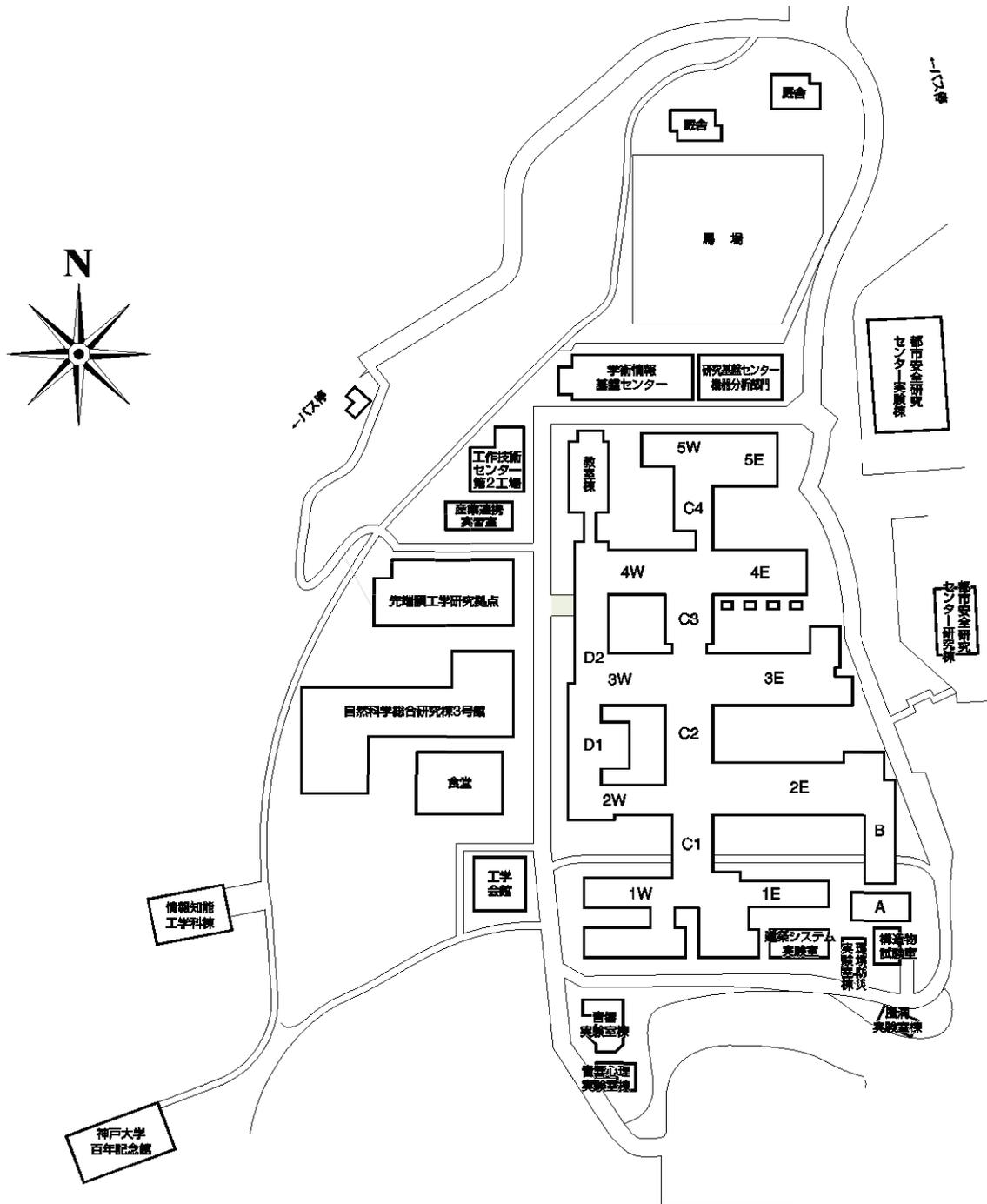
(075棟)		(低侵襲総合診療棟) (中央診療棟)		(高エネルギー診療棟)		6F	呼吸器内科学, 免疫内科学, 糖尿病・内分泌内科学, 腎臓内科学, 脳神経内科学, 腫瘍・血液内科学 放射線診断学, 小児科学, 皮膚科学, 精神医学, 立証検査医学 (シスメックス) 大講義室	←接続→	6F	6階北・6階南 スタッフステーション, 病室
9F		5F	病理部	滅菌センター		5F	循環器内科学, 総合内科学 心臓血管外科学, 小児外科学 整形外科, 眼科学, 腎泌尿器科学, 口腔外科学 B講義室	←接続→	5F	5階北・5階南 スタッフステーション, 病室
8F		4F	総合周産期母子医療センター (産科婦人科外来, 新生児集中治療室 (NICU, GCU), 産科病棟 (MFICU))			4F	食道胃腸外科学, 脳神経外科学, 耳鼻咽喉科頭頸部外科学, 産科婦人科学, 麻酔科学, 災害・救急医学 第1会議室, 第2会議室, 第3会議室 A講義室	←研究棟A棟と渡り廊下で接続 ←接続→	4F	4階北・4階南 スタッフステーション, 病室
7F	形成外科学	3F	手術部			3F	看護部, 手術部 臨床研究推進センター 〔外来〕 精神科神経科, 耳鼻咽喉・頭頸部外科, 形成外科, 美容外科, リウマチセンター	←接続→	3F	救急・集中治療センター (ICU, HCU) 腎・血液浄化センター (人工透析室)
6F	医療情報部 〔医事課〕 医療情報係	2F	光学医療 診療部 腫瘍センター (腫瘍・血液内科, 通院治療室, サテライト薬局) 麻酔科・ペインクリニック科 遺伝子診療部	検査部	放射線部	2F	リハビリテーション部 親子の心療部 〔外来〕 内科, 外科, 脳神経外科, 小児科, 皮膚科, リハビリテーション科	←接続→	2F	〔外来〕 歯科口腔外科 口腔機能管理センター 緩和ケアセンター 院内学級 医療の質・安全管理部 栄養相談室 IMCC 〔医療支援課〕 患者支援センター事務室
5F	総合臨床教育センター 研修医室	1F	放射線部 (レントゲン検査, CT検査, IVR)		放射線部 (MR検査, リニアック) 〔外来〕 放射線腫瘍科	1F	総合案内, 外来予約センター (CT・MR・PET・アイソトープ), 医療相談室, 証明書発行窓口, ATM 救命救急センター くすのきCLUB 〔外来〕 総合内科, 泌尿器科, 眼科, 看護外来 患者相談窓口 〔医事課〕 〔医療支援課〕	←接続→	1F	〔外来〕 整形外科, リハビリテーション科, 放射線診断科・IVR科 物流センター (医療材料・ME機器・リネン) 〔管理課〕 物流管理係 患者支援センター 防災センター, ホスピタルホール, ボランティア室 喫茶, コンビニ, 売店 (衛生材料), 宅配便, 図書コーナー
4F	輸血・細胞治療部	B1F	放射線部 (アイソトープ検査室)			B1F	薬剤部, カルテ室, 医療情報部 職員・外来食堂, 理容室, 美容室 研修センター	←接続→	B1F	栄養管理部 物流センター (ベッド)

研究棟Eの配置案内図

(医療創成工学科・医療創成工学専攻)

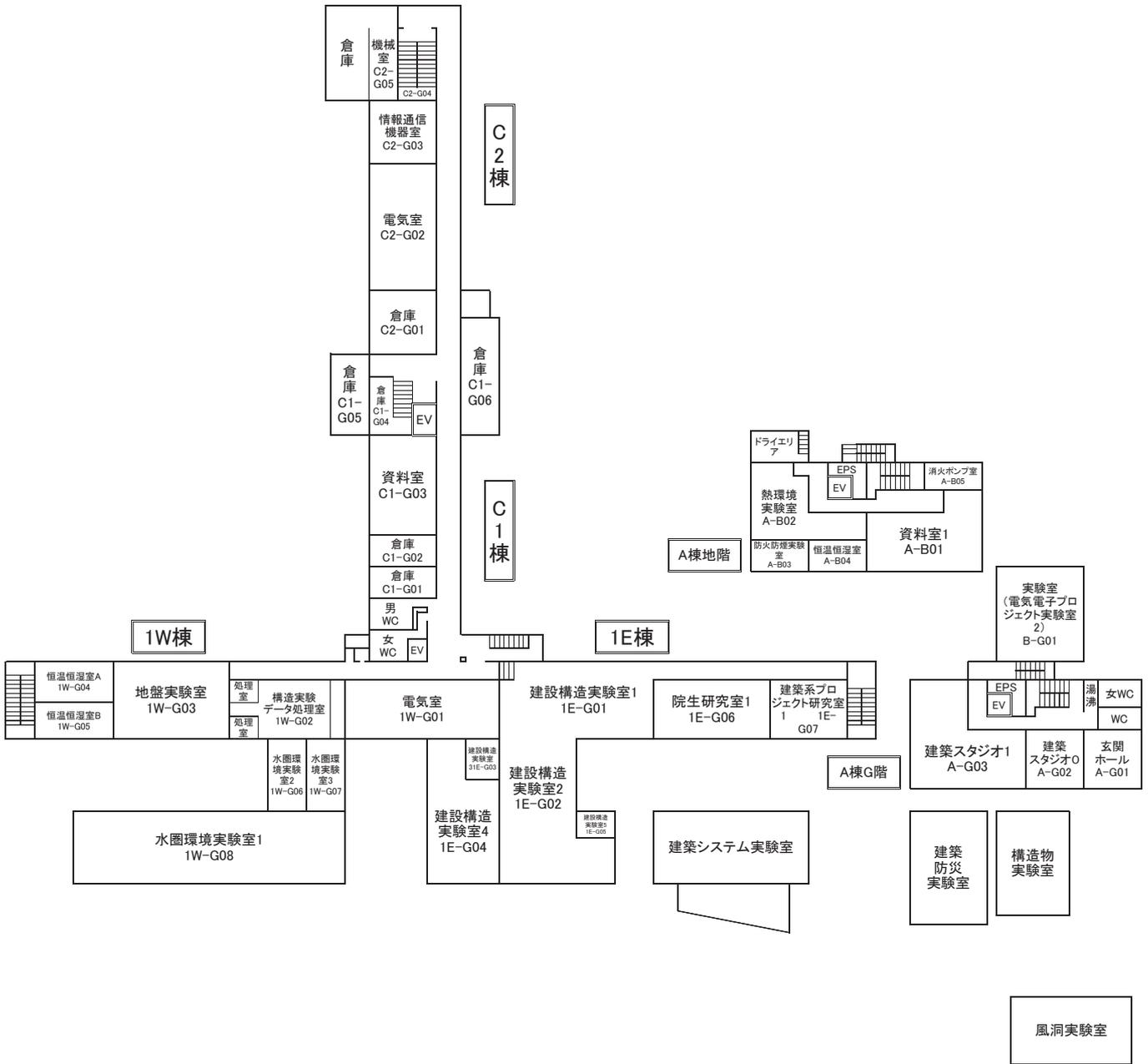


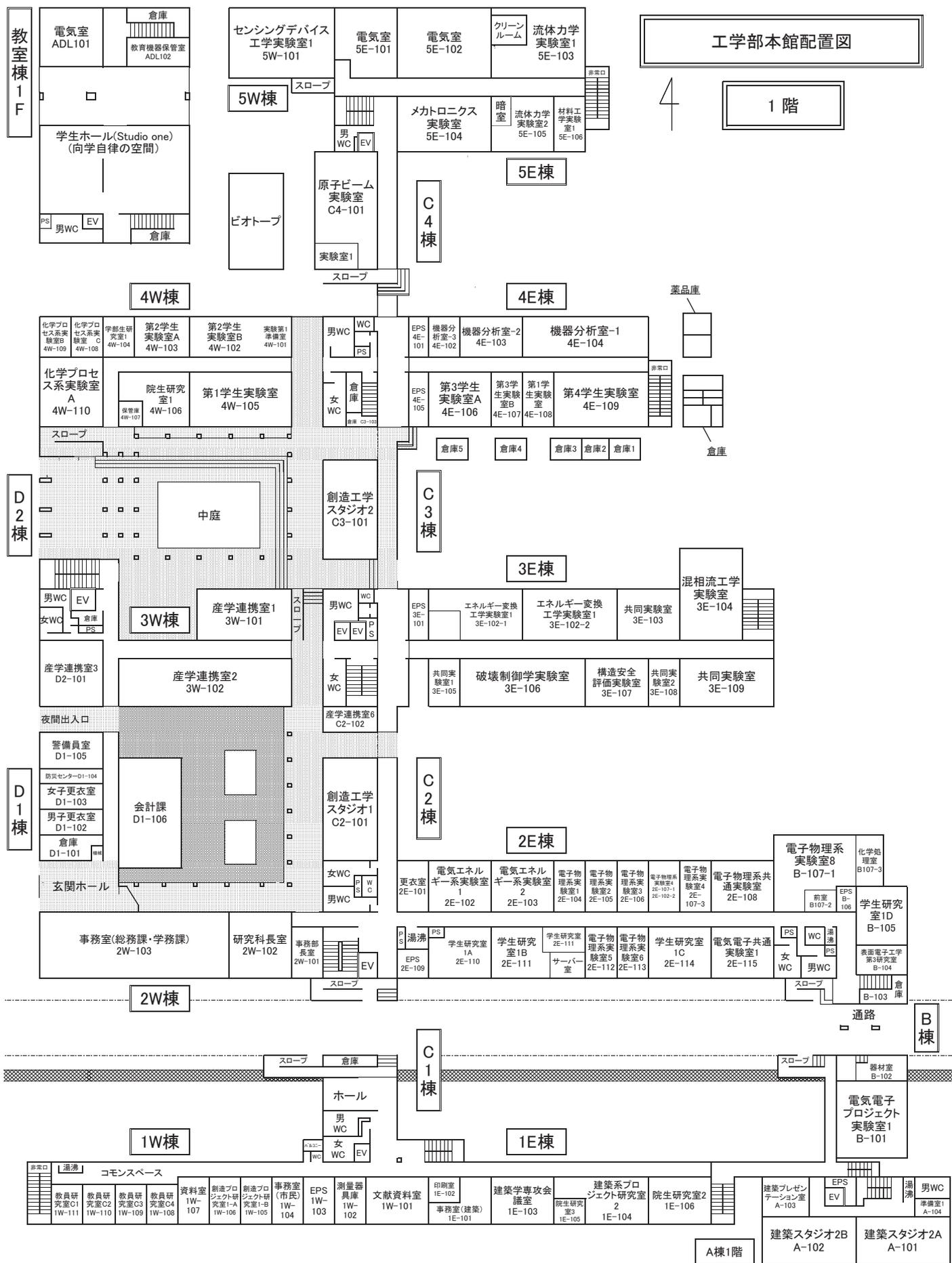
(2) 工学部キャンパス配置図



工学部・工学研究科学舎平面図(2025年4月現在)

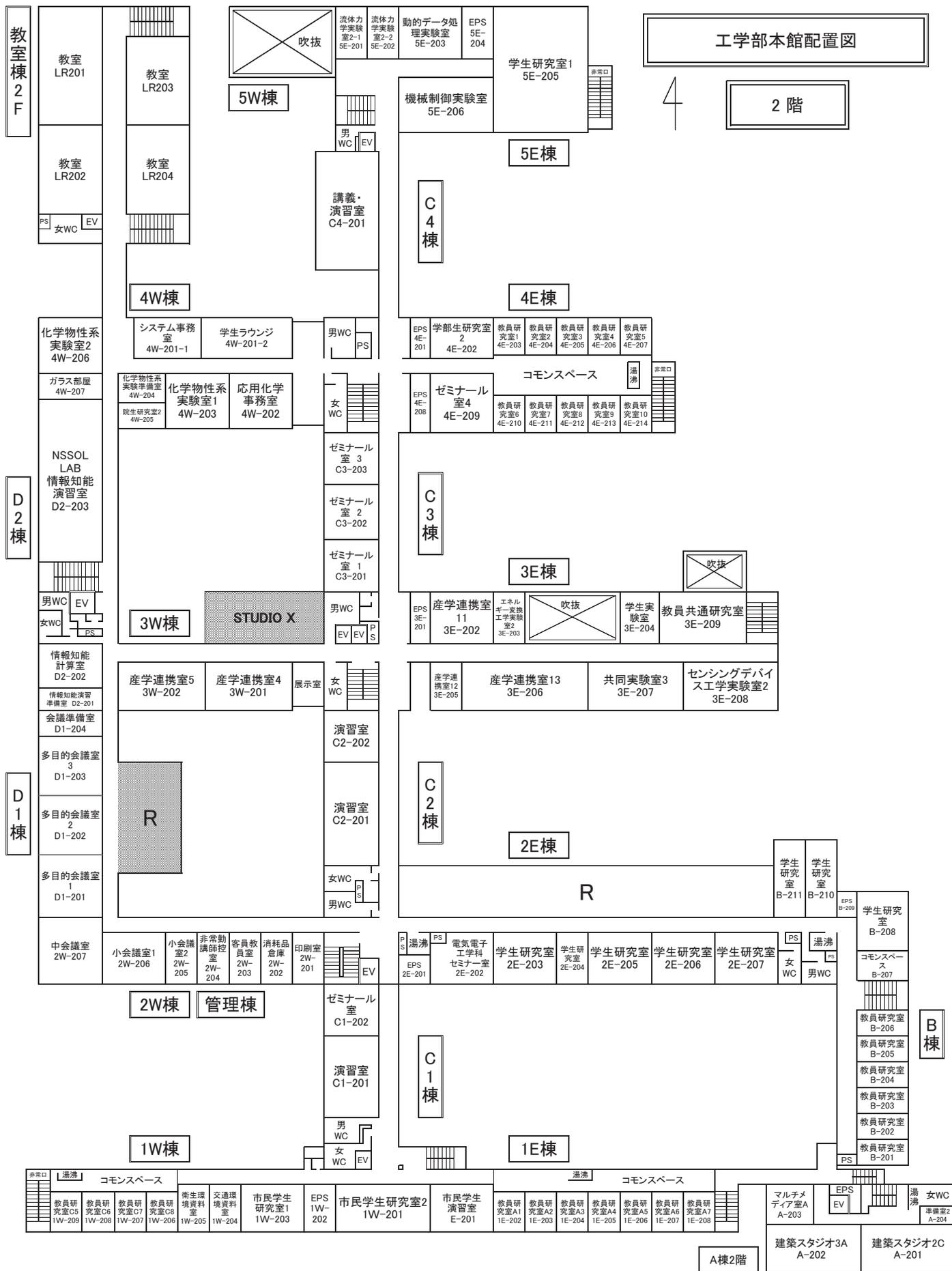
4 G階・地階





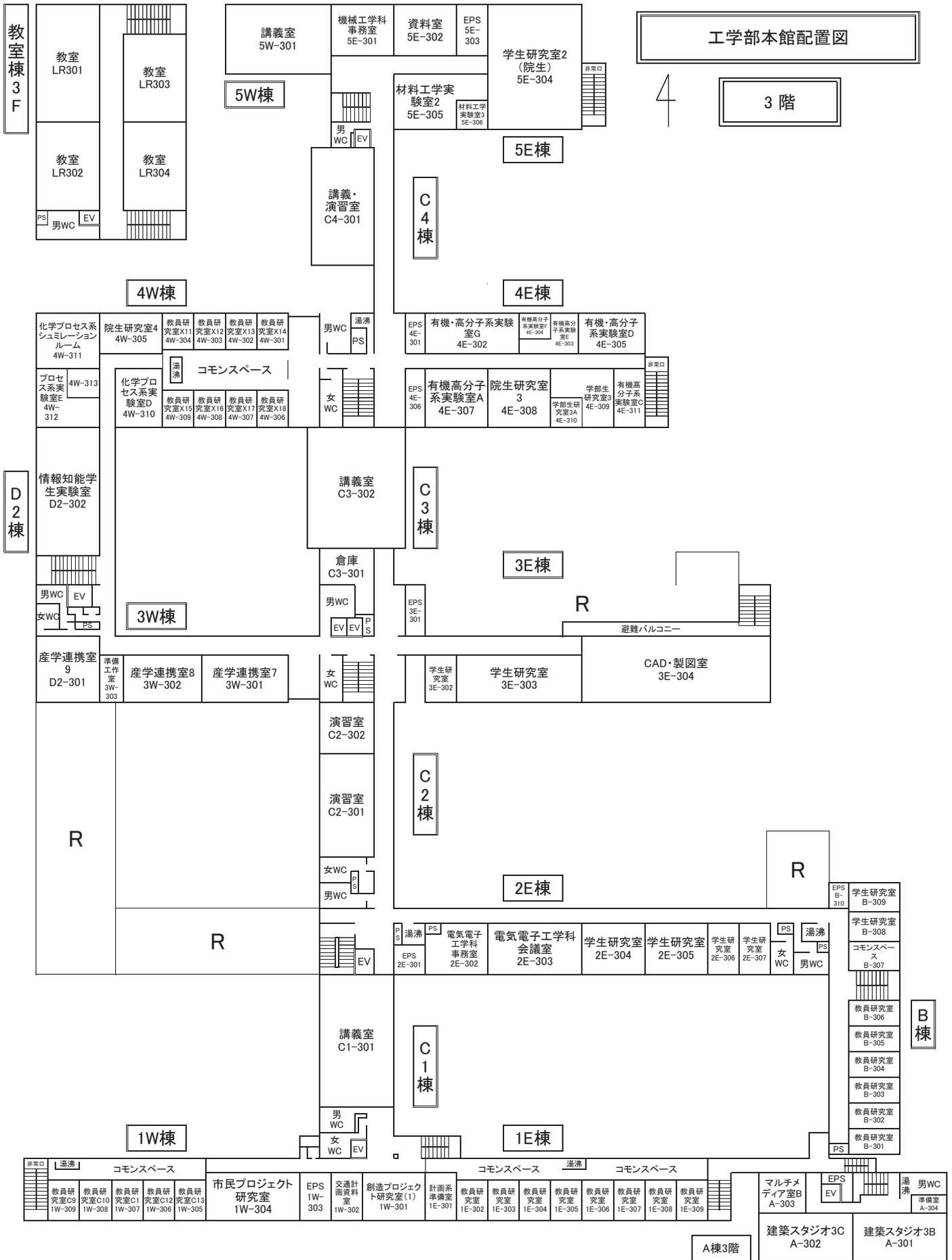
工学部本館配置図

1階



工学部本館配置図

2階

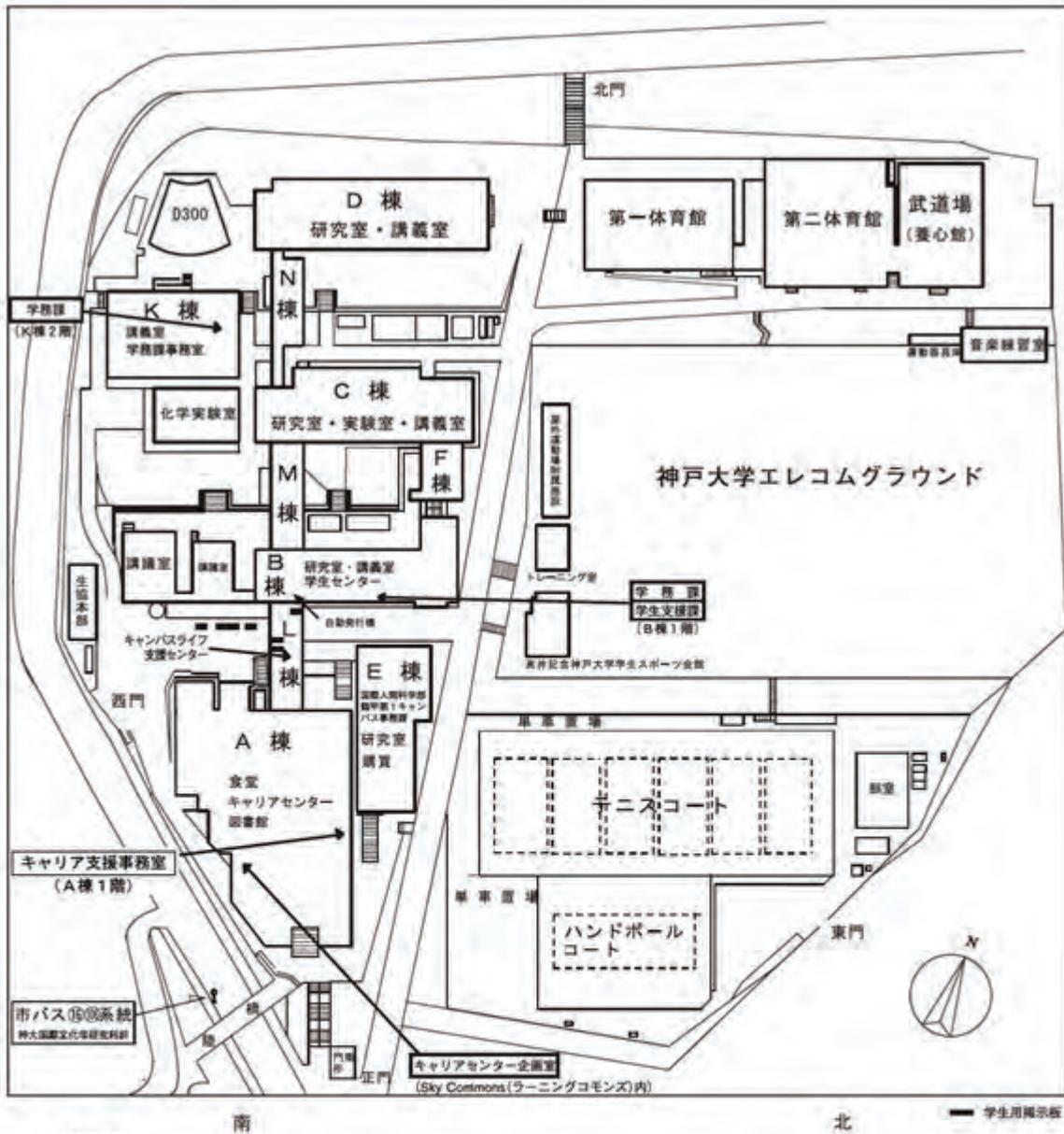


工学部本館配置図

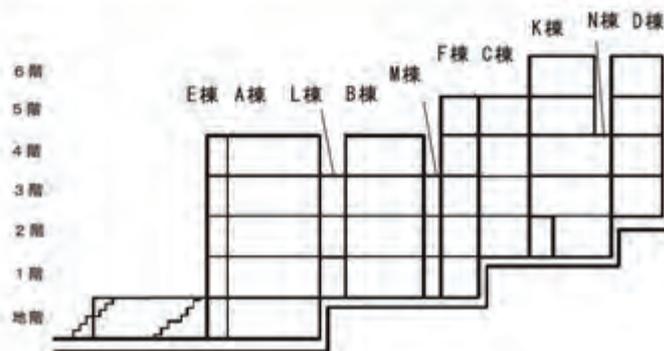
3階

4

(3) 鶴甲第1キャンパス配置図 (大学教育推進機構・国際人間科学部・国際文化科学研究科)



横断面図

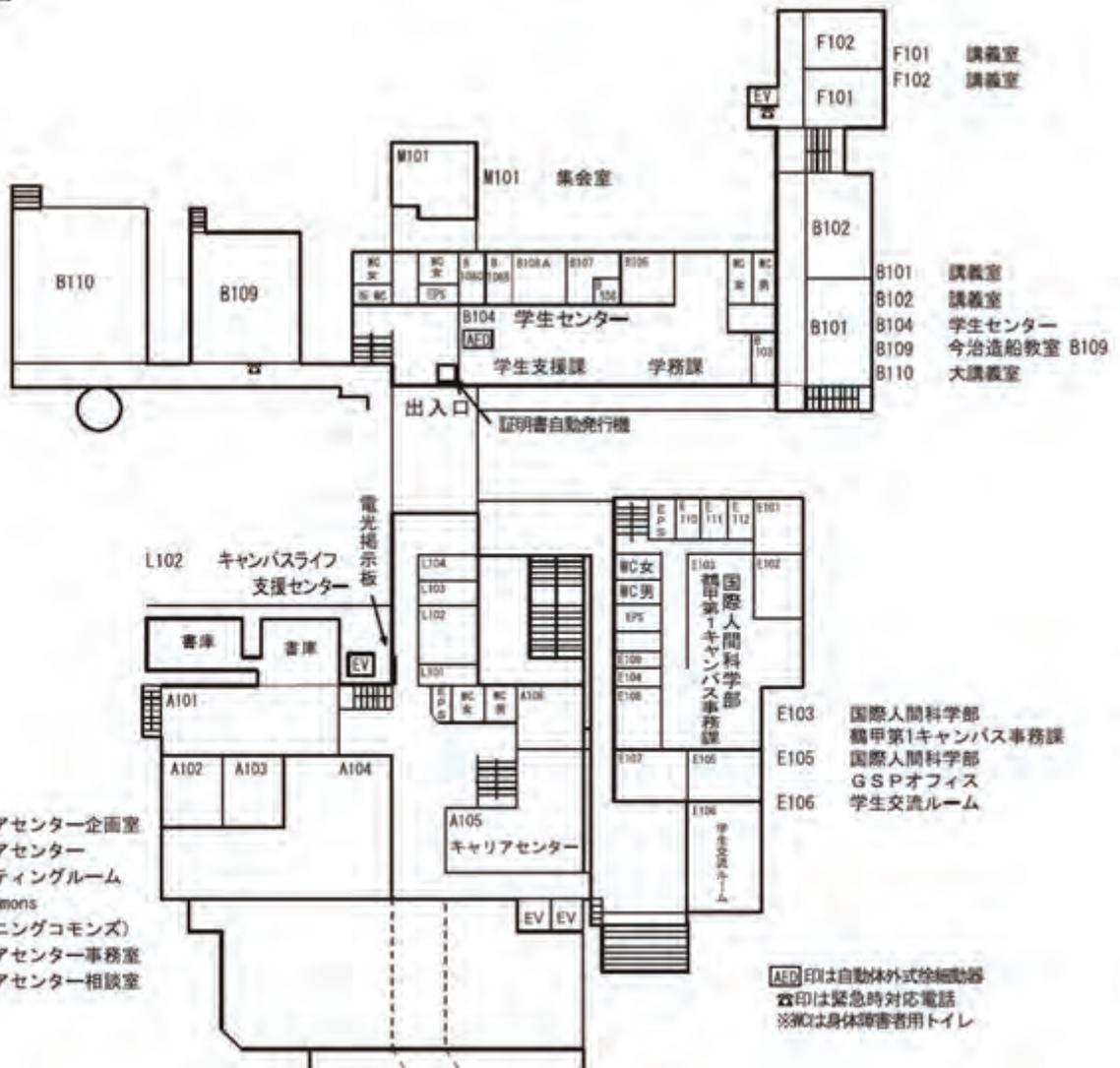


鶴甲第1キャンパス建物配置図

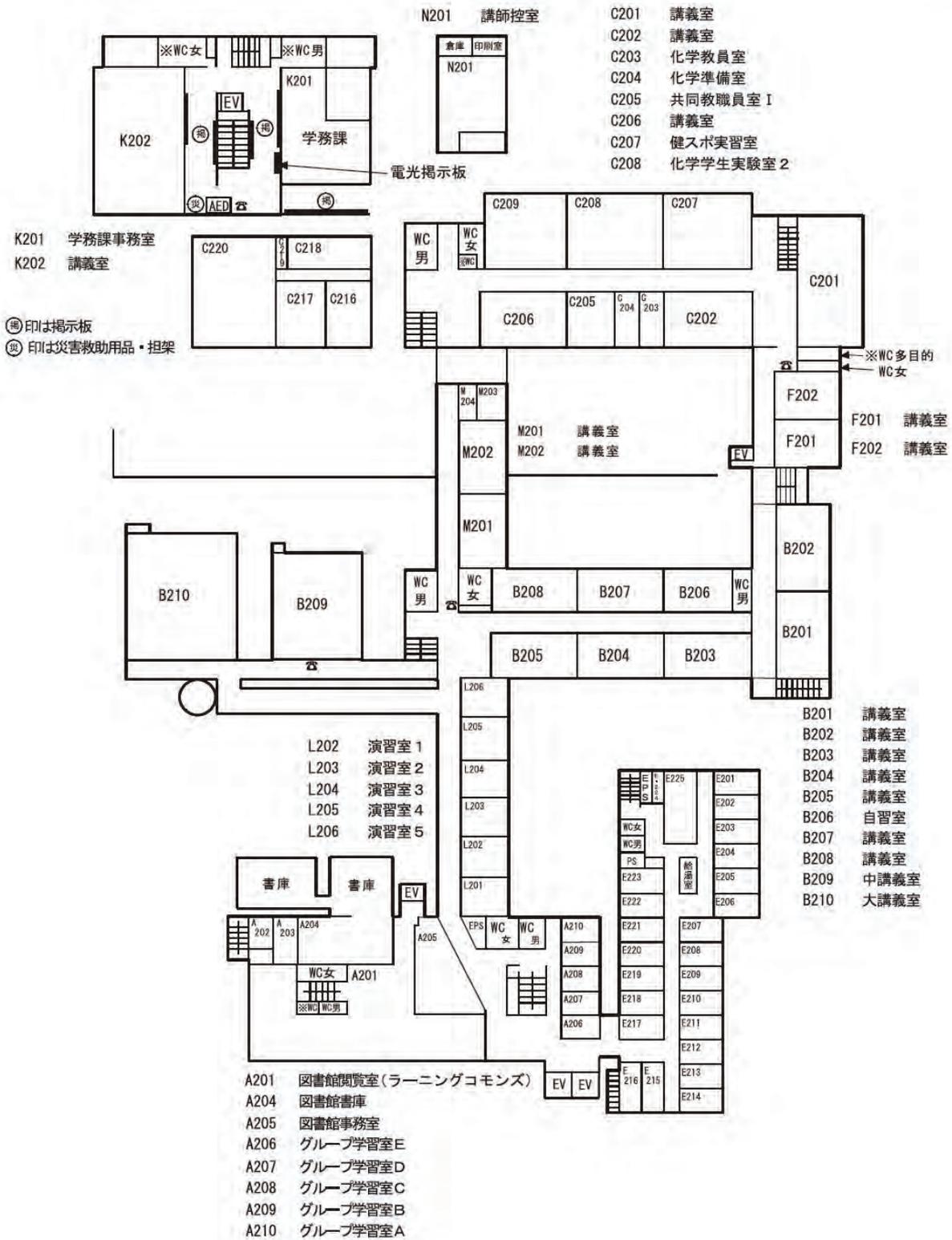
地階



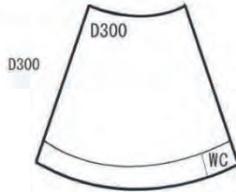
1階



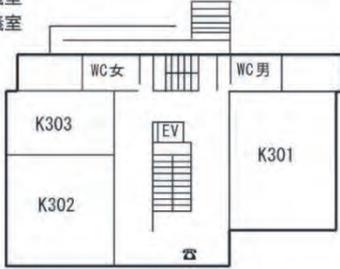
2階



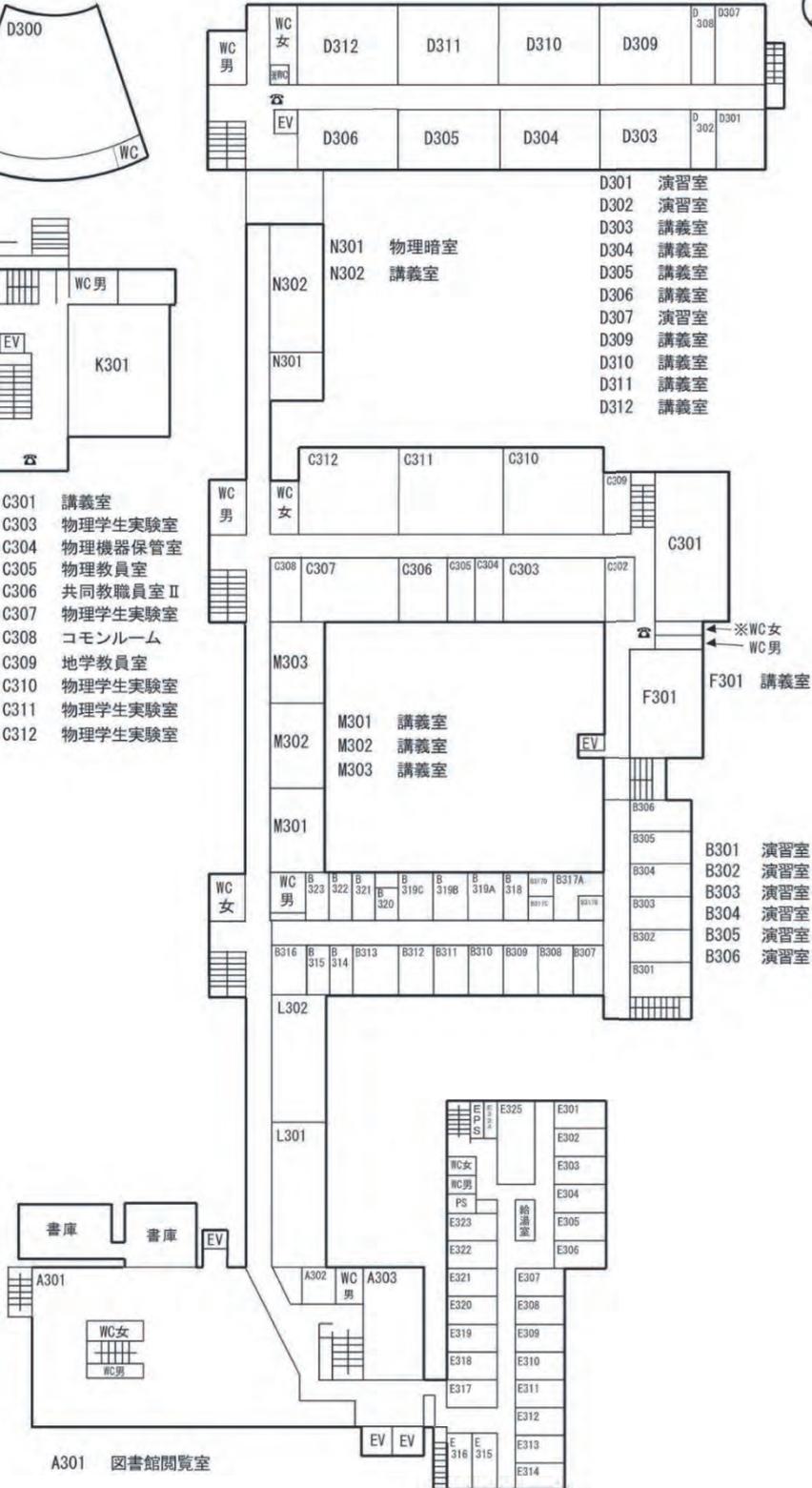
3 階



- K301 講義室
- K302 講義室
- K303 講義室



- C301 講義室
- C303 物理学生実験室
- C304 物理機器保管室
- C305 物理教員室
- C306 共同教職員室Ⅱ
- C307 物理学生実験室
- C308 コモンルーム
- C309 地学教員室
- C310 物理学生実験室
- C311 物理学生実験室
- C312 物理学生実験室



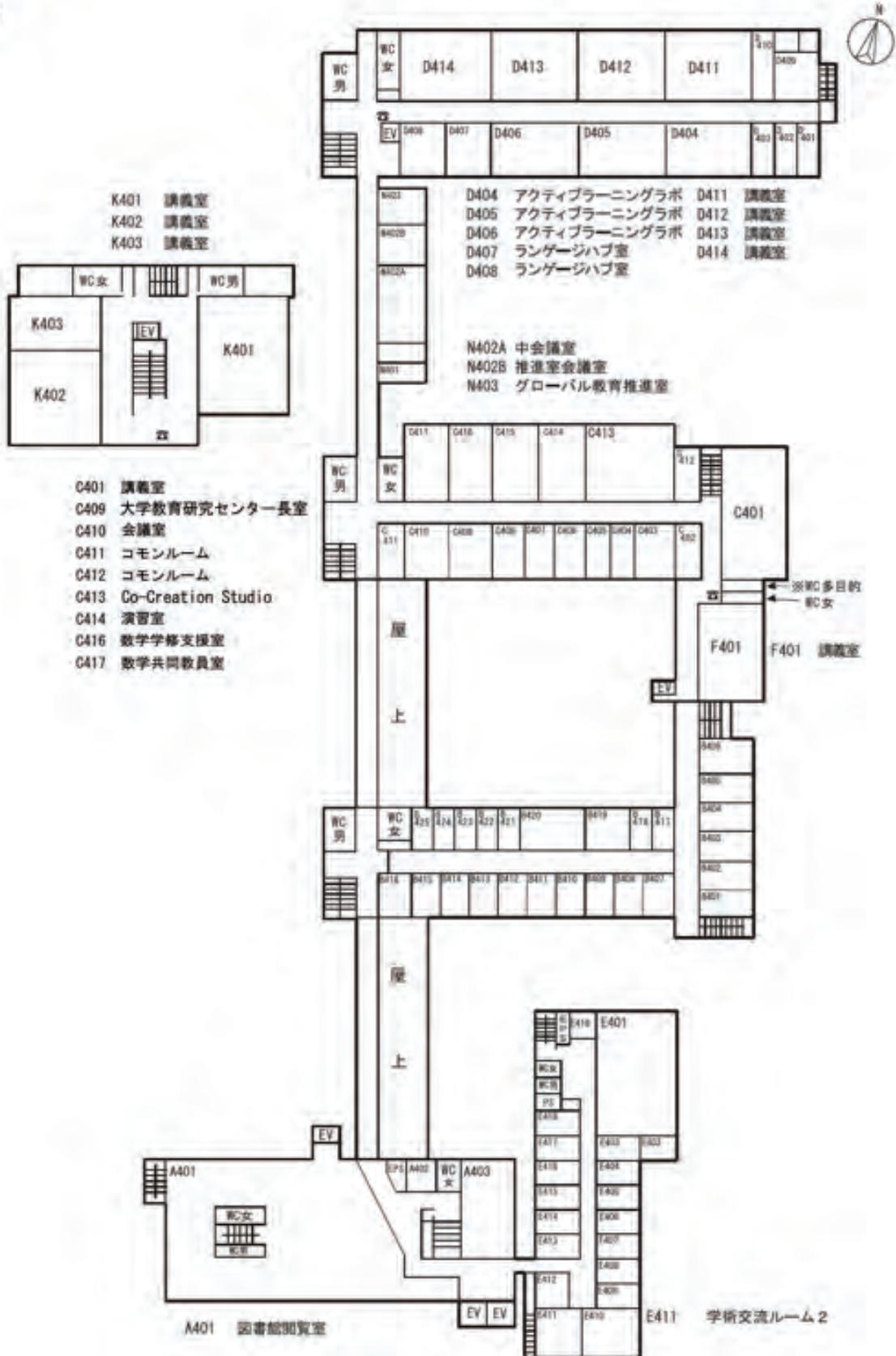
- D301 演習室
- D302 演習室
- D303 講義室
- D304 講義室
- D305 講義室
- D306 講義室
- D307 演習室
- D309 講義室
- D310 講義室
- D311 講義室
- D312 講義室

- ※WC女
- ← WC男
- F301 講義室

- B301 演習室
- B302 演習室
- B303 演習室
- B304 演習室
- B305 演習室
- B306 演習室

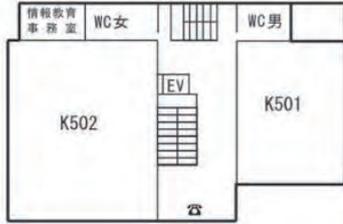
A301 図書館閲覧室

4 階

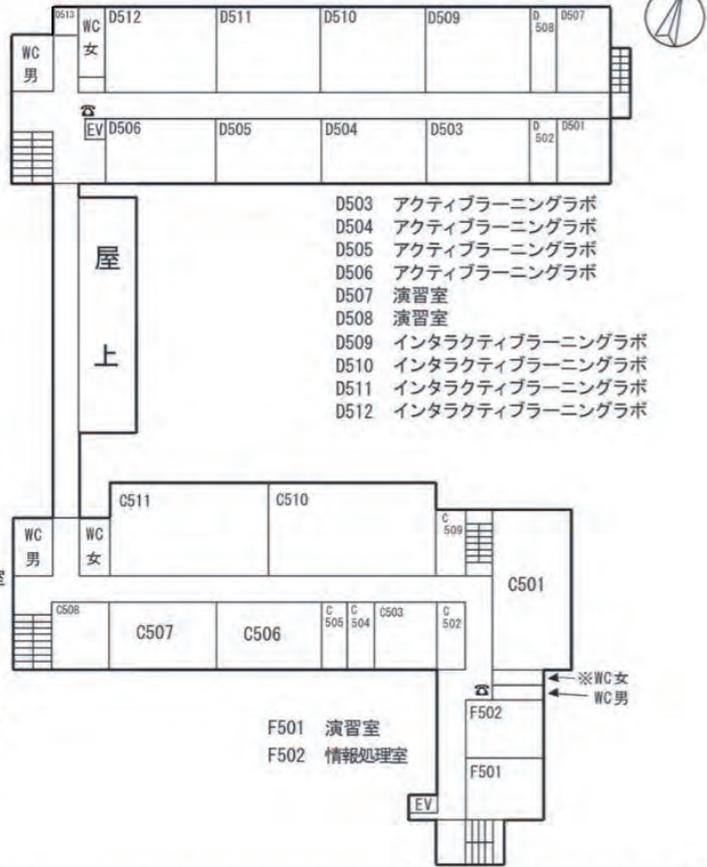


5階

- K501 情報処理教育演習室
- K502 情報処理教育演習室
- 情報教育事務室



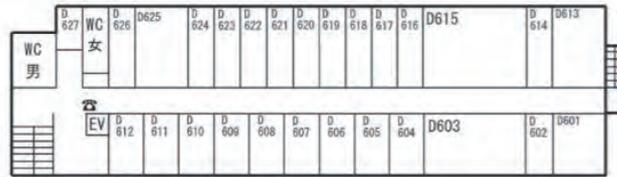
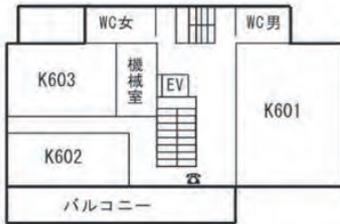
- C501 講義室
- C503 共通教育支援室
- C504 生物教員室
- C506 講義室 (機構)
- C507 講義室 (機構)
- C508 地学岩石処理室
- C510 生物学学生実験室
- C511 地学学生実験室



- D503 アクティブラーニングラボ
- D504 アクティブラーニングラボ
- D505 アクティブラーニングラボ
- D506 アクティブラーニングラボ
- D507 演習室
- D508 演習室
- D509 インタラクティブラーニングラボ
- D510 インタラクティブラーニングラボ
- D511 インタラクティブラーニングラボ
- D512 インタラクティブラーニングラボ

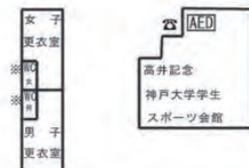
6階

- K601 講義室
- K602 講義室
- K603 講義室



- D601 教材開発室
- D613 外国語教育論講座修士課程院生室
- D614 外国語教育論講座博士課程院生室
- D615 インタラクティブラーニングラボ

屋外運動場付属施設



体育館



2. 神戸大学医学部楠自治会会則

2021年12月1日施行

2025年1月1日改訂

第1章 総則

第1条（名称 および 場所）

本会は神戸大学医学部楠自治会と称し、本部を神戸大学医学部楠キャンパス内に置く。

第2条（目的）

本会は、その所属する全学生を代表し、学生の自治と総意によって学生生活の向上をはかり、学問の自由を擁護し、その他学生の総意を実現することを目的とする。

第3条（会員）

本会会員は、神戸大学医学部医学科ならびに医療創成工学科に所属する全ての学生とする。

第4条（会員の権利 および 義務）

本会会員は、次の権利 および 義務を有する。

- i. 本会役員を選挙し且つ選挙されること。
- ii. 学生総会に出席しその決議に参加すること。
- iii. 本会の活動によって生じる利益を平等にうけること。
- iv. 本会の会則 および 決議を尊重し協力すること。
- v. 本会会費を納入すること。

第5条（活動）

本会は、第2条に掲げる目的を達成するため、次に挙げる活動を行う。

- i. 学生生活を擁護向上させるための諸活動
- ii. 本会会員の相互扶助と親睦を促進する諸活動
- iii. 大学の教育 ならびに 運営等の改善充実のために関係当局と交渉する諸活動
- iv. 本活動の維持及び発展に資するための諸活動
- v. その他 第2条の目的を達成するために必要な諸活動

第2章 組織

第6条（構成）

本会は、大分類として、意思決定機関・事業部門・独立監査機関の3大組織に分類される。各組織は、必要に応じた以下に示す傘下組織を所有する。

1. 意思決定機関

本会における意思決定を担い、以下に分類される。

(ア)執行会

(イ)クラス会

(ウ)委員総会

(エ)学生総会

2. 事業部門

本会における事業を遂行し、以下に分類される。

(オ)書記広報部

(カ)財政部

(キ)生活厚生部

(キ-1) 図書委員会

(ク)学修支援部

(ク-1) 学修委員会

(ケ)課外活動部

(ケ-1) クラブ委員会

(ケ-2) 西医体評議委員会

(コ)特定事業部

(コ-1) 大倉山祭実行委員会

3. 独立監査機関

本会における公平性を担保し、以下に分類される。

(サ) 選挙管理委員会

(シ) 会計監査委員

第7条（組織図）

第6条で示した組織構成を図式化したものを、（参考資料）に添付する。

第3章 役員 および 特定役員

第8条（役員）

役員とは、通年本会の業務に携わり、第1章 2条（目的）を実現するために必要な業務を遂行する中心人物である。

1. 種類

(ア) 自治会長

(イ) 副会長

(ウ) 書記広報部長

(ウ-1) 書記広報部員

(エ) 財政部長

(エ-1) 財政部員

(オ) 生活厚生部長

(オ-1) 生活厚生部員

(カ) 学修支援部長

- (カ-1) 学修支援部員
- (キ) 課外活動部長
 - (キ-1) 課外活動部員
- (ク) 特定事業部長
 - (ク-1) 特定事業部員

2. 選出

2-1. 定員

- i. (ア)～(ク)は、各1人とする。また、学年は問わない。
- ii. (ウ-1)～(ク-1)は、人数・学年制限を設けない。
- iii. 特に、(ア)～(ク)は、役員長と呼ぶ。

2-2. 方法

2-2-1. 立候補期間

- i. 立候補を原則として、新年度6月から2週間 候補者公募を行う。
- ii. 立候補者 または 信任となった立候補者が、役員の必要人数を下回った場合、追加募集を行うことがある。

2-2-2. 学生総会選挙

- i. 学生総会選挙の目的は、役員の正式承認 および 役職を決定することである。
- ii. 立候補を原則として、候補者公募の翌週に 学生総会を開催し選挙を行う。
- iii. 役職候補者は、役員候補者としての是非も同時に問われる。
- iv. 1 / 2 以上が不信任とした役員候補者は、役員として承認されない。ただし、何らかの不正があった場合、再投票を行うことがある。
- v. 1 / 2 以上が不信任とした役職候補者は、役員候補者として1 / 2 以上が信任の場合は役員として承認され、不信任の場合は役員として承認されない。
- vi. 投票数が全会員の半数を下回った場合、無投票者は承認の意として扱う。
- vii. 選挙の結果、該当者が0名の役職が出た場合、再選挙を行う。ただし、先の選挙で一度落選した役職には再立候補することはできない。また、再選挙で落選した場合、先の選挙で正式に役員承認されている場合は、役員として不信任としない。
- viii. 学生総会に参加できない学生のために、学生総会実施前に期日前投票を行う。
- ix. 上記について、公正な選挙となるよう選挙管理委員が統率する。
- x. 何らかの理由で学生総会を執り行えない場合は、委員総会 または 執行会で代替できるものとする。

2-2-3. 選挙管理

- i. 役員選挙において、選挙管理委員が全ての管理を行い、不正がないよう公正に実施する。
- ii. 選挙管理委員は、役員として立候補できない。ただし、公募期間前に選挙管理委員を辞任している場合は立候補可能である。

3. 任期

7月1日より翌年6月30日までの1年間とする。

4. 任務

4-1. 自治会長

- i. 本会を代表し、各活動において責任を持つ。
- ii. 全活動の管理を行い、第1章 2条（目的）を遂行できるよう業務活性化に尽力する。
- iii. 意思決定機関のうち、執行会・委員総会・学生総会を招集・運営・総括する。
- iv. 役員会議を総括する。

4-2. 副会長

- i. 自治会長を補佐する。
- ii. 自治会長が業務に携われない場合は、会長代行として全権が委任され、同等の指揮権を持つものとする。

4-3. 各事業部門長

所属事業部門 ならびに 役職に準ずる業務を遂行する。（第5章 参照）

4-4. 共通

- i. 定例役員会議に参加し、情報共有や協議を行う。
- ii. 意思決定機関において、不信任案が採択された場合、学生総会において信任を問わねばならない。ただし、学生総会で採択された場合は、その時点で不信任とする。

第9条（特定役員）

特定役員とは、不定期 あるいは 特定期間のみ本会の業務に携わり、第1章 5条（活動）のうち一部を担う人物である。

1. 種類

- (ア) 図書委員長
 - (ア-1) 図書委員
- (イ) 学修委員長
 - (イ-1) 学修委員
- (ウ) クラブ委員長
 - (ウ-1) 文化部長
 - (ウ-1-1) 文化部 各部長
 - (ウ-2) 運動部長
 - (ウ-2-1) 運動部 各部長
- (エ) 西医体評議委員長
 - (エ-1) 西医体評議委員
- (オ) 大倉山祭実行委員長
 - (オ-1) 大倉山祭実行委員

2. 選出

2-1.定員

- i. (ア)・(イ) は、各1名・5年生とする。ただし、医学科学生のみとし、学年は原則とする。
- ii. (ウ)～(オ)は、各1名とする。また、学年は問わない。
- iii. (ア-1) は 各学年1名、(イ-1) は 各学年3名 計18名(委員長含む)、(ウ-1)・(ウ-2) は各部長より学年不問 各1名、(エ-1) は 学年不問 各運動部1名 計 運動部数と同数名、(オ-1) 学年不問計50名とする。ただし、(ア-1、イ-1)は医学科学生のみとし、人数・学年は原則とする。
- iv. (ウ-1-1)・(ウ-2-1)は 各クラブの方針に準ずる。
- v. 特に、(ア)～(オ)は、特定役員長と呼ぶ。

2-2.方法

立候補を原則とするが、本会業務の一部のみを担う各委員会の業務体制に応じて、選出方法は柔軟に変更できる。すなわち、第8条(役員)にあるような選出は行わない。以下、原則例を記す。

2-2-1.(ア) 図書委員長 (ア-1) 図書委員

- i. 各学年の学年代表によって、図書委員は選出される。
- ii. 図書委員長は、図書委員の中から立候補を原則として選出される。
- iii. 執行会 および 神戸大学附属図書館 医学分館長に委員名簿を提出し、正式承認とする。

2-2-2.(イ) 学修委員長 (イ-1) 学修委員

- i. 各学年の学年代表によって、学修委員は選出される。
- ii. 学修委員長は、学修委員の中から立候補を原則として選出される。
- iii. 執行会 および 教務学生係に委員名簿を提出し、正式承認とする。

2-2-3.(ウ) クラブ委員長 (ウ-1) 文化部長 (ウ-2) 運動部長 (ウ-1-1) 文化部 各部長 (ウ-2-1) 運動部各部長

- i. 文化部長は、文化部各部長の中から立候補を原則として選出される。
- ii. 運動部長は、運動部各部長の中から立候補を原則として選出される。
- iii. クラブ委員長は、文化部長・運動部長のどちらかから立候補を原則として選出される。
- iv. 執行会 および 教務学生係に委員名簿を提出し、正式承認とする。

2-2-4.(エ) 西医体評議委員長 (エ-1) 西医体評議委員

- i. 特定事業部門長によって公募が行われ、西医体評議委員長は選出される。ただし、クラブ間同士の公平性を担保するため、原則として持ち回り制度を採用する。
- ii. 西医体評議委員長によって、各運動部の中から西医体評議委員は選出される。
- iii. 執行会 および 教務学生係に委員名簿を提出し、正式承認とする。

2-2-5.(オ) 大倉山祭実行委員長 (オ-1) 大倉山祭実行委員

- i. 特定事業部門長によって公募が行われ、大倉山祭実行委員長は選出される。
- ii. 大倉山祭実行委員長によって、大倉山祭実行委員は選出される。
- iii. 執行会に委員名簿を提出し、正式承認とする。

3. 任期

4月1日より翌年3月31日までの1年間とする。ただし(ア-1、イ-1)は再任を妨げない。また、クラブ委員会に所属する委員は、9月1日より翌年8月31日までの1年間とする。

4. 任務

所属事業部門 ならびに 役職に準ずる業務を遂行する。(第5章 参照)

第4章 意思決定機関

第10条 (執行会)

1. 構成

1-1. 定員

役員長 および 特定役員長により構成される。

1-2. 招集

以下の場合、自治会長は執行会を招集しなければならない。

- (ア) 年度末に収支報告 および 活動報告を行う場合
- (イ) 執行会員の1/4以上が要請した場合
- (ウ) その他 意思決定機関が要請した場合
- (エ) 独立監査機関が要請した場合
- (オ) 自治会長が必要と認めた場合

1-3. 成立

- i. 全役員長の出席 および 関連議題に携わる特定役員長の出席がある場合に成立する。
- ii. 関連議題がない特定役員長は、出席の権利を持つものとし、成立には関与しない。
- iii. 成立に関与する者が欠席の場合、原則として役員より代理人を選出する。

2. 任務

- i. 本会活動における全権を委任され、名義に「神戸大学医学部医学科自治会 執行会」の名を冠するものとする。
- ii. 本年度収支 および 次年度予算案の公開を行う。ただし、会計監査委員会により調査・是正を受ける義務がある。
- iii. 本年度活動 および 次年度活動案の報告を行い、妥当性があるか検討する。

3. 決議

- i. 議長を自治会長、副議長を副会長が務める。書記は、書記広報部から選出される。
- ii. 1/2以上の投票数があった場合、賛成多数として議題は承認される。

iii. 決議の無効 および 不服申立てがあった場合、学生総会へ上訴する。

第11条 (クラス会)

1. 構成

1-1. 定員

学年代表、学修委員、図書委員により構成される。

1-2. 選出

- i. 学年代表は、各学年1名 計6名とする。
- ii. 学年代表は、クラスの中から立候補を原則として、4月に選出される。
- iii. 学年代表は、執行会 および 教務学生係に報告し、正式承認とする。
- iv. 学修委員 および 図書委員は、第3章 9条を参照する。

1-3. 招集

以下の場合、学年代表はクラス会を招集しなければならない。

- (ア) クラス員の1/4以上が要請した場合
- (イ) クラス会員が要請した場合
- (ウ) 学年代表が必要と認めた場合
- (エ) 自治会長が必要と認めた場合

1-4. 成立

- i. 学年代表・学修委員・図書委員の出席がある場合に成立する。
- ii. 各クラス単位であっても、クラス会として成立する。
- iii. 成立に関与する者が欠席の場合、原則としてクラスより代理人を選出する。

2. 任務

- i. クラス内で生じる諸問題を協議し、改善を図る。
- ii. クラス内交流を活性化させ、学生生活を円滑に送れるよう促す。
- iii. その他 クラスにおける自治活動を遂行する。
- iv. 必要ならば、クラス会で挙げられた議題を審議するため、委員総会の招集を要請する。

3. 決議

- i. 議長は学年代表から、書記は学修委員から選出される。
- ii. 1/2以上の投票数があった場合、賛成多数として議題は承認される。
- iii. 不服申立てがあった場合、執行会へ上訴する権利を持つ。

第12条 (委員総会)

1. 構成

1-1. 定員

執行会員 および クラス会員により構成される。

1-2. 招集

以下の場合、自治会長は執行会を招集しなければならない。

- (ア) 委員総会員の1/4以上が要請した場合
- (イ) その他 意思決定機関が要請した場合
- (ウ) 独立監査機関が要請した場合
- (エ) 自治会長が必要と認めた場合

1-3. 成立

- i. 執行会の成立構成員に加え、関連議題に携わるクラス会員の出席がある場合に成立する。
- ii. 関連議題がないクラス会員は、出席の権利を持つものとし、成立には関与しない。
- iii. 自治会長が認めた場合、クラス会員以外の自治会員を招集できる。
- iv. 成立に関与するクラス会員が欠席の場合、原則として他クラス会員より代理人を選出する。

2. 任務

- i. 学生生活の向上を達成するべく、諸活動事業について審議決定する
- ii. 執行会で挙げられた議題について審議決定する
- iii. クラス会で挙げられた議題について審議決定する

3. 決議

- i. 議長を自治会長、副議長を副会長が務める。書記は、書記広報部から選出される。
- ii. 1/2以上の投票数があった場合、賛成多数として議題は承認される。
- iii. 不服申立てがあった場合、執行会へ上訴する権利を持つ。

第13条（学生総会）

1. 構成

1-1. 定員

全会員を対象とする。

1-2. 招集

以下の場合、自治会長は学生総会を招集しなければならない。

- (ア) 全会員の1/4以上が連署要請した場合
- (イ) 意思決定機関が要請した場合
- (ウ) 独立監査機関が要請した場合
- (エ) 自治会長が必要と認めた場合

1-3. 成立

- i. 学生総会は、全会員の1/4以上の出席 および 委任状の提出がある場合に成立する。
- ii. 上記に満たない場合は、仮成立となるが、委員総会 または 執行会で審議し可決された場合は、成立するものとする。

2. 任務

- i. 役員の正式承認 および 役職を決定する選挙を行う。

- ii. 全権を委任する執行会で、決議が無効 または 不服申立てがあった場合、審議決定する。
 - iii. その他、全学生に是非を問わなければならない事項について、審議決定する。
3. 決議
- i. 議長・副議長・書記は、学年代表から選出される。
 - ii. 1 / 2 以上の投票数があった場合、賛成多数として議題は承認される。

第5章 事業部門

第14条（書記広報部）

1. 構成

書記広報部長 および 書記広報部員により構成される。

2. 任務

2-1. 本事業

- i. 大学のニュースや本会活動状況の情報宣伝を行う。
- ii . 自治会における記録の保管、資料の整理を担う。
- iii. 他大学との情報共有をはじめとする学外交流などの渉外業務にあたる。

第15条（財政部）

1. 構成

財政部長 および 財政部員により構成される。

2. 任務

- i. 財源にあたる入会金 および 会費を入学時に一括で徴収する。
- ii. 各事業部門から提出される財源利用申請書を審議する。
- iii. 年収入に応じて予算を計上する。その支出に際しては、執行会の承認を必要とする。
- iv. 年度末に収支報告を行い、会計監査委員会による監査を受ける。

3. 財源

3-1. 予算

- i. 本会の予算は、財政部長をはじめとして、関連事業部長の下で立案する。
- ii. 予算案は、執行会の承認によって成立する。

3-2. 会費

- i. 主たる財源として、入会金1000円 および 年会費500円を全会員より徴収する。
- ii. 利用先は、財政部による財源利用申請書の審議により決定される。

3-3. 寄付

- i. 副たる財源として、寄付による現物供与援助を受けることができる。
- ii. 援助額は、執行会により配分を決定する。

3-3. 決算

年度末収支報告を執行会で行うにあたり、以下の手続きを経る。

- i. 年度末収支報告書を作成する。
- ii. 会計監査委員会に提出し、監査を受ける。
- iii. 承認を得られれば、執行会で報告する。
- iv. 問題が発覚した場合、速やかに執行会を招集し、審議を行う。
- v. 改善可能であれば、問題の修正を行った後に再監査を行う。
- vi. 改善不可能であれば、責任追及を問う。

第16条（生活厚生部）

1. 構成

生活厚生部長、生活厚生部員、図書委員長、図書委員により構成される。

2. 任務

2-1. 本事業

- i. 学生生活に必要な精神面・身体面 双方の援助を行う。
- ii. 会員が使用する施設・設備・用品などの拡充にあたる。
- iii. 福利厚生の上を目指し、諸問題を協議し、改善を図る。

2-2. 傘下事業

2-2-1. 図書委員会

- i. 会員が図書館をより有効に利用できるよう、図書館運営について協議し、改善を神戸大学附属図書館 医学分館長に求める。
- ii. 推薦図書を協議し、本会会員の文化的・教育的習熟度を向上させる。

第17条（学修支援部）

1. 構成

学修支援部長、学修支援部員、学修委員長、学修委員により構成される。

2. 任務

2-1. 本事業

- i. 4年もしくは6年間通じて行われる講義・実習・試験の内容と進級条件を含む教育体制の把握に努め、それらを教育効果や学問的レベルの観点から検討・批判し、教育改善をはかる。
- ii. 神戸大学医学部医学科の使命・理念・アドミッション・ポリシーを達成するため、諸所の教育事業の活性化に携わる。
- iii. 学修委員会より報告された内容について長期的にデータ収集を行い、問題点を抽出し改善に努める。
- iv. 大学側と随時の相互連携に努める。

2-2. 傘下事業

2-2-1. 学修委員会

- i. 講義・実習・試験に対する意見について協議し、教務学生係 および 学修支援部に報告する。
- ii. 大学側が主催する教育関連の会議、委員会等に参加し、教育の改善に努める。
- iii. 学期試験および再試験の日程をクラスとの協議を通じて調整・決定し、教務学生係へ報告する。
- iv. 実習班員について、必要ならばクラスとの協議を通じて調整・決定し、教務学生係へ報告する。
- v. クラス内で生じる学修上の諸問題について協議し、その改善を図る。

第18条（課外活動部）

1. 構成

課外活動部長、課外活動部員、クラブ委員長、文化部長、文化部各部長、運動部長、運動部各部長、西医体評議委員長、西医体評議委員によって構成される。

2. 任務

2-1. 本事業

- i. 課外活動を通じて、社会生活上必要である体力・知力・教養・調和を身につけられるよう、部活動 および 同好会の活性化と発展に努める。
- ii. 部活動 および 同好会を評価し、設立・解散・停止・再開の審議を行う。
- iii. 部活動 および 同好会の活動状況を、定期的に案内する。

2-2. 傘下事業

2-2-1. クラブ委員会

- i. 部室の割当 および 体育館の使用権を調整・決定する。
- ii. 部活動 および 同好会内で生じる諸問題を協議し、改善を図る。
- iii. 部活動 および 同好会内で、4-4. 違反行為 に示す重大な違反があった場合、速やかに課外活動部へ報告を行う。

2-2-2. 西医体評議委員会

西医体の開催にあたり、開催地・時期・協議部門・予算などの必要事項を協議する。

3. 課外活動

3-1. 設立

3-1-1. 部活動

- i. 7名以上の発起人と、顧問の教員を必要とする。
- ii. 発起人は設立承認後も継続して活動できる者とし、顧問は教授（特命教授 含む）または准教授とする。
- iii. 部活動設立申請書は、課外活動部による審査の後、執行会による審議を受ける。
- iv. 可となった場合は仮承認とし、原則として1年間の観察期間を置く。
- v. 1年間の実績において、4-1. 高評価 4-3. 表彰行為 のうち1つ以上該当する場合、教授会に設立議案を提出できる。承認となった場合は、正式に部活動として成立す

る。ただし、4-2.低評価 4-4. 違反行為 のうち1つ以上該当する場合、否認とし成立は認められない。

- vi. 同好会が部活動として昇格を申し出た場合は、直近1年間の実績が v で示すものである場合は、観察期間を置かず教授会に設立議案を提出でき、正式承認される場合がある。

3-1-2. 同好会

- i. 3名以上の発起人を必要とし、顧問は教授（特命教授 含む）とする。
- ii. 発起人は設立承認後も継続して活動できる者とする。
- iii. 同好会設立申請書は、課外活動部による審査の後、執行会による審議を受ける。
- iv. 可となった場合は、教授会に設立議案を提出できる。承認となった場合は、正式に同好会として成立する。

3-2. 解散

- i. 以下のいずれかの場合、部活動 および 同好会は、解散するものとする。
 - (ア) 部活動・同好会解散届の提出があった場合
 - (イ) 直近1年間で、4-4. 違反行為に該当する行為が2度以上あった場合
 - (ウ) 活動停止期間に、4-4. 違反行為に該当する行為があった場合
 - (エ) 直近2年間で活動実績がなく、クラブ委員会で解散決議があった場合
- ii. 解散は、その決定から6ヶ月後とする。不服申立てがあった場合、執行会へ上訴する権利を持つ。

3-3. 停止

- 以下のいずれかの場合、部活動 および 同好会は、停止するものとする。
- (ア) 部活動 および 同好会が停止を申し出た場合
 - (イ) 直近1年間で、4-4. 違反行為に該当する行為があった場合
 - (ウ) クラブ委員会 および 執行会で停止決議があった場合
 - (エ) 医学科教務学生委員会 または 教授会が社会的通念の下で停止が望ましいと決定した場合

3-4. 再開

- 以下のすべてを満たした場合、部活動 および 同好会は、再開するものとする。
- (ア) 3ヶ月間の停止期間中、4-1. 高評価 に示すような社会奉仕活動を継続して行った場合
 - (イ) 十分更生の余地があり、クラブ委員会 および 執行会で再開決議があった場合
 - (ウ) 医学科教務学生委員会 または 教授会が社会的通念の下で再開が望ましいと決定した場合

4. 評価

4-1. 高評価

- (ア) 主たる活動内容にふさわしい定期的な学内外活動実績

- (イ) 継続的な活動実績
- (ウ) 社会奉仕活動の継続的な実績
- (エ) 本会が主催する活動に対する自主的な参加実績
- (オ) 大学が主催する活動に対する自主的な参加実績
- (カ) その他 学内外の活動が、広範囲で社会的に高い評価を得た場合

4-2. 低評価

- (ア) 主たる活動内容にふさわしくない学内外活動実績
- (イ) 活動実績が認められない場合
- (ウ) その他 学内外の活動が、社会的に低い評価を得た場合

4-3. 表彰行為

以下の場合、周知・褒賞を受ける条件となる。

- (ア) 西医体において、4位以内に入賞した場合
- (イ) 西医体に準ずる規模の医歯薬系大会において、4位以内に入賞した場合
- (ウ) 医歯薬系大会以外において、社会的に芳しい成績を残した場合
- (エ) その他、社会的に芳しい実績を残した場合

4-4. 違反行為

以下の場合、部活動 および 同好会の停止 または 解散に関わる。

- (ア) 本会から供与された財源の不正利用があった場合
- (イ) 本会からの要請に背き、本会活動の規律を大きく乱した場合
- (ウ) 社会風紀に大きく反し、医学生としての行動倫理に欠けていた場合
- (エ) その他 社会通念上看過できない事態が発生した場合

4-5. 活動報告

- i. 部活動 および 同好会は、新年度に活動員名簿を課外活動部に提出しなければならない。
- ii. 部活動 および 同好会は、年度末に課外活動報告書を課外活動部に提出しなければならない。これを怠る限り、周知 および 褒章の権利を剥奪され、その他 優先権が下位となる。
- iii. 部活動 および 同好会は、4-3. 表彰行為 に該当する実績を残した場合、速やかに課外活動部に報告しなければならない。
- iv. 提出された課外活動報告書 または 報告をもとに、課外活動部は実態を評価ができる。ただし、上記の提出 または 報告がない場合 および 観察期間・停止期間は、断りなく実態を評価できる。

5. 権利

5-1. 部活動

- i. 正式に承認された部活動は、部室を所有できる。
- ii. 正式に承認された部活動は、本会による種々の援助を受けることができる。

5-2. 同好会

- i. 同好会は、部室の所有はできないが、執行会で承認された場合にのみ所有を認める。
- ii. 同好会は、本会による種々の援助を受けることができる。ただし、金銭援助は含まない。

5-3. 非公認団体

- i. 執行会 および 教授会で承認されていない団体を、非公認団体と呼ぶ。
- ii. 非公認団体は、本会による一切の援助を受けることができない。
- iii. 非公認団体は、神戸大学医学部医学科の名を冠することはできない。

第19条（特定事業部）

1. 構成

特定事業部長、特定事業部員、大倉山祭実行委員長、大倉山祭実行委員、新入生歓迎委員長、新入生歓迎委員で構成される。

2. 任務

2-1. 本事業

- i. 学生主催の事業を通し、本会会員の調和にとどまらず、地域交流・学外交流による本学の理解に努める。
- ii. 本会会員が上記に示す目的で事業を発足する場合、その援助を行う。

2-2. 傘下事業

2-2-1. 大倉山祭実行委員会

- i. 大倉山祭を企画・運営する。
- ii. 本会会員・教員・地域住民・受験生との交流を通じ、本学および医学に対する関心を抱いてもらえるよう努める。
- iii. 神戸市・周辺企業等に協賛・協力を募り、地域の一員として学内だけにとどまらない広く開かれた文化祭の実現に尽力する。

第6章 独立監査機関

第20条（会計監査委員会）

1. 構成

1-1. 定員

会計監査委員長 および 会計監査委員で構成される。

1-2. 選出

- i. 会計監査委員は、各学年1名とする。ただし、人数・学年は原則とする
- ii. 自治会長によって公募が行われ、会計監査委員は選出される。
- iii. 会計監査委員長は、会計監査委員の中から立候補を原則として選出される。ただし、自治会役員 および 特定役員を除く。
- iv. 執行会に委員名簿を提出し、正式承認とする。

1-3. 招集

以下の場合、必要に応じて自治会長は会計監査委員会を招集しなければならない。

- (ア) 年度末に本会の決算を行う場合
- (イ) クラス員の 1 / 4 以上が要請した場合
- (ウ) クラス会員が要請した場合
- (エ) クラス代表が必要と認めた場合
- (オ) 財政部長 および 自治会長が必要と認めた場合

1-4. 成立

- i. 全委員の出席がある場合に成立する
- ii. 委員が欠席する場合、原則としてクラスから代理人を選出する

2. 任務

- i. 本会の収支 および 予算を監査する。
- ii. 監査任務には、第 15 条 3-3.予算に準ずる。
- iii. 必要ならば、財政部 または 執行会に報告を行う。

第 21 条 (選挙管理委員会)

1. 構成

1-1. 定員

選挙管理委員長 および 選挙管理委員で構成される。

1-2. 選出

- i. 選挙管理委員は、各学年 1 名とする。ただし、人数・学年は原則とする。
- ii. 自治会長によって公募が行われ、選挙管理委員は選出される。
- iii. 選挙管理委員長は、選挙管理委員の中から立候補を原則として選出される。ただし、役員および 特定役員、立候補の意志がある者を除く。
- iv. 執行会に委員名簿を提出し、正式承認とする。

1-3. 招集

以下の場合、必要に応じて自治会長は選挙管理委員会を招集しなければならない。

- i. 役員選出を目的とするクラス投票 および 学生総会選挙がある場合
- ii. 意思決定機関が要請した場合
- iii. 自治会長が必要と認めた場合

1-4. 成立

- i. 全委員の出席がある場合に成立する。
- ii. 成立に関与する委員が欠席する場合、原則としてクラスから代理人を選出する。

2. 任務

- i. クラス投票 および 学生総会選挙において公平性担保の上で管理を行う。
- ii. 業務については、第 3 章 2-2.方法に準ずる。
- iii. i 以外の選出方法で役員が不信任となった場合、信任投票を行う。
- iv. その他 選挙事務を円滑に行う。

第7章 附則

第23条（改訂）

本会則は、執行会 の承認をもって、改訂を可能とする。

本会則は、2025 年 1 月 1 日に改訂した。